

## 平成25年第2回矢巾町議会定例会目次

議案目次 .....	1
第 1 号 (6月11日)	
○議事日程 .....	3
○本日の会議に付した事件 .....	3
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○地方自治法第121条により出席した説明員 .....	4
○職務のため出席した職員 .....	4
○開 会 .....	5
○議事日程の報告 .....	6
○諸般の報告 .....	6
○会議録署名議員の指名 .....	6
○会期の決定 .....	6
○請願・陳情 .....	7
25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る 意見書採択の要請についての請願	
25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請 願	
○一般質問 .....	7
1 谷 上 哲 議員 .....	7
2 村 松 信 一 議員 .....	15
3 昆 秀 一 議員 .....	29
4 山 崎 道 夫 議員 .....	41
5 川 村 よし子 議員 .....	57
○散 会 .....	72

第 2 号 (6月12日)

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 3
○出席議員	7 3
○欠席議員	7 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	7 3
○職務のため出席した職員	7 4
○開 議	7 5
○議事日程の報告	7 5
○一般質問	7 5
1 齊 藤 正 範 議員	7 5
2 小 川 文 子 議員	8 8
○散 会	1 0 5

第 3 号 (6月14日)

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 8
○出席議員	1 0 8
○欠席議員	1 0 8
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 0 8
○職務のため出席した職員	1 0 9
○開 議	1 1 1
○議事日程の報告	1 1 1
○請願・陳情の審査報告	1 1 1
2 5 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る 意見書採択の要請についての請願	
2 5 請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請 願 (教育民生常任委員長報告)	

○報告第 2号	自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について	114
○報告第 3号	平成24年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	115
○報告第 4号	平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	116
○諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	117
○議案第39号	財産の取得に関し議決を求めることについて	118
○議案第40号	平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	120
○議案第41号	平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について	124
○議案第42号	平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について	125
○答弁の保留分について		128
○議案第43号	矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	129
○発議案第4号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	130
○発議案第5号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出について	132
○発議案第6号	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出について	133
○矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について		134
○矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について		134
○議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて		137
○閉 会		138

○署 名 ..... 1 3 9

# 議 案 目 次

平成 25 年第 2 回矢巾町議会定例会

1. 請願・陳情
  - 25 請願第 4 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
  - 25 請願第 5 号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願
2. 報告第 2 号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
3. 報告第 3 号 平成 24 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
4. 報告第 4 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
5. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6. 議案第 39 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
7. 議案第 40 号 平成 25 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
8. 議案第 41 号 平成 25 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
9. 議案第 42 号 平成 25 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
10. 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
11. 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
12. 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
13. 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
14. 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
15. 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
16. 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
17. 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
18. 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて
19. 請願・陳情の審査報告
  - 25 請願第 4 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請

についての請願

- 25 請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願
- 20. 議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 21. 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 22. 発議案第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出について
- 23. 発議案第6号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出について

平成25年第2回矢巾町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月11日（火）午前10時開会

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 請願・陳情

25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
税務課長 兼会計管理者	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	山本良司君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	区画整理課長	細川賢一君
商工観光課長 補佐	吉田清一君	上下水道課長	藤原道明君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	吉田孝君	社会教育課長	立花常喜君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		



---

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成25年第2回矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち紹介を行います。

さきの教育委員会定例会において松尾光則氏が教育委員長に就任しておりますので、紹介をします。松尾教育委員長には、登壇してあいさつをお願いします。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） ただいま議長さんのほうからご紹介ありました松尾でございます。

5月1日より教育委員長を拝命して、また同様に矢巾町の教育のために一生懸命頑張りたいと思います。4月30日までは教育長としていろいろな形で皆様からご指導、ご支援を賜りまして、本当に感謝申し上げます。立場はかわりましたけれども、これまで同様児童・生徒あるいは町民のために健康で明るい、そして勢いある元気なまちづくりのために一生懸命頑張りたいと思いますので、同様にご指導よろしくようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 続きまして、同様に越秀敏氏が教育長に就任しておりますので、紹介します。越教育長には、登壇してあいさつをお願いします。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 新任にもかかわらず議員の皆様へのご挨拶まで時間が経過しましたことを恐縮に思っております。

私、5月1日より教育長を拝命しております越秀敏と申します。矢巾町の教育行政の推進のために今年度の教育行政方針、社会教育、学校教育の推進計画を踏まえ、誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても教育行政に対し、これまでと同様のご指導をお願い申し上げ、挨拶いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、4月の人事異動で幹部職員に異動がありましたので、紹介します。

吉田孝学務課長です。

○学務課長（吉田 孝君） 学務課長の吉田孝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で紹介を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

16番 高 橋 七 郎 議員

17番 長谷川 和 男 議員

1 番 齊 藤 正 範 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は6月4日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月14日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの4日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 日程第3 請願・陳情

25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願

○議長（藤原義一議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願及び25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願については、教育民生常任委員会に、それぞれ会議規則第92条第1項の規定により付託します。

---

### 日程第4 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。

岩手山の雪景が少しになり、連なる山々の稜線はくっきりと見えています。田植えを終えた水田は、青々と木々の緑も一層鮮やかになってきました。清々しい初夏の季節を迎えております。

それでは、早速ですが、1問目の質問に入らせていただきます。本町の学校給食についてでございます。現在学校給食は、全国約1,052万人の児童・生徒を対象に、その心身ともに健全な発達に資するよう企図して実施をされております。本町においては、平成15年度まで自

校方式の給食でございましたが、矢巾東小学校建設とあわせ、平成16年4月から学校給食共同調理場を建設、スタートをし、4小学校、2中学校で食数も児童・生徒、教職員、調理場職員合わせて約3,000食近い給食を提供し、スタートしたわけでございます。

共同調理場は、当時としては画期的な機器の導入などでモデル施設として県内外から注目されました。また、学校給食の今日的な使命を果たしつつ、地産地消にもいち早く取り組み、農協主催の全国地産地消部門において特別賞を受賞するなど、各方面から評価をされてきたというふうに認識いたしております。

今後も学校給食の果たす役割や期待も大きいだけに現在の児童・生徒及びそのご家庭の関係者にかかわらず町民が等しく理解、支援していくことも肝要かと思えます。原点回帰で今後ますます発展を期するためにも以下について伺います。

1点目は、給食の運営に関し財政面から施設の維持費、人件費を含む、その1人当たりの額及び個人負担金の内訳についてでございます。

2点目として、給食費の徴収方法及び未納者の過年度の実態について。

3点目に、食育教育に関する町民への情報発信について、つまり1年365日、3食の中で学校給食ではおよそ3割弱ということで広く家庭や住民に周知をすることも肝要かと思えます。

4点目としては、地産地消の現状とさらなる推進について。

5点目に、残留農薬やセシウムの含有など、安全・安心面の対応について。

それから、6点目は、食物アレルギーの児童・生徒への対応について。

最後になりますが、7点目は、現在の共同調理場、その基幹設備の耐用年数と買いかえの予定などについて。

以上に関しお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 7番、谷上哲議員の本町の学校給食についてのご質問にお答えいたします。

1点目の当町給食施設の維持費と、その1人当たりの額及び個人負担金の内訳についてですが、矢巾町学校給食共同調理場の学校給食施設及び設備並びに従事者の人件費、並びに修繕費に要する施設運営に係る総経費は、平成23年度決算では8,755万30円となっております。平成23年5月1日時点での在籍児童・生徒数は2,570人であり、1人当たりの経費額は3万4,066円となっております。また、個人負担金であります年間の給食費については、矢巾町学

校給食共同調理場運営委員会において年間給食回数とともに決定されております。平成25年度につきましては、小学校が4万5,500円、中学校は5万2,000円で前年度と同額となっております。その給食費の内訳は、およそ98%が食材料費を占め、残る2%が運営諸費となっております。

2点目の給食費の徴収方法及び未納者の実態についてですが、給食費の納付方法は、各学校のPTAから選出された給食担当者に集金をお願いしており、平成24年度については、給食費全額の納付が完了しており、過年度の未納はございません。

3点目の食育教育に関する町民への情報発信についてですが、調理場配置の栄養教諭が担当しており、給食献立等の栄養管理のほか、学校も食育学習の指導を行っております。また、食育教育の啓発の一環として、献立表に一口メモを記述しているほか、給食だより「すこやか」を毎月発行し、児童・生徒を通じた家庭への配布のほか、町民全般に向けては町ホームページに掲載しております。その他に町公民館ロビーにも配置しておりますし、毎月のJAいわて中央矢巾有線放送により、食育に関する情報発信に努めているところであります。

4点目の地産地消の現状とさらなる推進についてですが、平成24年度の町内農産物の使用割合は56.6%と、平成23年度に比べ5.5%向上しております。今後も新鮮で質のよい地元農産物の食材確保に資するよう、引き続き納入業者や地元生産者等との情報交換会等の機会を設けることにより連携を図り、地産地消率の向上と本町の食材にこだわった給食の提供に努めてまいります。

5点目の残留農薬やセシウムの含有など、安全・安心面の対応についてですが、残留農薬については、農作物の納品は、市場流通品もしくは農協集荷品であり、生産指導や納入時の業者による安全の確認が行われているものと認識しておりますが、日々の納品検収には慎重を期し、異常の疑いがある場合は、即事の返品を心がけております。

また、セシウムの含有については、市場流通されている食品等も同様に食品衛生の基準値の適用により、安全性が確認されているものと認識しておりますが、平成24年4月6日から毎食提供の給食について国の定める規制値や県の指導基準等に基づき、食品の放射線物質濃度の測定を実施するとともに、測定結果については、町ホームページに公表しており、全て不検出となっております。

なお、本年度も継続して測定を行い、安全性に係る情報提供を行ってまいります。

6点目の食物アレルギーの児童・生徒への対応についてですが、毎年給食開始前に食物アレルギーの有無及び原因食品等について学校との連携のもと、全校児童・生徒の保護者に調

査を実施し、アレルギー除去食の提供を必要とする場合は、医師の診断書により、保護者と面談を行っております。また、その保護者、学校及び学級担任が毎月の献立表におけるアレルギー発症の恐れがある食材内容について、事前に双方の確認を行うなど、情報の共有化、連絡に努め、調理行程上から原因食の除去を行い、児童・生徒個々の状態に対応した給食を提供しております。

7点目の共同調理場基幹設備の耐用年数と買い換え予定についてですが、当施設は、平成16年4月から稼働し、本年6月現在で9年と2カ月を経過しておりますが、建物の耐用年数は、建物が鉄骨づくりで38年、建物に附属する給排水衛生設備類は15年となっております。平成23年3月の東日本大震災では、一部壁材にひびが入り補修を行っておりますが、本体には大きな影響がなかったところであります。建物と施設は、メンテナンスなどの維持管理により、実質の耐用年数より延伸するものと考えております。

また、食料品製造業用機械類の耐用年数は10年となっておりますが、設備品の買い換えについては、設備機器等は年数のほかに使用頻度により損耗状態が異なり、不具合も比例的に見込めないことなどから、各機器の定期的なメンテナンスにより損耗部品の交換や修繕を必要の都度行っております。

本年度の当初予算においては、学校給食費の共同調理場運営事業に設備機器等の更新分を含んだ調理場備品の購入予算を計上しており、適宜設備機器類の更新を行ってまいります。今後も機器点検の専門委託業者からの指導とあわせ、修繕、更新等の適切な時期と、その維持経費を考慮しながら適切な管理により、設備の延命利用に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 詳細にわたってご丁寧な答弁ありがとうございました。一言意見を述べさせていただきます。

学校給食の運営につきましては、質問のところでも述べたとおり、総体的にすばらしい運営がなされていると評価をいたしているところでございます。それだけに今後も引き続いて研さんをされ、設備の更新を含めて模範となる運営に努めていただきたいと思います。以上でこの点に関する質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 2問目は、指定管理者制度導入の現状と効果についてでございます。

平成15年6月に一部改正された地方自治法の規定により、指定管理者制度が導入されて以来、早くも10年目を迎えております。制度の改正とあわせてそれまで公共財団等に管理をしていた施設については、平成18年9月までに指定管理者制度に移行する、そういったこととあり、その期限到来の前段階である平成17年後半から平成18年の前半にかけて全国的に指定管理者制度への移行が急速に進んでまいりました。

本町においても現在18施設、11の指定事業者が管理している指定管理者制度は、平成18年度から法律の施行に合わせて早急に導入した経緯があると思われまます。それぞれの指定事業者が民間のノウハウをフルに発揮して取り組んだ結果、費用対効果の向上のほか、総じて住民サービスの向上につながっているものと思われまます。

財団法人地方自治総合研究所の調査では、平成18年現在の指定管理者制度導入自治体数は1,238の自治体であり、ほぼ8割が導入を終えているということでございます。この施設数で見ると、総数29万何かがしということで全体では4万9,073施設、導入率約16%が指定管理制度を導入いたしております。導入から10年を経過した中で本来の目的が果たされ、一定の成果を上げているか、また経費の節減を図る一方で住民サービスの欠落がしていないかなどなど、その検証が求められております。これらに関し、以下について伺います。

1点目は、現在の全ての指定管理施設の成果と問題点についてでございます。

2点目として、契約期間が今後も現行年数とするのか。

3点目は、公募、非公募は、今後も現行どおりとするのか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 指定管理者制度導入の現状と効果についてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在の全ての指定管理施設の成果と問題点についてですが、本町の指定管理者制度の導入状況につきましては、現在11指定管理者により18施設が管理、運営されているところであり、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき毎年度終了後に事業報告書が提出され、それぞれ効果を検証しているほか、年に1度指定管理者と町所管課が一堂に会する機会を設け、運営に関する意見交換を行っているところであります。

指定管理者制度の成果といたしましては、適正な管理運営はもとより独自の接遇研修による対応や民間のノウハウや専門性を生かした利用者に対するきめ細やかな配慮、創意工夫し

た事業展開が図られ、利用者の増加、利便性の向上等、総じて一定以上のものを上げていると考えております。

問題点につきましては、施設の老朽化等のほか、一部の施設で利用者が横ばい状態となっていることが挙げられております。これらの対策といたしましては、指定管理者と協議しながら計画的な施設の改修や利用者増加に向けたPR活動、施設機能の向上などに努めてまいります。

2点目の契約期間は、今後も現行年数とするかについてですが、現在の指定期間は3年間で14施設、5年間で4施設となっており、指定管理者の管理、運営状況や施設が持つ特性等を考慮し、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会において検討し、決定しているところであります。今後の指定期間につきましては、現行年数を基本としながら継続した安定的な管理運営などを考慮し、選定委員会において検討していくこととしております。

3点目の公募、非公募は、今後も現行どおりとするかについてですが、現在の指定管理施設は、公募が2施設、非公募が16施設となっており、施設の特性上から公募、非公募に分けて指定しております。このことにつきましても指定期間と同様、現行を基本としながら管理内容や継続性などを考慮し、選定委員会において検討することとしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。おおむね成果が出ているということでした。制度発足の趣旨から考えても、もしも問題があるとすれば、無理をして続行せずに元に戻すのも適切な決断であると思います。これに関し法的な規制もないわけですので、それで、問題の視点は、税金で賄われている、そのことから経費が多少節減になるとかだけではなく、町民の目線で満足が得られているかがあくまでも基本であります。全国の事例から各地で大小さまざまな問題が起きております。以下、幾つか再質問をいたします。

18の施設の中で田園ホールを例にとって幾つか質問をいたします。1点目は、回答の中にも一部ありましたが、指定管理者施設の評価は、誰がどのような手法で行うのか。つまり提携的な手法、また苦情などはないものかどうかでございます。

それから、2点目として、月次の計画は、町民や各団体など、借用の要望によるものと、また自主企画の2種類があると思います。特に、この自主企画の内容について、つまり各種



のコンサートなど、どのような方針で決定をなされているのかについてでございます。

それから、3点目として、田園ホールの各種の運営費の中で人件費は、指定管理者になる前と現在では、どのような差異になっているか。つまり多くなったか、少なくなったかの状況を含めてでございます。

以上、3点について伺います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいま指定管理者の件で質問がございました。特に田園ホールについてということでございますが、まず誰がどのように評価をしているかということでございます。それで、例年行っております指定管理者との話し合いということでございますが、これについては、例年6月ごろに行っております、ことはまだ行っておりません。ということで去年の資料になりますが、まず評価につきましては、社会教育課のほうで行ってございます。そういった中でいろいろ田園ホールのほうでも企画等やっております、例えばでございますが、町の大きな行事等のときに、ロビーコンサート等を行っているというふうなことで企画が出てきております。そのほかにもさまざま田園ホールのほうで企画をしております、稼働率が84%ほどにのぼっているというふうなことでこちらのほうでは報告をいただいているというふうなことでございます。

それから、3点目ですが、人件費のことにつきましてですが、特に今人件費については押さえてはおりませんが、平成18年から指定管理者制度を行っていただいております、それで田園ホールにつきましては、平成17年の当時は、歳出から歳入を引いた、その経費につきましては、おおよそ6,900万円ほどの経費でございました。ですが、平成23年度につきましては5,400万円というふうなことで約1,400万円ほどの削減が図られているというふうな状況にあります。特に、歳出の中の人件費というところは押さえておりませんが、職員体制よりは減額になっているというふうにご考えてございます。

それから、2点目の自主企画の関係でございますが、月次事業等々につきましては、それぞれ田園ホールのほうで皆さんの広報等と一緒に回ってきますが、そういったことでかなり企画をしていただいております、前よりもかなり利用されているというふうにご考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 2点目の田園ホールのほうの自主事業についてでございます

けれども、田園ホールの方では、文化会館の運営審議会という委員会を持っておりまして、前年度にそちらの方に企画内容をご提案いたしまして、そこのご意見を伺いながら企画会社等との交渉を進めて実際の企画を立案するというような運びで事業内容を決定しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 最後に意見を述べさせていただきます。

指定管理者制度の全てを問題視しているわけではございません。例えば室岡の矢巾町農村環境改善センターや土橋の矢巾地区農業改善センターのように関連団体あるいは最寄りの地区というように施設の状況を把握できているところが管理運営をすることで的確に対応できるという面もあろうかと思えます。また、矢巾町国民保養センターなどのように、町の第三セクターが一括して管理運営することで利用者の利便性が図られるといったよさもあろうかと思えます。

それで、提携的な会議や指定管理者の選定委員会などで検討がなされているということで、これもわかりますけれども、要は前段で述べたように、町民の評価という視点、つまり利用者である町民の声に耳を傾けて従来の行政と比べて管理者のサービスがどうなったのか、町民による外部評価が必要であろうかと思えます。いわゆる企画内容は言うまでもなく、接客、説明あるいは料金体系、設備など、細部にわたるサービスの内容、その評価が求められていると思えます。もちろんこの種のテーマは、一過性ではなく、永続的課題であると同時に絶えず検証する機会もございます。当然認識していることと思えますが、行政と指定管理者は、協力関係を保って町民の声に対応し、改善を図りながら施設を運営していくことは大切であり、肝要であるということを示し添えて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 意見ではありますけれども、当局、答弁ございますか。

星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 今さまざまご意見がございました。それで、この指定管理者制度、10年、議員さんおっしゃるように10年経過してございます。そういった中で全国的に言われているのは、期限が短かければ、その指定管理者が専門的な職員を雇用できない、あるいはサービスに集中できないというふうなことも言われております。逆に長ければ、今度は緊張感が薄れるというふうなことでそういったことも言われております。ということでさまざま

考慮する要素があるというふうに思いますので、今後再指定等々に当たりましては、指定管理者の選定委員会等で十分協議しながら選定していきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

-----  
午前11時05分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き一般質問を行います。

3番、村松信一議員。

それでは、質問を許します。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。

第1問目、質問をさせていただきます。学校教育、社会教育の考えについて質問をさせていただきます。

このたび5月1日、矢巾町教育委員会教育委員長にご就任されました松尾光則様、教育長、越秀敏様、まことにおめでとうございます。平成25年度第1回定例議会における教育行政方針演述で最も重要な基盤となる学校教育の充実、社会教育の充実、教育施設設備の充実を掲げております教育行政に対し、教育委員長及び教育長がかわられましたことから、これらの方針をどのように取り入れて今後本町の教育行政を推進してまいるのか、所信の一端をお伺いいたします。

1点目であります。本町の小中学校児童・生徒の学力向上を進める上での具体的な取り組み内容と期待する成果と課題についてお伺いいたします。

また、体力向上について、本町小中学校の児童・生徒の以前の体力運動能力の実態調査の結果と、その成果及び今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目であります。学校評議員制度について、評議員からの意見取りまとめ方法とまとめた意見は、学校運営の中にどのように反映されているのか。また、保護者や地域の皆様から信頼される学校づくりのため、評議員制度をどう評価し、学校教育の中に取り入れようとし

ているのかお伺いたします。

3点目であります。教育相談の取り組みについて、町内小中学校の教育相談は、児童・生徒、保護者、地域の方々などからの相談の実態と課題について具体的にお伺いたします。

次に、4点目であります。本町の小中学校における防災教育、危機管理、安全管理の取り組み状況について、機器、装置、設備など、これら施設の安全点検を実施し、不具合がある場合は、どう対応しているのか。

また、このたびの東日本大震災津波を受けて、災害時における防災教育はどのように実施されているのか。さらに、ボランティアのスクールガードについて、学校、警察、交番、交通指導隊、防犯協会など、安全に関する団体等と総合的な学校安全対策のための連携は図られているのかお伺いたします。

5点目であります。本町の各小中学校の児童・生徒の読書活動と道徳教育推進について、今後どのような取り組みを考えているのか。また、課題があれば、お伺いたします。

6点目であります。文化財の保護、活用について国指定史跡徳丹城跡を初めとする史跡は、多くの貴重な文化財などの保存、活用を進め、町民に対する啓発活動を通じ、文化財保護意識の高揚を図るとありますが、町内には発掘されていない遺跡は、どの程度の数があり、その中で重要な遺跡と認識されている遺跡はどこか。また、その調査の予定についてお伺いたします。

次に、7点目であります。体育、スポーツの振興の中で未来の国体選手やオリンピック選手の輩出を目指しております本町の岩手スーパーキッズ対象者の選手育成強化状況について、また、スポーツに取り組む人たちが十分なトレーニングができるための体育施設充実のため、町の体育施設の運営状況と町運動公園並びに体育館の新規整備構想の考えについて、以上、お伺いたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 3番、村松信一議員の学校及び社会教育の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内小中学校における学力向上を進める上での具体的な取り組み内容と期待する成果と課題についてですが、教育委員会としては、特に4つの取り組みを進めているところであります。

1つ目は、教師の授業改善のための支援であります。児童・生徒の学習状況を各種調査を

実施することによって把握し、結果を分析することにより、改善策を各学校ごとに提示し、特に算数、数学、英語の指導改善につきましては、町教育研究所を中心として重点的に取り組んでいるところであります。

2つ目は、指導方法や指導体制の工夫と改善であります。各学校において、少人数指導や複数の教員がチームを組んで全体指導と個別指導を行うチームティーチング指導などの学習形態を導入し、児童・生徒一人一人の学習状況に沿った指導を行っております。

3つ目は、学校と家庭の連携による家庭学習及び読書習慣等の形成であります。児童・生徒に町教育研究所で作成した各学年に対応した学習の手引きと家庭での学習の習慣化を図る家庭学習の充実を配布し、児童・生徒の状況に応じた指導を行っております。

4つ目は、教員研修の充実であります。各学校の校内研究の充実を図るとともに、郡指定学校公開研究会、教育委員会主催研修等の実施により、教職員の指導力の向上を図っております。現在の町内の小中学校の学力の状況は、平成24年度岩手県学力学習状況調査の結果を見ますと、ほとんどの教科において県平均を上回っており、非常に良好な状況であります。今後さらなる学力向上に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、体力向上について、本町児童・生徒の実態調査の結果と今後の取り組みについてですが、平成24年度実施の体力運動能力テストの総合評価がAまたはB段階の児童・生徒の割合を見ますと、岩手県の目標値が29%であることに對し、中学校においては45%と非常に良好な状況となっております。しかしながら、小学校におきましては18%となっております、目標値を下回っている状況であります。

こうした状況を改善するため、現在各小学校では、体力向上プログラムを作成し、実践することにより、体育の授業改善と日常的な運動量の確保等について計画的に進めるよう指導しているところであります。

2点目の学校評議員制度について、評議員からの意見の取りまとめ方法と、まとめた意見は学校運営の中にどのように反映されているかについてですが、学校評議員は、地域での子どもたちの様子を踏まえた上で授業や学校行事の参観、校長との対話、保護者アンケート結果、学校施設、設備の視察などにより、学校の評価を行っており、こうした活動をもとに各小中学校で開催されております評議員会議で意見が集約され、その内容が学校運営に生かされているところであります。

次に、保護者や地域の皆様から信頼される学校づくりのため、評議員制度をどう評価し、学校教育の中に取り入れようとしているのかについてですが、この制度は、保護者や地域住

民が日ごろ感じている学校への期待や要望、意見の把握はもちろんのこと、それぞれの学校が特色ある学校づくりに取り組んでおり、目指す姿や目標を理解していただく絶好の機会があります。

こうしたことから、教育委員会といたしましても、結果を踏まえた課題を共有しながらそれぞれの学校経営状況が向上するよう指導を行うとともに、今後とも開かれた学校づくりに努めてまいります。

3点目の町内小中学校の児童・生徒、保護者、地域の方々等からの教育相談の実態と課題についてですが、各小中学校における教育相談窓口での対応のほか、教育研究所が平成24年度に受けた相談として、小学校の保護者から10件、中学校が14件となっております。主な相談内容として、小学校については、教諭への指導の不満、児童間のトラブル、中学校については、不登校生徒の悩み、生徒間のトラブル、教諭への指導の不満等であります。相談を受けている研究所では、問題の実態を速やかに把握、確認し、学校長と連携を図りながら解決に向けて取り組んでいるところであります。

不登校については、家庭状況、生徒間のトラブル等、さまざまな要素と経過があります。学校では、校内はもちろんのこと、スクールカウンセラーや適用支援員の配置により、早期の問題解決を図っており、相談者の立場に立った個々の状況に応じ、学校の相談室登校、学校だけでは解決できない場合の不適応支援教室こころの窓への入級なども選択肢に入れ、学校に戻れるよう復帰訓練等の対応をしながら支援体制を整えているところであります。

4点目の町内小中学校における防災教育、危機管理、安全管理の取り組み状況について、機器、装置、設備等、これらの施設の安全点検の実施状況と、その不具合がある場合はどう対応しているか。また、防災教育はどのように実施されているのかについてですが、施設設備の安全点検については、各学校では毎月初めに安全の日を設けており、その中で点検項目に基づく点検を実施し、また日常的に目視により学校施設の安全確認を行っております。

教育委員会としては、学校における点検結果を確認しながら施設の状況把握に努めているところであります。また、設備関係については、毎年専門業者に保守点検を委託し、設備の安全点検を行っており、不良箇所が発見された場合には、速やかに状況を確認し、修理等適切な対応をしております。

防災教育については、毎年各学校で避難訓練を2回から3回実施しておりますが、その中で火災訓練、地震を想定した訓練等を実施しながら防災教育について指導しているところであります。また、岩手県教育委員会では、岩手の復興教育プログラムを作成して、復興教育

に取り組んでいるところであり、本町各学校における教育活動を通して生きる、かかわる、備えるということを身につけさせる復興教育についても指導を行っております。

次に、スクールガードについて、学校、警察、交通指導隊、防犯協会等安全に関する団体と総合的な学校安全対策のための連携は図られているかについてですが、スクールガードは、地域のボランティアとして児童・生徒の登下校における安全確保の見守り活動であることから、学校との連携は図られておりますが、他の機関との連携は図っていないところです。今後必要とされるような状況が生じた場合には、対応を検討してまいります。

5点目の読書活動と道徳教育の推進についてですが、読書活動につきましては、各学校に図書事務補助員を配置し、学校図書の整備等を行い、児童・生徒の利用促進を図るとともに、低学年への読み聞かせも行っております。

また、教育振興運動の重点目標に読書活動の充実を掲げ、親子読書など地域や家庭と連携しながら読書活動の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、道徳教育につきましては、挨拶運動や開かれた学校づくりなど、各小学校に地域や家庭との連携を図るよう指導し、児童・生徒の心身の発達段階に応じ、健やかに育み、命の大切さを教え、豊かな情操、社会性がさらに育成されるよう取り組みを進めてまいります。

6点目の町内には発掘されていない遺跡はどの程度の数があり、その中で重要な遺跡と認識されている遺跡はどこか。また、その調査の予定はどのようになっているのかについてですが、現在町内には162カ所の遺跡が国の周知の遺跡として登録されております。その中でこれまで昭和25年の文化財保護法施行以降、町及び県において宅地開発や住宅の新築、改築及び農地の土地改良等の開発行為に対応して29遺跡の発掘調査を実施しておりますので、未調査の遺跡の数は133遺跡となります。

遺跡の内容やその重要度については、遺跡が地中に存在することから、発掘調査を実施しなければ正確には把握できないので、未調査の遺跡の中で重要だと認識されるものはどこかという判断は難しいものがあります。しかし、未調査の遺跡であっても古文書など文献資料の内容や地形的に遺構の状況が判断できるものなど、重要と認められた赤林一里塚ほか5遺跡については、町の史跡として指定しております。

また、今後の未調査遺跡の調査予定については、遺跡の保存を原則として現状保存としていくことから、具体的な調査計画は立てておらないところであります。しかしながら、遺跡の保存に影響を及ぼすような開発行為が発生した場合には、発掘調査を実施して、遺跡の内容を明らかにし、遺跡の保存と開発行為との円滑な調整を図ってまいりたいと考えております。

す。

7点目の未来の国体選手やオリンピック選手の輩出を目指しております岩手スーパーキッズにおいて、本町対象者の選手の育成強化状況と、その活躍状況についてですが、岩手スーパーキッズ発掘育成事業は、本県の子どもたちのスポーツにおける大きな夢や希望の実現をサポートし、国内外で活躍するトップアスリートの輩出を目指して平成19年度から小学校5年生と6年生を対象に岩手県教育委員会と財団法人岩手県体育協会が主催し、事業を実施しております。

本町からは、平成19年度の1期生から平成24年度の6期生まで男子4名、女子8名、計12名が合格しております。合格者は、月3回の体力、運動能力向上プログラムや各競技団体のスクールへの参加、夏、冬年2回の県内合宿、さらには保護者を対象としたスポーツ栄養学や医科学の理解を深めるプログラムを実施し、サポートが行われております。その活躍状況は、中学校、高等学校のクラブ活動等でそれぞれ活躍しているところであり、男子2名は、スーパーキッズの中でも運動能力が高い者が全国から選抜されるナショナルトレーニングセンターの講習会、研修会に参加しております。また、女子の1名は、ハンドボール競技で国体強化指定選手として選出されているところでもあります。

次に、町と学校の施設の運営状況と町運動公園並びに体育館の新規整備構想の考えについてですが、町の社会体育施設である総合グラウンドの運営状況は、平成24年度78件で2,215人の利用があり、前年比29件、484人の増となっております。町民総合体育館の運営状況は、平成24年度1,886件、5万8,212人の利用で前年比257件、6,960人の減となっておりますが、その要因は、矢巾中学校の移転新築に伴い、中学校の授業等による利用が減少したことによるものであります。

また、学校施設の運営状況ですが、町内小中学校の体育施設の運営状況は、体育館が平成24年度延べ2,406件で前年比延べ57件の増、グラウンドについては、平成24年度延べ509件の利用があり、前年比延べ92件の増となっております。

町運動公園並びに体育館の新規整備構想については、平成25年第1回定例会において、藤原梅昭議員のご質問でもお答えしたとおり、新たな運動施設の整備については、多大な予算を必要とすることから、紫波町と相互の利便性を図るため、契約を締結しております。紫波町、矢巾町における公の施設の使用に関する協定書により、社会体育施設と文化施設の相互利用を活用するとともに、町内の小中学校の学校開放による体育施設の利用促進を図り、町民のニーズに対応していく考えであることから、町運動公園並びに体育館等の新規整備構想



については、考えておらないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 再質問が少し多いです、それで15点ございます。以下、1点目からの順に再質問をさせていただきます。

1点目で小中児童・生徒の学力向上について、学力向上を進めるための4つの取り組みは理解しました。理解できました。それでは、お伺いしますけれども、学力向上のため4つの取り組みに対する課題はありませんでしょうか。

それから、体力向上につきまして小学校の目標値が下回る状況の改善に体育の授業改善と日常的な運動量の確保などについて計画的に進めるよう指導とありますが、2点目の質問であります。体育の授業改善とは、今までにはどのような授業改善をしておりますでしょうか。それから、日常的な運動量の確保には、どのような計画を立てておりますでしょうか。以上、2点の質問であります。

それから、2点目の質問をさせていただきました学校評議員制度について、これは3点目の質問になります。再質問になります。評議員からの意見を集約して学校運営に取り入れている実際の内容を一部で結構ですが、具体的にお伺いいたします。また、この評議員制度の運営上の課題がありましたならば、お示しをお願いいたします。

それから、3点目に質問いたしました学校教育相談の取り組みについてであります。これは、4点目の質問になります。教育相談の中にいじめの相談はありますでしょうか。これが4点目であります。

それから、5点目の質問であります。中学校では、教諭への不満などがあるとのことですが、教諭に対する不満とはどのような内容でしょうか、これが5点目であります。

6点目、学校長と連携を図りながら解決に向けて取り組んでありますとありますが、解決のためにはどのように取り組んでいますでしょうか、6点目であります。

7点目、不登校の児童・生徒は、何人おりますでしょうか。そして、支援体制を整えている現在、結果はどう改善されましたでしょうか、これが7点目であります。

それから、4点目に質問いたしました小中学校における防災教育、安全管理についてでございますが、これは8点目の質問になりますが、施設の中の鉄棒などの遊具についての点検も専門業者に保守点検を依頼していると判断してよろしいでしょうか。

それから、9点目であります。安全マップ、登下校時のこども110番の家というのがございますが、現在の状況を把握されていますでしょうか。これが9点目であります。

10点目であります。特に1年生が身につけております防犯ブザーなどは点検をしていますでしょうか。春にはほとんどつけておりますが、今ごろの6月ごろになると、つけていない子も多いと思いますが、これは自主的なもので指導には含まれていないでしょうか。これは10点目であります。

それから、5点目に質問いたしました読書活動、道徳教育についてのことで11点目の質問をさせていただきます。命の大切さを教え、豊かな情操、社会性がさらに育成されるようにとあり、命の大切さについてある新聞記事にありましたことを11点目の質問になりますので、これを読まさせていただきます。

「農の教育力を生かそう」と題しまして、平成13年5月5日、こどもの日の新聞記事であります。福島県喜多方市教育委員会が同市小学校に農業科を設けたそうであります。これは2007年に設けて、11年度から市内全17校で農業科が設置されております。農の教育力はすごい、農業作文コンクール作品集からもわかる。児童の命のとうとさ、感謝、慈しみの心、自然の偉大さ、協力することの大切さなど、生きる上での基本をよく学んでいる。農業は大切で大変、そういう産業なのだ、さすが6年生、なかなかの洞察力だ。でも、その大変なことを担う人がいて、職があることを知る、多くが表現こそ違え、そう感じている。命への思いをめぐらすのも多い。野菜は人より命が短い生きようとする力で根を張り、花を咲かせ、実を結ぶ、食物の生命力に心を動かされた子がいれば、米や野菜から命をもらっているのを知り、命を決して粗末にできないと自覚する子もいる。野菜は小さいのに頑張っている、私も頑張ろうなどと生きる力を育んでいる。農と食は笑顔を呼ぶようだ。親の実家が農家の子は、学校で米を食べたときの家族の表現、みんなの顔は笑顔でいっぱいだった。じいちゃんはきっとこの笑顔のために今でも頑張っているのだろうと祖父に心を寄せる。農業科ってみんなを笑顔にするのだなと表現する子もいると。つくる苦勞をして、食料の貴重さを知った子は、食べ残しを反省、こういう大切なことに気づいて本当によかった。協力の上に収穫があることを体験して、こんなに自分が変わるとは思いませんでした。農家の子さえ農業の大変さや手間、苦勞を実感、朝早くから仕事をしている家族の姿は格好いいと誇らしげ。みずからつくった大豆で豆腐を食べ、豆腐嫌いな子は、とてもおいしくてたまらなくなりました。

本町の小中学校でも農業体験を通じて農の教育を取れ入れると思いますが、これは12点目

の質問になりますが、当町における農の教育が学校教育、道徳教育の向上にどのような影響及び効果があると考えているのか12点目の質問とさせていただきます。

それから、読書活動が学力向上にどのような効果が出ているか、13点目の質問をさせていただきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律というのがご存じのとおりでございます。平成13年12月12日、公布、施行されております。第1条には、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするとありまして、第4条に地方公共団体の責務とあります。地方公共団体は、基本理念にのっとり国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ子どもの読書活動の推進に関する施策を設定し、及び実施する責務を有するとあります。そこで13点目の質問をさせていただきます。現在矢巾町での政策内容は、ご答弁のとおりだとすれば、読書活動の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますとありますが、これはいつから実施するのでしょうか。これは13点目の質問であります。

それから、文化財についての再質問であります。14点目になります。重要と認められました赤林一里塚のほか、重要な4遺跡の場所はどちらでしょうか。これが14点目であります。

それから、15点目ではありますが、体育、スポーツの振興についてであります。平成30年の岩手医科大学附属病院の開院に伴う病院関連ビジネスの就労者が増加することが考えられますが、勤労者向けの体育施設が必要となることが予想されますが、新規整備構想は考えていないということですが、平成30年ころになっても同じ考えでしょうか。

以上、15点、再質問とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまの村松信一議員のご質問にお答えいたします。

1点目から13点目までは、学校教育に関係がありますので、私のほうからお答えしたいと思います。まず第1点目でございますが、学力向上の4つの取り組みの課題ということでございますが、この4つの取り組みというものにつきましては、課題に対しての取り組みということで判断していただきたいと思ひまして、その課題というのは、先ほど答弁したとおりで1つ目が教師の授業の改善ということで算数、数学、英語等の指導改善を行うことによりまして、学ぶ楽しさ、できる喜び、続けるすばらしさ等を感じとれる子どもにしたいということで、それに向けての取り組みということでございます。課題の取り組みということにな

ります。

2つ目は、指導体制、指導方法の工夫と改善ということでございまして、こちらのほうにつきましても今まで以上によりよい指導方法でいきたいというふうな形での取り組みでございまして。

3つ目が家庭学習及び読書習慣の形成ということで、こちらのほうは習慣化が必要とされておりまして、なかなか難しい問題でございまして、それに向けての教員、家庭、地域等と一緒に取り組もうということでございまして。

それから、4つ目が教員の研修でございまして。教員がスキルアップすることによりまして、前に述べました3つの課題につきましても取り組みが十分に生かされるということでございまして、教員研修ということは、非常に重要なことだと考えております。

それから、2点目でございまして。体育の授業改善ということでございまして。体育の授業改善、日常的な運動量の確保ということでございまして、先ほど答弁したとおり小学校につきましては、若干体力的に平均から落ちているわけですが、これの原因といたしましては、やはり日常の運動が少ないあるいは若干肥満も見られるということでございまして、若干落ちているわけですが、中学校に入りますと、みんな9割以上が運動部に所属するというところで体力につきましては、先ほども述べたように平均をかなり上回る状況に回復しております。それにつきましても小学校でも体力の向上を図らなければならないということで各小学校において体力向上プログラムというものを作成していただきまして、大学生、岩手大学の学生等を実務指導者として呼びまして、教職員を、その体育指導の実務を行ったり、それから業間のマラソンあるいは体育授業の充実ということで始まりの5分間とかに基礎体力のメニューを取り入れたりしております。また、陸上の運動、陸上競技の運動が一番基礎体力の向上になるということで、そういうのを中心に取り入れて取り組んでいきたいということでございまして。

それから、3点目の学校評議員制度の実際の内容と課題ということでございまして、学校評議員につきましては、保護者や地域住民の中から校長の推薦によりまして教育委員会が委嘱しておりまして、各学校に3人、合計18人評議員がいらっしゃいます。それで、評議員会議につきましては、各学校で年に2回から3回開催しておりまして、これをやる前に各保護者からのアンケートあるいは教職員からのアンケート、例えば保護者からにつきましては、家庭学習とか、家庭での読書、お手伝いをしているとか、あとは歯磨きとか、早寝、早起き、朝御飯の習慣などについてアンケートをとっており、教職員については、学校での状況、家

庭での状況、それから生徒に対することとか、研究等取り組みなどについてアンケートをとりまして、そのアンケート等を評議員会議のほうにかけて、そこから評議員さんのほうからご意見をいただくという形になっております。

それぞれ各学校で特色ある学校づくりということで学びフェストというものを各それぞれの学校で設定しております、その学びフェストというものには、各学校の教育方針あるいは目標というものを取り入れたものでございます。よく学校に行くと、前のほうに飾られているものでございます。それに向かっていくための取り組みについて強化していただいております。

主な意見といいますと、地域との交流がもう少しあってもいいのではないかとか、あとは生徒の主体、自主性とやる気を育てる活動をもう少ししたらいいのではないかとか、あとは交通安全のこと、それから家庭学習の向上ということ、あるいは非常に素晴らしい子どもたちのあいさつ運動がいいですねとか、そういういいことのほうが多い会議ということになっております。

それから、4つ目でございます。いじめの相談はあるかということでございますが、いじめにつきましてはございます。ただ早期に対応しております、全て発生しているいじめにつきましては、早期に解決しております。全て解決しております。よく世間で出ているような大きないじめのようなものには発生しておりません。ささいなからかったりというような形のものほとんどでございますので、全てについて、相談はございますけれども、全て解決しております。

それから、5つ目の教師への不満ということですが、こちらにつきましては、先ほどの答弁でもございましたが、主にやっぱり指導方針ということで教師によって子どもたちに対する対応の仕方、指導の仕方が異なるわけでございますが、それを受ける子どもたちあるいは親御さんにつきましても見方、感じ方が違ってくると思いますので、そういうものでの不満が主でございます。

あとは、相談につきましての学校長との連携ということでございますが、さまざま不登校あるいは先生とかの不満等、さまざま相談につきまして出てくるわけでございますが、そういうものにつきましては、全て教育事務所のほうから学校長のほうに、あるいは担任のほうに連絡をして、どういう状況であるか、あるいはどのような生徒か、どのような状況かというのを確認してお互いに情報共有をしながら、ではこの人にはどういう対応するか、この事件に対してはどう対応していくかということで常に学校長と連携をとっておりますし、また

学校長のほうにつきましては、担任なり、担当の先生方と調整をとって取り組んでいるという状況でございますので、常に校長先生が知らないとかということはない状況でございます。

不登校につきましてでございます。不登校につきましては、現在こころの窓という、そういう学校に行けない子どもたちを受け入れる場所がございます。教育研究所のほうで用意しているというかございまして、不登校児童・生徒回復支援事業ということでございますが、こちらのほうに現在通っている生徒が2人ございます。去年は3人おりましたが、こころの窓に通級するようになりまして、今年度はその3人につきましては、全て学校のほうに通っておりまして、教室には入れなくてサポートルームあるいは相談室、保健室とかのほうの出席にはなりますが、学校に通って学校には登校している状況でございます。こころの窓に通級している2人につきましても学校のほうにも行ったり、行かなかったり、行かないときはこころの窓というふうな感じでなっております、改善するように、学校に復帰できるように今取り組んでいるところでございます。

それから、8点目の鉄棒等の遊具の点検でございますが、こちらのほうは、ご指摘ありましたとおり専門業者のほうが定期的に点検をしております。あるいは安全の日というのがございまして、学校のほうでも定期的に見視ではございますが、点検をして、何かあれば報告を受けて対応するという形になっております。

それから、こども110番の家でございます。9点目のこども110番の家ですけれども、こちらのほうは、現在188カ所の家庭あるいは企業にお願いして、こども110番の家の看板を出していただきまして、登下校時の児童・生徒の駆け込みの確保というか、安全確保を図っているところでございます。企業が54企業、個人が134世帯ということでお願いをしております。

なお、この110番の家につきましては、看板を掲げてもらって、何かのときには受け入れてもらうということでございまして、その看板等が壊れたり、見えなくなったり、老朽化した場合につきましては、連絡をいただければ更新をするような形でやっております、そういう形で取り組んでここの設置している場所の方に管理をお願いしているような状況でございます。

10点目の防犯ブザーは点検しているかということでございますが、防犯ブザーにつきましては、1年生の入学時に黄色い帽子とかと一緒に新入生の皆さんに町のほうからおあげしているものでございますが、学校のほうでは黄色い帽子と一緒にかばんのほうにブザーをつけていただいて、その使い方とかを指導しながら登下校をしている状況でございます。この6月ごろにはという話でございますが、なくなったとかいう場合に、補充とかというのはち

よっと用意しておりませんので、個人的になくしたとかという場合には仕方がないなという形ですが、できるだけまず1年生の間は黄色い帽子とブザーはつけて登下校していただくということで指導をしておるような状況でございます。

それから、11点目の読書活動、道徳教育ということでございますが、こちらのほうにつきましては、読書活動は、今朝の読書とか家庭の親子読書とか、そういう読書の時間を設けたりもしておりますし、農の教育ということで済みません、農の教育というほうになりますが、こちらのほうは、当然矢巾町は農業がまず第1次産業というかということになっておりました、近所にも田んぼとか畑があるわけございまして、学校におきましても小学校は、各学年ごとにさまざま農園をつくって、そちらのほうで種をまいて、それから収穫する喜びというものを勉強しているわけございまして、それからあと上級生になりますと、田植えとか稲刈りとかということで、やはり田植えの農業の一連の流れの中で一生懸命やっているところを自分たちで体験しているところございまして、また収穫のときには喜びを一緒に感じているということでございまして、農業の大切さ、あるいはそういうものの教育につきましては、各学校で取り組んでいただいておりますし、子どもたちも理解しているものと感じておりますので、今後ともそういう農業に関する事業あるいは学校での菜園等につきましては、継続していきたいものと考えております。

読書活動につきましては、答弁の中では、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますということでございますが、答弁ではこう言っておりますが、今現在も先ほども言いましたような朝の読書あるいは家庭読書につきまして各学校で取り組んでいるところございまして、それを継続して進めてまいりたいというふうな考えでございます。

それから、各学校における図書につきましても十分足りるよう毎年補充、備品購入で補充をしておりますし、図書に親しめるような環境づくりをとってまいりたいと考えておりますので、現在引き続き続けてまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上、私のほうからの答弁といたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 14点目、15点目につきましては、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず最初に、14点目の重要と認められる遺跡ということで町のほうで指定している物件でございますけれども、答弁の中では、赤林一里塚ほか5遺跡ということで全部で6遺跡が町

の指定史跡になっております。赤林一里塚のほかに和味一里塚、それから煙山館跡、岩清水館跡、釈迦堂跡、それから伝法寺館跡ということで合計で6遺跡が町の指定遺跡として指定をしているところでございます。

それから、15点目の勤労者向けの体育施設ということで医大の附属病院が移転した場合の対応ということでございますけれども、現在は町内にも流通センターのほうに勤労者福祉センターのほうに体育館が設置はされております。また、あと医大の病院関係者の方々については、医大のほうの体育館の利用というのが可能になってくると思いますので、それ以外の方々の勤労者につきましては、町の社会体育施設、それから学校開放施設、あと紫波町の施設等で充足をできるのではないかなというふうに思っております。

なお、医大のほうの野球部、それから準公式野球部等につきましては、町の総合グラウンドのほうの利用等も図られておりますので、お知らせをしておきます。

以上、お答えをいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 2問目の再質問の体育の授業改善というところで日常的な運動量の確保の計画を立てておりますでしょうかというところの再々質問になります。

今の小学校児童の通学の実態はつかんでいらっしゃいますでしょうか。身近にできる体力向上といたしまして、現在は通学には自動車による送り迎えなどが非常に多いと考えられます。見受けられます。ですから、低学年であれば徒歩、4年生以上であれば自転車などを利用して体力向上のために推進する方法をこの体力向上の中に取り入れることで考えたことはございますでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 体力向上のための通学方法についてでございますけれども、自家用車による送迎が多いということは、どの学校でも似たような状況があるし、学校もそれを把握していることと思います。ただ、通学環境あるいはその日の朝の家庭状況等、たくさんあるために一概にいろいろ指示することは不可能かとは思いますが、その日の優しさだけではなくて、子どもの将来、命を見通した長いスパンでの厳しさということも考えれば、例えば500メートル手前でおろして歩かせるとか、いろいろなことが考えられるかと思いますが、それぞれの学校で保護者に啓蒙してまいりたいと思いますし、一方では、学校の体育につつま



しては、例えば運動量が少ないということで走らせるのを最初5分間多くさせたり、あるいは授業と授業との間の業間のマラソンを設定したり、学校としても体力、運動能力の向上に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で3番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一でございます。

第1問目、介護人材の確保と育成についてお伺いいたします。今後の高齢化は、待ったなしの状況でございます。高齢社会白書によりますと、我が国の総人口は、平成23年10月1日現在で1億2,780万人、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,975万人、前年2,925万人、総人口に占める65歳以上の人口の割合は、いわゆる高齢化率は23.3%、今後総人口が減少する中で高齢化率は上昇し、高齢者人口は、いわゆる団塊の世代が65歳以上になる平成27年には3,395万人になり、その後も増加します。平成72年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上、平成22年には高齢者1人に対して現役世代、20歳から64歳で2.6人、平成72年には高齢者1人に対して現役世代1.2人、このように介護者の負担はみこし型から現在の騎馬戦型、将来の肩車型となり、負担は一層増すばかりです。金銭の負担もふえてきます。それに伴い社会保障給付費全体も過去最高の水準に達しています。そのうちの高齢者関係給付費の割合は、実に68.7%になります。

このように諸外国と比較しても我が国は世界のどの国よりもこれまで経験したことの無い

高齢化社会に突入します。これは、本町においても例外ではありません。平成12年4月に介護保険制度が施行されてから10年以上経過しました。介護サービスの利用者数は、スタート時の2倍を超えるほど高齢者の暮らしを支える社会保障制度の中核として確実に機能しており、少子高齢化社会の日本において必要不可欠な制度となっております。

しかし、平成27年からの介護保険制度の見直しが検討されており、要支援の軽度者を介護保険制度から切り離し、市町村の事業に移管されようとしています。いずれ介護に対しての状況は、大変厳しいものになってきています。そこで、費用を抑えることなど、問題は山積しておりますが、近年の介護サービスをめぐっては、介護に携わる人材の確保、育成について、国ばかりではなく、本町においてもしっかりと計画を立てていかなければなりません。しかし、介護職は3Kと言われており、離職率も多業種に比べて高く、給料も低いと言われております。

平成21年度には、介護職員1人当たりの平均月額1.5万円の賃金引き上げに相当する介護職員処遇改善交付金を創設し、介護従事者の処遇改善を図ったようです。昨年度からは、国が打ち出した介護職員改善加算において、国では一定の効果があらわれたと見ているようですが、これはどのような調査を行って出た結果なのか疑問の残るところではあります。そして、利用者の負担を求めるものであり、実質的な介護職員の処遇が改善されたようには思えないのです。

事業所にとっては、人件費は大きな負担ではあります。しかし、これからの超高齢化社会においては、介護事業所やその職員は大変重要な役割を担うことになってきます。そこで、今後これらの人材の確保、育成に対して、まず本町の現状をどのように把握し、分析しておられるのか。その中で何が問題であり、それらをどのように対処していくつもりなのか、その見解と具体策等の計画を明らかにさせていただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員の介護人材の確保と育成についてのご質問にお答えいたします。

介護職員の人材の確保、育成に対し、どこまで把握し、分析しているか。何が問題でどのように対処していくつもりなのかについてですが、介護職員に関する現状について、町独自の分析は行っておりませんが、公益財団法人介護労働安定センターが行った平成23年度介護実態調査によりますと、介護施設の人材不足の原因として職員の満足度の低さ、自分のキャ

リア形成が描けないこと、さらには事業所内の労働環境のことが挙げられております。働く上での具体的な悩みや不安については、全国及び岩手県のいずれにおいても仕事内容の割に賃金が低い、人手が足りない、有給休暇がとりにくい、身体的負担が大きい等となっております。

平成24年度介護職員の実質的な状況は、介護保険制度施行の平成12年度には全国で55万人でしたが、12年後の平成24年度には149万人と、およそ2.7倍に増加しているものの、さきの理由から離職率が平成23年度で16.1%と他業種に比べ高くなっております。このような傾向は、当町でも見られ、既存の介護施設で有資格者を確保することが難しくなっているほか、新設の施設では、さらに困難を伴い、人材不足が問題となっております。

また、第7回社会保障審議会の介護事業経営調査委員会で平成24年度介護報酬の改定により、介護従事者の処遇改善に反映されているのか、再分析して調査したところ、平成24年度に介護職員処遇改善加算の届け出をした事業所における介護職員の平均給与額は、平成23年度と平成24年を比較すると、常勤の月給の者で5,880円の増、常勤の時給の者で4,020円の増となりましたが、依然低い賃金となっております。これらのことは、1市町村のみで解決できる問題ではなく、国や県の対策と連携した取り組みが重要と考えております。

県では、これらの問題を解決するため、特に被災地の介護人材の不足はさらに深刻であることから、今年度介護人材確保事業を創設し、介護人材の確保と介護事業所の労働環境の改善や仕事の魅力の発信等を行っていくことを計画しております。さらに、介護サービス事業者が介護未経験の被災離職者等を有効雇用契約して、介護施設で働きながら学べる研修と組み合わせ、介護サービスに必要な知識、技術を習得できるよう支援することにより、介護職員の育成及び定着を促進する介護職員育成定着促進事業の実施を計画し、取り組みを始めたところでもあります。当町においては、今後ますます増加する介護ニーズに 대응していくためにも県の掲げた対応策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、人材不足の原因の一つである介護施設内の労働環境の改善が図られるよう県及び事業所と連携し、情報を共有しつつ施設の運営、経営能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 答弁においては、これらのことは一市町村のみで解決できる問題で

はないとありましたが、そのことは当たり前であって、国や県やほかと連携して取り組んでいかなければならないことは、ほかにもたくさんあることはわかります。しかし、健康長寿の町をスローガンとしている本町においては、より一層の町独自の取り組みも必要と考えます。ですから、国や県から与えられて、それをやっていくよりもどんどん町として独自性を打ち出し、対策をしていくべきではないのか。これから本町には医大附属病院や療育センターがやってきます。町内には、もっと介護関係の事業所等が集まってくるでしょう。そのためにも矢巾はこういう取り組みをしているというものを見せていかなければならないのではないのでしょうか。その点について見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまの質問にお答えをいたします。

町独自の取り組みあるいは対策についてどんどん打ち出していくべきではないかというところでございますが、全くそれはそれでそういう部分あるかと当然ながら思います。ただし、それぞれ一つの介護保険制度なり、一つの制度ということから追っていきますと、矢巾町のみでそれぞれ独自の助成なり、あるいは施策をすることによって他市町村あるいは他事業者との格差が生じるということが生じ始めますので、これはやはり町長の答弁にもありますとおり国、県あるいはそれぞれの事業者と連携しながら足並みをそろえて取り組むべきものと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） それとここ数年の見通しばかりではなく、50年後、60年後、それ以降絶対に介護職員は不足してくるのです。それは目に見えています。今後日本人の介護職員だけでは足りなくなってきました。例えば外国人の介護人材を受け入れるための対策など、お金がかからなくても考えていくことはできると思うのです。そこら辺の見解をお伺いします。

それと私は、介護職員を少なく済むためには、介護予防、それが特に重要になってくると思うのですけれども、この今後の本町の介護予防の計画については、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、お答えを申し上げます。

1点目の外国人の人材雇用ということでございますが、これにつきましては、今現在国のほうでも外国人の介護職員の雇用について検討いたしているところでございますので、それらを踏まえて、もしも矢巾町でもそのような取り組みができるのであれば、やはり介護人材の不足を補充するためにも必要なものと考えております。

それから、2点目の介護予防という観点ですが、これは当然ながら介護状態にならないようなために介護予防というのが非常に大切だということで前々からお話を申し上げているところでございますが、それでもいかんせんやはり23年度、24年度の対比をいたしますと、介護事業費といえますか、約9,000万円、1億円近くの事業費が伸びているということに鑑みますと、やはりそういう部分でもそのような状態に、1日でもならないような介護予防事業にますます取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

それで、やまゆりハウスなり、さわやかハウスなり、それぞれ各公民館なり、いろいろ事業は展開をしているわけですが、もっともっとそれに参画できるようにPR等々行ってまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 2問目に移ります。

NPO法人に対してのさらなる支援についてお伺いいたします。平成10年12月から施行された特定非営利活動促進法により、公益的な行動を行う団体が法人格を取得できるようになり、この法律に沿って法人格を取得した団体を特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人といいます。NPOとは、ノン・プリフィット・オガニゼーションのことを言い、促進法が始まり、ことしで14年過ぎますが、現在のNPO法人数は、全国で約4万7,000、岩手県でも430あります。当町においては、8法人、3年前からこれはふえておりませんが、2年前の私の一般質問においてNPOに対しての積極的支援については、第5期高齢者福祉計画、介護保険計画において、NPO法人等に対するさらなる支援策についても検討しながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じますと答弁されております。ですが、その中には、NPOという言葉は一部ありましたが、狭義でのNPO法人という言葉は私は見つけられませんでした。ということは、NPO法人の支援については、検討したが不必要という結果に至ったのでしょうか。

NPO法人については、近年盛岡のNPO法人や山田町の問題などで余り印象がよくない中で活動中のNPO法人は、それら一部の団体のためにも苦しい状況が続いております。もう少し町においてもNPO法人に対して積極的支援をして、活発化させることが住民の福祉に対しても役立っていくのではと考えますが、その点についての町の見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） NPO法人に対してのさらなる支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中にNPO法人という言葉さえも見つけられないのご指摘ですが、当該計画書の第7章、支え合える生活の中の6、ボランティア活動の推進において、地域に根ざした活動を展開する主体としてNPOの設立や運営を支援すると記載しており、設立の相談等がありましたら県との調整など、積極的に支援し、利用者に対しては、NPO法人の事業内容や福祉サービスの情報提供をしております。また、ここではNPO活動を行う個人、法人を合わせて広義でNPOと表記いたしておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、山田町におけるNPO法人の問題は、自治体にとっては、大変衝撃的な出来事でありました。本町では、8NPO法人が活動しておりますが、それぞれの法人が設立目的に沿って特色のある活動を行い、町民福祉の向上の一翼を担っているものと思っております。NPO法人の支援に当たっては、それぞれの法人により課題なども異なるものと思っておりますことから、必要に応じて相談などに対応してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 大変簡潔な答弁ありがとうございます。NPO法人への町の関心さの度合いがわかったような気がします。答弁では、広義でNPOと表記しているとありますが、私の質問は理解されていないようでございますので、再度質問させていただきますが、私は、狭義でのNPO法人への支援について伺っております。ですので、まず原点に戻ってお聞きしますけれども、まずNPO法人というのは、町としては、なぜできたのか、その成り立ちをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

昆議員ご存じのとおりNPO法の成立の背景というのがありまして、それぞれある程度の社会通念上、それこそ法人格をとりやすくするためにNPO法人という、NPOというものを設立したわけですが、ここの答弁の中でも話をしておりますが、今矢巾町のNPO、8法人が活動をいたしております。それぞれ児童福祉への活動あるいは障がい者への活動、あるいはそれぞれ老人に対する福祉の活動等々やっておりますが、あくまでも公的な部分の一つの事業への担い手ということで捉えておりますので、そういう背景のもとにそれぞれ町内の事業者の方々が法人等登記をいたしまして設立をして活動しているというように捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） NPO法人がなぜ必要なのか、これは私自身NPO法人としてかかわっているからわかるのだと思います。多分NPO法人がどう運営しているのか、町当局の方は理解されていないのではないのでしょうか。まずNPO法人については、町当局としてはどのようなメリットを考えているのか。どのような利用のメリットがあると考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） NPO法人に対する町のメリットということでございますが、やはりこれは公的な部分で賄い切れない部分をそういうふうな法人等をお願いをして、あるいは法人等の方たちのほうがこの部分については、自分たちのほうで担えるというような観点から法人等設立しているものと捉えておりますので、やはりそれぞれの市町村の中で法人というよりも、その事業に対する需要と供給のバランスというものが多分あると思います。それで、今8法人がそれぞれそういうふうなバランスの中で今法人運営をさせていただいて、それぞれ町内の福祉の事業の一翼を担っていただいていると、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ご存じのようにNPO法人は、営利を目的としてはしておりません。営利団体に対して支援するよりも、そういう非営利団体をもっと応援していくべきなのだと

思います。そして、NPO法人の具体的な支援として、例えばNPO法人の活動を紹介するガイドブックを作成するなど、そのようなアイデアも必要になってくるのではないのでしょうか。そして、総合計画の中でもNPO法人の育成、支援を推進しますとありますが、そのことに対する実績はどうなっておるのか、その計画に対しての予算はどのようにしていたのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） まちづくりの観点からちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど来生きがい推進課長も申し上げておりますとおりNPO法人につきましても、行政の一翼を担う法人であるというところで認識をいたしているところであります。そして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、それぞれの活動目的、そういったもので成り立っているものと捉えております。

そうした意味で、さまざま支援方法等があると思いますが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、それぞれの法人等によりまして個別に課題等もあると思います。そういったところにご相談に乗りながら支援もしていきたいと思っておりますし、それからPR活動等も必要ではないかということもございますが、できるだけそういったことでホームページにリンクをしたりしているNPO法人さんもございますので、そういったもろもろの支援なども踏まえながら今後とも進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 3問目に移ります。矢巾町と矢巾町商工会のかかわりについてお伺いいたします。

商工会は、商工会法に基づき、経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人であります。商工業者の経営支援や地域の活性化を図るためのさまざまな活動を行っていて、地域の事業者が業種にかかわらず会員となって、お互いの事業の発展のために総合的活動を行う団体で、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として法律に基づいて設立されております。そこで以下についてお伺いいたします。

1点目は、本町においては、商工会に対しての商工業振興対策費1,387万円、組織基盤強化推進事業費80万円、産業まつり事業費23万8,000円等、いろいろな名目で約1,600万円を補助しております。この補助金は、どのように利用されているのか。どのような効果があらわれ



ているのか。その検証をどのように行われているのか。

2点目、商工会への町内業者加入率が50%を切っていることを聞いたことがありますが、現在の加入率はどのくらいなのか。町では把握しているのか。半分程度であれば、その一部の団体に対してだけの補助は不平等になるのではないか。

そして、3点目には、この商工会に属さない業者に対しての支援や補助をもっと行うべきと考えるがどうか。

4点目、商工会では、平成24年度事業で矢幅駅前に新商業集積を形成するための素案を作成したようですが、商工会を通してばかりではなく、町民全体からの声をもっとどんどんたくさん聞いていくべきと考えるが、その見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢巾町と矢巾町商工会のかかわりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の商工振興対策事業補助金などの商工会に対する補助金がどのように利用されているのか。また、検証は行われているかについてですが、矢巾町商工振興対策事業費補助金交付要綱に基づき矢巾町商工業の振興と経営の安定を図るため、矢巾町商工会が行う小規模事業者の経営または技術の改善、向上のための事業及び商工会の運営組織化と会員のための振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであります。

この補助金は、商工会が実施する経営改善普及事業及び地域総合振興事業に利用されております。経営改善普及事業は、厳しい経済状況の中で小規模企業が抱えている課題などの改善を支援するため、金融特別相談会及び法律特別相談会を開催しています。

なお、経営相談は、これから起業を計画している方や会員以外の相談にも商工会では応じております。

地域総合振興事業は、商工会事業の主要をなすもので、主な事業は、組織基盤強化推進事業、中心市街地活性化事業、地域貢献事業、経営革新の支援、普及などの継続した事業を行います。このことから補助事業実績書並びに商工会事業を総合協力しながら一体的に行うことにより、補助事業の検証をしているところであります。

2点目の商工会の町内業者加入率と、その加入率が半分程度であれば、一部の団体に対してだけの補助は不平等ではないかについてですが、平成24年度の組織率は50.8%となっており、商工会の課題としている組織率向上への取り組みを役員及び小規模企業振興委員の協力

を得ながら推進期間を設けて推進するとともに、矢巾町流通センターにおいては、盛岡商工会議所に加入している事業者及び大企業の支店が多いことから、矢巾町商工会に加入する事業者が少ないため、共同組合盛岡卸センターと連携して同地区事業所を対象とした会員の加入に努めております。

本町の商工業の発展のためには、小規模企業が抱えている課題やニーズを的確に把握し、適切な相談や指導を通じた商工会による企業支援は必要不可欠なことから、不平等な補助とは考えていないところであります。

3点目の商工会に属さない業者に対しての支援や補助はどのように行っているかについてですが、町内事業者に中小企業振興資金により融資を受けた事業者に対して中小企業振興資金利子補給のほか、小規模企業支援保証料補給を行っております。また、中小企業の振興及び従業員の福祉の増進、雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済掛金補助金の交付を実施しております。

さらに、消費者購買刺激策及び町内商工業者の活性化を図るため、町の補助金を活用した矢巾町プレミアム商品券発行事業を平成25年度に実施し、矢巾町商工会員に限らず町内事業者でプレミアム商品券の取り扱いを希望する事業者を対象として商品などの販売を行うことなどとしております。

4点目の矢幅駅前の新商業集積構想の作成を商工会ばかりでなく町民からの声をもっとたくさん聞くべきではないかについてですが、矢巾町商工会では、平成22年度から矢幅駅前地区開発振興支援委員会を立ち上げ、矢幅駅前店舗研究会、協同組合矢幅駅前商店会と新たな商店街の集積に向けて検討を行ってまいりました。平成24年度からは、矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業に着手し、地域診断及び商店街活性化診断の専門家に依頼し、同地区の商業集積のあるべき姿について調査及び課題の検討を行っております。

昨年度に実施したアンケート調査の対象者は、岩手医科大学及び岩手県立産業技術短期大学の職員と学生、町内企業、矢幅駅周辺企業従業員及び町民を対象に1,068人にアンケート用紙を配布し、641人から回収しております。アンケート調査によると、店主の見える地元らしいお店、近隣の商業施設にない専門性のあるお店、学生が楽しめるアミューズメント系の施設を望む回答が多くありました。

現在商工会では、アンケート調査の結果をもとに地域に根ざした矢巾町固有の店舗と岩手医科大学附属病院の開業を視野に入れた矢巾町らしい新規店舗の導入を想定した素案の策定を進めており、各年代層のデータを得ることができたことから、今後追加でアンケート調査

を行うことは考えていないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 先ほどのNPO法人への答弁に比べ、大変詳しいご答弁ありがとうございます。よくわかりましたが、少しだけお尋ねします。

商工会に対しての補助に対しては、もう少し精査すべきだと感じますが、特に何にどのくらい使われているのかくらいは、しっかりと町民にわかるようにしていただきたいと思えます。そして、商工会の設立要件としては、地区内の商工業者の2分の1以上が会員になることとあります。現在の町商工会は、ぎりぎりのところでやっておりますけれども、商工会は公正な立場で事業を行わなくてはならない点からも、町からももう少し会員をふやすような働きかけが必要なのではないか。現在どのような働きかけを行っているのかをお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 吉田商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（吉田清一君） ただいまの質問にお答えいたします。

1点目でございますが、補助金の精査ということでございますが、補助金の内容としましては、商工業小規模事業者指導費補助金交付要綱の第2項に基づきまして商工会等が経営改善普及、事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業及び経営指導推進事業に要する経費の90%、それから商工会法第11条の規定に基づくものであります。商工会は、第3条の目的を達成するために次に掲げる事業の全部または一部を行うものとありますが、10点ほどありますが、商工業に関し相談に応じ、または指導を行うこと。商工業に関する情報または資料を収集し、及び提供することなど、10項目のうちのこれらに該当する部分の60%、それから商工会が実施する地域総合振興事業に要する経費の40%、これらを計算いたしまして、予算の範囲内で補助しているものでございます。

（何事か声あり）

○商工観光課長補佐（吉田清一君） 町民のほうには、その使い道に関しては周知しておりませんので、今後その辺は検討させていただきたいと思えます。

続きまして、会員の募集の働きかけでございますが、先ほどの答弁にもありましたとおり、矢巾町の、当町は矢巾町の流通センターを持っていることとございますので、その企業が大大きな企業さん、それから矢巾町の商工会議所に属している方がいらっしゃいます。それで、現在のところ矢巾町の商工会に流通センターで加入している会社は69社でございます。そ

れで、町のほうの卸センターの会員さんが202となっておりまして、加入率が34.2%となっております。

また、町内の小規模事業者でございますが、全部で682社ございます。そのうち小規模事業者の加入が424でございます。それらをカウントしますと、小規模事業者の加入率が62.2%となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(何事か声あり)

○商工観光課長補佐(吉田清一君) それで、一番大きいのは流通センターでございますので、そちらのほうにも今後働きかけをして加入率をふやしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○11番(昆 秀一議員) 先ほどのはわかりました。商工会に属さない業者に対してもまちづくりに対する意見を求め、それに役立てるための費用を出すような、そういう仕組みをつくり、商工会にだけお金を出すのではなく、しっかりとしたお金のかかるアイデアに対してお金や応援できる仕組みをつくっていただきたいと思っております。

その上でプレミアム商品券を商工会員に限らず使えるようにするということは、大変よいことだと思いますし、そのようにより多くの人に使ってもらえるようにしていただきたい。そういうアイデア等どんどん町民からも出していただけるように仕組みをつくっていただきたいと思っておりますけれども、その点はどういうふうにしていくのかお考えをお伺いいたします。

○議長(藤原義一議員) 吉田商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐(吉田清一君) ただいまのご質問でございますが、まちづくりのアイデアに対して商工会を通さない方々の意見も取り入れるようにということでございますが、その辺はちょっと検討させていただきたいと思っておりますが、現在のところは商工会さんを通していろんな意見をいただいておりますので、そちらのほうも今後継続しながら行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかに再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

(4番 山崎道夫議員 登壇)

○4番(山崎道夫議員) 議席番号4番、山崎道夫であります。私は、2点について、それぞれ町長にご質問をいたします。

まず1点目でございますが、防災対策強化に対する取り組みについてお伺いをいたします。東日本大震災の発生から本日で2年3カ月が経過しました。国や自治体の防災対策が進んでいないと感じている人が実に59%に上がることが日本世論調査会の調査で明らかになりました。今後強化すべき防災対策は、災害直後の救助、救援、医療活動が最多の67%、次いで被災後の生活支援58%、食料や水などの備蓄30%の回答となっております。震災後、本町においても防災倉庫の建設を初め食料や水、毛布などの備蓄の見直し、自治公民館への発電機の配備、避難所として指定されている小中学校への発電機配備など、着々と防災対策に取り組んでおりますが、今後より一層防災対策を強化していく観点から次の5点についてお伺いをいたします。

1点目であります。本町は、災害が少ない町また災害に強い町と言われておりますが、今日まで防災対策として力を入れてきた公共事業や本町独自の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目であります。今後強化すべき防災対策は何か。また、短期、中期、長期で取り組んでいくものがあるとすれば示されたいと思います。

3点目であります。防災倉庫建設後における備品等、備蓄品等の増配備と今後の計画についてお伺いをいたします。

4点目であります。平時から準備を怠るななどの考えのもと、大震災の教訓を踏まえた危機管理指針や業務継続計画策定に対する考え方についてお伺いをいたします。

5点目であります。災害時に救援物資や人員を派遣するなど、相互応援協定を県内外の自治体間で締結し、連携体制を確立する等の取り組みを実施している自治体がありますが、本町の考えはどうか。

以上でございます。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 4番、山崎道夫議員の防災対策強化に対する取り組みについてのご質

間にお答えいたします。

1点目の防災対策として力を入れてきた公共事業や本町独自の取り組みについてですが、主なものといたしましては、安全、安心な町を目指し、安定した教育環境と児童・生徒の生命を守るため、町内各小学校の校舎の耐震化を平成21年度から22年度にかけて行ってきたところであります。

また、従来より氾濫の恐れのある岩崎川、太田川、芋沢川の河川改修を岩手県に要望し、平成4年から平成35年までの予定で実施しているところであります。さらには、災害時の通信手段の確保のため、昨年度は防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式への更新を行い、それに伴い公用車への車載無線機、携帯無線機の台数をふやし、町内小中学校及び盛岡南消防署矢巾分署にも携帯無線機及び据え置き型無線機を設置するなど、電話が不通となった際にも有効な通信手段として無線機の整備を行ってきたところであります。

2点目の今後強化すべき防災対策についてですが、避難所への備蓄が必要であるとの考えから、短期的にはアレルギーがある方にも配慮した食料品などの備蓄を行ってまいります。中長期的には、防災の基本は、自助と共助からという精神のもと、現在促進しております自主防災組織の設立に対する支援を継続しながら町内全てのコミュニティでの自主防災組織の設立を図ってまいるところであります。

また、本町は同報無線、いわゆる高機能な屋外スピーカーにより防災情報を放送する設備を有していないことから、より多くの町民に防災情報を提供するためにJ Aいわて中央農業協同組合が町内自治公民館に設置している屋外放送設備との連携を検討しながら町内数カ所へ同報無線を整備していく必要があると認識しているところであり、今後国の補助事業などを活用しながら導入に向け検討してまいります。

3点目の防災倉庫建設後における備品等の増配備と今後の計画についてであります。今後倉庫の備蓄内容を精査し、救助、救援に必要な物資、毛布などの生活支援物資、備蓄用食料品などの配備の充実を図っていく予定であります。

4点目の大震災の教訓を踏まえた危機管理指針や業務継続計画策定に対する考え方についてであります。危機管理指針の防災部門に関しましては、地域防災計画により災害発生時の対策本部の設置や職員の参集など、危機管理指針を既に策定しているところあります。また、情報管理部門に関しましては、昨年遠隔地にデータ保存を目的にバックアップ環境を整備したほか、データ化された個人情報の取り扱いなどを定めた情報セキュリティポリシーを平成16年に策定しており、平成24年には、国の情報セキュリティに係るガイドラインに合

わせて見直しを行い、危機管理指針としているところであります。

業務継続計画につきましては、平成21年に新型インフルエンザの大流行による非常事態時の自治体業務を継続するための計画である業務継続計画を策定しております。今後その計画を基本としながら災害時における業務継続計画の策定を検討してまいります。

5点目の相互応援協定を県内外の自治体間で締結し、連携体制を確立することへの本町の考えはどうかについてであります。県内の自治体間の協定につきましては、本町と友好交流関係にある普代村と協定を締結しているほか、既に盛岡広域市町村での消防相互応援協定また県内全市町村間で締結されております大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定を締結しているところであります。県外の自治体間における応援協定の締結につきましては、今後検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 何点か再質問させていただきますが、まず1点目でありまして、1級河川であります岩崎川、太田川、芋沢川の河川改修について、県の事業として進められているわけですが、それぞれの河川の改修工事の進捗状況と今後の計画についてお伺いをしたいと思います。

その中には、岩崎川でいいますと、大沼橋のかけかえ工事が現在進められているわけですが、その進捗状況などについてもお伺いしたいと思います。

それから、これは前にもお伺いをしたことがあるのですが、岩崎川について矢次公民館付近の落差工のあたりまで改修工事の計画があると聞いておりますが、その内容はどのようなものなのか。そして、今年度は調査費がついたやに聞いておりますけれども、その調査の仕方といいますか、どの程度の調査が行われるのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、これは地域の方々から要望されておりますが、何年かに1回は中州の除去、特に岩崎川とは限らないわけですが、太田川あるいは芋沢川も関連があるだろうというふうに思いますが、中州が非常にカヤといいますか、それから柳等が繁茂して、非常に水の流れが限定をされてきているということで、ことしはまだ台風が、今接近中の台風もあるのですが、大雨がまだ降るような状況にはないのですが、中州の除去についても今後計画が必要だろうというふうに思っていますが、その中州の除去について県に対する町の要望等が現

在あるのか、ないのか。あるいは今後どうしていこうとしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、大きな2つ目ではありますが、現在の自主防災組織の数、たしか昨年あたりは19組織とも聞いておりましたが、その後二、三の行政区で防災組織を結成をする動きがあるということも聞き及んでおりましたけれども、それぞれの防災組織の現在の数と、それから防災組織そのものの活動はどの程度のものが行われているのか。恐らく町では把握はしていると思いますが、それぞれの防災組織による防災訓練の実施あるいは講習会の実施、それから発電機が配備されているわけですが、自治公民館に。その点検等も含めて恐らくどこの公民館でも、あるいはどこの行政区でもやられているだろうというふうに思いますが、その発電機の使用訓練等の実態をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、大きな3つ目ではありますが、危機管理指針の防災部門に関し、災害発生時の対策本部の設置や職員の参集など、危機管理指針を既に地域防災計画により策定しているという答弁をいただきました。先月の15日だったと思いますが、盛岡市が主体的に行ったのですが、広域圏の市町村にも呼びかけをして危機管理研修を昨年度に引き続き開催をされたようでございます。その際、講演の中で県庁で防災危機管理監を務めた岩手大学地域防災研究センターの越野修三教授という方なようですが、災害対応について、このようなことを言っております。所管する部局だけではなく、職員一人一人が意識を持って一歩前へ踏み出せるか、それが住民の安全、安心を守る使命の第一歩だと言っておられます。

また、スムーズな初動対応は、平時からの準備が大切で、ふだんやっていないことは、災害時に絶対にできないとも言っております。つまり初動のつまずきを引きずる危険性を指摘しているわけでありましてけれども、災害対策本部の能力を磨く訓練として図上訓練が非常に効果的だということもこの講演の中で話されているようですが、抜き打ちの参集訓練など、ぶっつけ本番に意義があるとも述べているわけでありまして。

また、この教授は、うまくいく訓練は価値がない、問題点が明らかになり、把握できることに価値がある。訓練でできないのに本番でできるはずはない。初動は最も難しい、初めから完璧な対処はできないし、最善ということはない。そのときいいと思ったらやるしかない、空振りでも覚悟して行うことが大事と訴えております。そして、盛岡市は、今年度実戦力の強化をうたい、総合防災訓練のほか、非シナリオ提示型の図上訓練や抜き打ちの職員参集訓練を行う予定であることも明らかになっております。

それによると、参集訓練は、総合防災訓練前に実施する考えだということではありますが、



内容は、装備資機材の活用、避難所設置と備蓄の状況などを踏まえた初動体制の確立まで予告なしで行う考えだということを明らかにしています。図上訓練については、大規模地震災害を想定し、対象職員は70名から100人の参加を見込んでいるということですが、時間については、五、六時間の長時間をかけてじっくりとやるということも明らかにしておりますが、本町と盛岡市では、面積や人口、職員規模も比較にならないわけでありませけれども、危機管理に関しては、規模が小さくても、いわゆる規模の大小にかかわることなく、常日ごろから訓練を積み重ねておくことが重要であるということが言われております。

そこでお伺いいたしますが、総合防災訓練のほか、非シナリオ提示型の図上訓練や抜き打ちの職員参集訓練を行い、有事に備える体制確立の考えはないのかお伺いをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、ただいまの1点目の岩崎川の関係についてお答えいたします。

岩崎川につきましては、進捗状況ですけれども、全体的に岩崎川が延長6.5キロメートル、芋沢川が延長2.4キロメートル、太田川が延長1.6キロメートル、合計10.5キロメートルの計画で総事業費が179億2,000万円という形でやっております、そのうち岩崎川が5キロ改修済みでございます。それで、それ以外、芋沢川、太田川につきましては、まだ事業実施していません。

それと、今年度からの進捗といたしましては、今年度東北本線にかかっておりますJR橋、この工事とか用地とかを進めていくということで平成28年度ごろまでそれがかかるという形でございます。それに伴いまして、今暫定、北矢幅のあたり暫定稼働ですけれども、ここにつきましても全面改修で、それまでに間に合わせていくというような予定となっております。それと、大沼橋の進捗ですけれども、6月、県からお聞きしているのでは、6月17日ごろから通行可能という形で、ようやくと繰り越ししておりましたけれども、完成という形になるという形でございます。

もう一点、岩崎川の改修延伸でございますけれども、これは町のほうで要望しておりました、JRの橋から約900メートル、先ほど議員さんが言いましたけれども、矢次公民館の東側の落差工のあたりまで、これを延伸検討ということで県のほうでも今年度ルートについて住民説明会をいたしてから、了解が得られたならば、測量調査に入りたいということをお聞き

しております。

それと、中州の除去につきましては、これは毎年度地域から要望が来た際に、県のほうに中州の除去等については、お願いしているところでございます。ですから、今年度もまた継続して中州除去、これについては要望していきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） それでは、私のほうから2点目、それから3点目につきましてお答えをしたいと思います。

まず2点目、自主防災組織の数でございますが、これにつきましては、23年度末では18でございました。それが24年度末、3月31日現在で22、そして4月1日に1ふえまして、4月1日現在では23ということになっております。それから、今年度中に今のところ予定としては、3行政区申請等をするというふうなことを伺っておりますので、今のところ26は確実にあるというふうに考えております。

それから、自主防災組織の活動状況ということでございますが、全ての自主防災組織の活動内容は捉えていないところでございますが、聞いた範囲では避難訓練をやっているとか、分署等において人工呼吸の訓練あるいはAEDの訓練等をやっている。それから、発電機につきましては、公民館の中のブレーカーのほうにつないで、そして切りかえて、何かあった際は、切りかえてやれるように設定して、ときどき訓練をしているというふうなことも伺っております。そういった状況になっております。

それから、3点目の危機管理指針につきましてでございますが、これにつきましては、例えば震度4以上の地震があった場合には、災害警戒本部を設置するという基準になってございます。あるいは北上川の氾濫警戒、警戒情報が発表になった場合は、警戒本部を設置するというか、設置をする基準になっているというふうなことでございます。それで、状況を見て設置するというふうな形になります。

それから、震度5あるいは6以上ということになれば、災害対策本部を設置するというふうなことになりますし、それから北上川の氾濫警戒情報が発表されまして、災害が発生する、あるいは発生する恐れがあるというふうな状況になりますと、本格的に災害対策本部が設置されるというふうなことで、そういうふうな形で指針を捉えてございます。

それから、先ほど平時から準備を怠るなというふうなことで新聞報道等もあったわけでございます。矢巾町の防災訓練、ことしは9月に予定しておりますが、今のところ詳細はまだ

決まっておりますが、確かに山崎議員さんがおっしゃるような形でやればなおいいのかなというふうな感じを持っております。私、研修に行ったことがあります、この訓練について災害対策本部を全く現場でなくて、全然見えないところに設置して、そして本当にできるかというふうなことの訓練を聞いたこともあります。そのようなことも今後考えあわせていかなければならないのかなというふうに思っております。確かにぶっつけ本番に意義があるというふうなことも報道されております。それから、うまくいく訓練は価値がないと、むしろ問題点が明らかになって把握できることがあるというふうなことも言われておりますので、その辺のところを考えあわせながら9月の防災の訓練について今後検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 1点だけお伺いをしたいと思います。

災害の協定の関係で他の県の市町村との連携といいますか、協定を結ぶということについては、今後検討していきたいというふうな答弁ですが、例えば花巻とか北上は、かなり広範に他県にわたって協定を結んでいるわけですが、やるとすれば、どのような形を考えているのか。例えば食料品とか、水とか、そういうものについては、すぐ応援、支援をもらえるということは当然あるわけですが、職員の派遣とか、さまざま考えられるわけですが、その辺のこれからの検討課題だとは思いますが、もしこういうことについても検討していきたいというものがあれば、お伺いをしておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 相互応援につきましてでございますが、まず今の現状、町長の答弁にもありましたが、ちょっと詳しくお伝えしたいと思います、まず消防について広域で連携をとるというふうなことで締結しておりますが、これは広域ですので、盛岡広域ということになります。平成9年にこれは締結をしております。それから、大規模災害についてということで、これは全県ですが、平成18年に締結をしております。これについては、もし矢巾町といいますか、盛岡広域全体がまず災害に遭った場合には、北上市が主になって行くと。いろんなほかのところからの救助等については、北上市が主になって行くと。それから、北上あたりも被害を受けた場合には、次は宮古市が主になって、いろんなやりとりを行うというふうなことで、まず矢巾については、そういった形で協定がなされているというふ

うなことでございます。

それで、県外につきましては、今のところ考えていないところですが、矢巾町の場合、いっどんな災害が起きるかわかりませんので、矢巾町全体が全滅するような災害が起きないとも限りませんが、ちょっと考えにくいというような感じもありますので、その場合には、やはりまずは職員体制とか、それから先ほど議員さんがおっしゃいましたように、水とか食料については、何とかなるというふうに思いますので、それよりもまず救助について仮の復旧といたしますか、そういったことで応援をいただければいいのかなというふうな感じを思っております。この辺のところについては、まだまだ検討が必要だと思っておりますが、そのような形で考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 山崎議員の質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時20分といたします。

午後 2時11分 休憩

-----  
午後 2時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き山崎議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） それでは、2問目について質問をいたします。公共施設の長寿命化と施設保有の適正化についてお伺いをいたします。

公共施設の長寿命化と保有の適正化を今後どのように進めていく考えなのか、以下について明らかにされたいと思います。

1点目であります。建物系、インフラ系の公共施設のうち計画的に維持補修が必要な施設と町民ニーズの変化に対応し、新規に整備が必要な施設とに分けられると思いますが、現時点でそれぞれ考えられる主なものを明らかにされたいと思います。

2点目であります。今後施設の維持管理は、予防保全型へと転換していくことが求められておりますが、公共施設について改築や大規模改修などによる長寿命化が必要と考えられま

すが、本町の方針と主な施設についてどのような対応を考えているのか明らかにされたいと思います。

3点目であります。施設保有の適正化に向けた検討は、どのような場で行われているのか。また、施設保有検討会議のようなものを設置し、施設保有量の検討や利活用の調整、大規模改修などについて検討し、その検討内容を町民に明らかにするべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、見解をお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 公共施設の長寿命化と保有の適正化を今後どのように進めていく考えなのかについてお答えをいたします。

1点目の建物系、インフラ系の公共施設のうち維持補修が必要なものと新規の整備が必要なものの現時点で考えられる主なものについてですが、これらの維持補修及び整備につきましては、第6次矢巾町総合計画後期基本計画により部門ごとに計画され、実施しているところであります。

主なものとしたしましては、維持補修が必要な施設については、建物系では、矢巾町公民館や矢巾町民総合体育館、町営住宅、小中学校の校舎やプールなどが老朽化により大規模な維持補修が計画されております。

また、インフラ系では、上水道や公共下水道、農業集落排水の各施設、町道、橋梁など整備されてから相当の年数がたっているものなど、現状を確認しながら必要に応じて維持補修をすることとしております。今後新規にあるいは継続して整備するものとして、矢幅駅周辺土地区画整備事業、煙山保育園改修事業などが計画されております。

2点目の公共施設について、改築や大規模改修などによる長寿命化が必要と考えるが、本町の方針と主な施設について、どう対応を考えているのかについてですが、町全体の施設の長寿命化を一体的な形で捉えた方針は、現在のところ持ち合わせていないところでありますが、一部の施設においては、長寿命化修繕計画を策定し、それに沿って維持管理を行っているほか、補助事業を導入して長寿命化計画の策定を行い、施設の管理を適切に進める計画もあります。基本的には、総合計画の基本計画や毎年の予算編成時において、施設ごとに将来を見据えた中で維持補修等の予算化を図り、適切に対応しております。

次に、主な公共施設の長寿命化についてですが、まず役場庁舎につきましては、昭和60年に建築し、設備等の老朽化、東日本大震災による一部破損等が見られるものの、大規模改修

等の必要性が生じることもなく、現在に至っております。また、建物は、現行建築基準法に沿って建築されており、法定耐用年数は50年程度とされていることから、長寿命化のための大規模改修等は、現在のところ想定しておりませんが、清掃や設備点検等を適正に実施して、維持管理に努め、将来的には必要に応じて建物長寿命化に係る点検の実施を検討してまいります。

社会教育施設では、昭和63年に建築された矢巾町公民館において建築当初から放送設備が経年劣化とともに不具合が生じていることから、全面的な改修が必要と考えております。また、矢巾町公民館と平成2年に建築された矢巾町文化会館の外壁がタイル仕上げとなっていることから、経年劣化による剥離事故が危惧されるため、その実態の把握と改修工事の必要性を判断する打診調査が必要と考えております。

社会体育施設は、昭和53年に建築された矢巾町民総合体育館は、現在の耐震基準施行前に建築されていることから、本年度耐震診断調査を実施する予定であり、改修工事の必要性を判断する予定であります。

上水道施設については、口径75ミリメートル以上の配水管は、50年以上の長寿命な耐震管に計画的に入れかえを進め、主要な管路と位置づけられるものについては、予防、保全を基本として更新を進めております。公共下水道施設につきましては、国庫補助事業によって長寿命化計画の策定を進め、点検等を実施しながら改修が必要な箇所を明確にして予防、保全の考えで計画的に更新を進める予定であります。

農業集落排水施設につきましては、施設の診断を行って国庫補助事業により施設の改修を実施し、計画的に長寿命化を進めてまいります。なお、矢次地区と下赤林地区については、費用対効果等を考慮の上、公共下水道への接続を検討いたします。

町営住宅につきましては、平成22年度に町営住宅長寿命化修繕計画を策定し、12団地、242戸のうち耐火構造等で長寿命化を図るべき住宅は、三堤住宅、森が丘住宅、明堂住宅の3団地で140戸あり、外壁の補修など、改善の必要性を判定しながら施設の長寿命化を図ることとしております。そのほかの住宅については、住宅リフォーム等を実施しており、居住性、安全性等の維持及び向上を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげるとともに、長期的な維持管理を実施してまいります。

橋梁につきましては、平成21年度から平成23年度に実施いたしました橋梁点検の結果に基づき44橋について長寿命化修繕計画を策定し、補修等の維持管理を行うこととしております。

道路につきましては、パトロール等を実施し、破損箇所の補修を行うとともに、老朽化の

激しい路線については、切削オーバーレイ等の処置を行い、対処することとしております。

学校施設につきましては、耐震化は既に対応しておりますが、維持補修を計画的に行ってまいります。

農業関連施設として、昭和62年に建築した矢巾町農村環境改善センター及び平成3年に建築した矢巾地区農業構造改善センターの2施設につきましては、いずれも法定耐用年数には達していない上、現段階では老朽化等に伴う補修を必要とする箇所は見当たらないことから、引き続き各施設の安全管理に努めるとともに、施設の長寿命化及び保有の適正化に努めてまいります。

3点目の施設保有の適正化に向けた検討は、どのような場で行われているのかについてですが、基本構想については、5年ごとに矢巾町総合計画基本計画策定時において、年次計画を策定し、突発的維持補修等事業については、施設管理所管課で毎年度の予算編成過程において、緊急性と費用対効果を検証し、必要な場合、単年度ごとに予算措置し、適正に維持管理をしております。

次に、施設保有検討会議のようなものを設置し、施設保有量の検討や利活用の調整、大規模改修について検討し、その検討内容を町民に明らかにすべきと考えるがどうかについてですが、現在常設の検討組織は設置しておりませんが、今後施設の経過年数により、施設を維持していくための修繕や改修費用の増大など、集中的に施設の更新時期が到来することが予想されますことから、今年度導入する固定資産管理システムなどを活用し、老朽化または低利用施設の廃止や類似施設の統廃合、将来の更新費用を推計し、公共施設等の更新について検討していくことが必要であると考えており、その際には、公共施設に対する町民のニーズも多様化してきておりますことから、必要に応じて有識者を含めた会議の開催も検討することとし、その内容の公表もすべきものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） それでは、何点になるか、3点ぐらいになりますか、再質問をさせていただきます。

1つには、維持補修が必要な施設について、建物系では矢巾町公民館、それから町民総合体育館、町営住宅、小中学校の校舎やプールなどが老朽化により、大規模な維持補修が計画されている。また、インフラ系では、上下水道や公共下水道、農業集落排水の各施設、町道、

橋梁など、相当の年数がたっているものなど、現状を確認しながら必要に応じて維持補修をすることとしているという答弁がございました。

具体的な部分でちょっとお聞きしたいわけですが、まず小中学校の校舎やプールなどの補修計画についてお伺いをいたしますが、もう既に耐震の工事は終わっているわけですが、その補修計画というのは、具体的にはどういうもの、例えばプールも入っていますが、校舎、それからプールも含めた補修計画についてお伺いをしたいと思います。

次に、上水道施設について、口径75ミリ以上の配水管について、50年以上の長寿命な耐震管に計画的に入れかえを進めるとのことですけれども、口径75ミリ以上の総延長は相当なものだと思いますけれども、これは相当時間をかけてやることになると思いますが、何年計画で完了を目指していくのか、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、主要な管路は、これは上下水道の関係だと思いますが、主要な管路は予防、保全を基本として更新を進めているとのことでありましてけれども、これもそのとおり今まで私も水道についての質問もしていますが、相当な年数をかけるということになると思いますけれども、今後の計画についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、矢次の農業集落排水事業でございますが、矢次地区、下赤林地区、これについては、費用対効果等のことも検討しながら、公共下水道への接続を検討するというところでございますけれども、現実的には、これは何年ころに公共下水道に接続をするということを考えておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、橋梁についてでありますけれども、44の橋梁の長寿命化修繕計画を策定をし、補修等の維持管理を行うということでございますけれども、最も古い橋は何年くらい経過しているものなのでしょう。これは、補修計画でございますが、かけかえ等の計画がある橋は、現在のところあるのか、ないのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

橋の場合の長寿命化修繕の計画というのは、どのような工事が主なものになるのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

それから、施設保有の適正化についてお伺いをいたしますが、本日の村松信一議員の質問の中に運動公園、体育館などの新規整備構想については、現在のところ考えていないとの答弁がございました。ことし3月定例議会の私の一般質問の再質問で町長にお聞きをいたしました、町民のニーズが非常に高い室内運動場の建設については私は町長の考えをお聞きをしたわけですが、旧矢巾中学校の現在の室内体育館が取り壊しになって更地化になるわけですが、その跡地に室内運動場の建設について検討することをお願いといたしますか、どう



考えていますかということでお聞きをしたところ、町長は今後については建設も含めて検討していきたいという答弁をいただきました。

しかし、きょうの教育委員長あるいは社会教育課長の答弁とはかなり乖離をしていると。あのときの町長答弁は全く意に介さないで答弁をしているようにしか聞こえなかったのですが、どのようにこれを理解したらいいのか、ちょっと説明を求めたいと思います。

それから、これは一つ提案でございますけれども、実は今議会において報告事項といえますか、報告第2号で自動車事故に係る損害賠償請求の専決処分が出されました。ここ何年か道路の、いわゆる穴ぼこに車の車輪が落ち込んで車が補修を必要とすると、車が傷むということで、かなりその実際被害に遭った方たちについては、かなり大変な思いをされているだろうというふうに思いますが、今現状は、担当課あるいは担当職員の方たちが車で巡回をする、あるいは必要によってその場所に行って自分の目で歩きながら点検するというのもあるだろうと思いますが、年間を通じても言えるわけですが、特に冬期間の雪解け時期は、非常に見えづらいといえますか、判断しづらい部分が結構あるだろうというふうに思います。

したがって、先ほど言ったような自動車事故に係る損害賠償請求などが起きてくるわけがありますけれども、その適宜適切に補修等はやられているとは思いますが、どうしてもそういう災害、いわゆる気候条件等で目にすぐ判断できない部分が出てきているというふうなことがこの間何年か続いていますので、実はこの前NHKのテレビの中で放送されていましたが、長崎の大村市というところがあるのですが、ハウステンボスのある場所なのですが、そこでは道を守ると書いて道守という制度を導入したそうです。5年前に導入して、今339人だと思っていますが、そのぐらいの道守がいるそうです。この人たちの任務といえますか、その与えられている仕事は、ボランティアなようではありますが、道路を自分の例えれば我がほうで言いますと、行政区単位の形でやっているようではありますが、常に散歩したり、犬の散歩もあるでしょうし、いろいろ歩いて散歩しているときも、道路、橋、側溝、それから横断歩道とか、それから通学路、それから一般の歩道など、それから信号機とか、そういうものを注意をしながら見ると。それで、ちょっと穴があきかかってきたとか、あるいはちょっと危険な状態だというのが目についた場合は、すぐ担当課に連絡をします。そうすると、担当課が直接そこに行ってまた点検をするということで常に河川も含めてなようではありますが、自分の住んでいる場所を、自助、共助というものもありましたけれども、常にそういう日常の変化に目をやって、安全確認もするというふうなことで非常に住民からの

苦情も少なくなったし、非常に子どもたちからも評判がいいと。特に通学路の草の刈る状態とか、いろいろあるようですけれども、そういうふうな、これは道守という制度というのは、長崎大学が考えたようでございますけれども、そういうほかにいい例がありますので、本町は県内でも2番目に小さい面積の町ですので、そんなにいっぱいには要らないかもしれませんが、行政区に1人あるいは2人ぐらいそういう方を、2時間から3時間の講習でやっているようです。そんなに専門的な知識がなくても、住民としての目線でいいというようなことでやっているようですけれども、そういうものも考えていってもいいのではないかなというふうに思っています。というのは、何回もそういう穴に車が落ち込むというようなこともありましたので、そういうことを意識的に住民が心がけて点検をして歩くようなことも考えてもいいのではないかなというふうに思いますが、これはこれからの検討事項になると思いますが、そうすると、担当課も非常により適宜適切に対応できるのだらうというふうに思いますので、その辺の検討もできればされればいいのではないかとということで提案をしたいと思いますので、以上、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、再質問の何点目かでございますが、午前中の教育委員会のほうの答弁の中で体育施設、体育館等は考えておらないというようなお話をしたわけでございますが、3月議会でございますけれども、そのときは専門学校のいわゆる進出等々におきましては、今の、今といいますか、まだありますけれども、旧矢巾中学校の体育館の跡地に体育館の建設も考えていかなければというようなお答えをしたわけでございますが、これは旧矢巾中学校の跡地にこの専門学校等の誘致が決定すればというようなお話の中での継続的な中での質問にお答えしたような気がしておるわけでございますので、どうぞそのように理解をお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、1点目の小中学校の維持補修の具体的なものということでございますが、総合計画のほうに載っている維持補修でございますが、不動小学校、煙山小学校のプールサイドの改修工事、それから徳田小学校の校舎、体育館屋根の塗装など改修工事、それから矢巾北中学校の校舎、体育館、屋根、外壁の塗装改修工事という、この4つでございます。

それで、今年度煙山小学校のプールサイドの改修工事と徳田小学校の校舎、体育館屋根、

外壁の塗装改修工事を行う予定になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 先ほどご質問ありました2点目及び3点目についてお答えしたいと思います。

まず2点目としまして、水道、総延長相当あると思うが、何年かかる考えなのかということについてですが、水道事業につきましては、基本的に皆様からいただいております水道使用料でもって改修を賄っていくという考え方になってございます。したがって、我々としては、できるだけ効率的な経営のもとに集めさせていただきます水道料金について効率的に使うという前提の中で改修を進めさせていただこうと思っております。それが具体的に何年かということになりますと、どのくらい水道料金が集められて、どのくらい効率的に更新していけるのかということにかかわってくるものと考えられますが、今現在の総延長でお話いたしますと、全体で約223キロございますので、1年間に2キロ相当進んでいったとして100年以上かかるというふうな状況でございます。2キロメートル施工しますのに1億四、五千万円は要するものと考えておりますので、できるだけ料金収入の範囲の中で効率的に進めていくことを念頭に置きながら、しかも優先順位をきちっとつけながら進めていくこととしてございます。

なお、全体の中でどうしても優先順位が低くなる場所につきましては、場合によりましては、予防保全ではなく、事後保全という形になってしまうということも考えられます。ただ、その際でも長期にわたっての断水等が起こらないようにブロック化という考え方のもとで弱点は弱点として残ってしまいましたが、ほかに波及しないような考え方で改修していくということを基本に考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、3点目の矢次及び下赤林地区の処理施設について、公共下水道への接続ということについてですが、矢次処理場につきましては、既に相当年数経過してございまして、内部の機械等が順次更新が必要な状況になってございます。ですので、まずは矢次地区について、公共下水道への接続の検討を本年度から開始をしようと思っております。まずは県等に協議が必要でございますので、そういった協議を今年度から進めることとしてございます。

下赤林につきましては、まだ施設のほうは十分大丈夫な状況でございますので、矢次地区が終わった後、施設の内容を見ていきながら順次検討していくつもりでございます。

なお、戻りますが、矢次地区、一旦検討が始まって、現実に接続が可能になるには、最低でも3年程度はかかるものと考えてございますので、早くても3年後から4年後になろうかというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 橋梁についての質問にお答えいたします。

44橋ありますけれども、その中で50年以上たったものが4橋程度ございます。これについては、いずれもコンクリート橋でございますけれども、それで一応長寿命化でかけかえの計画は今のところ持っておりません。というのは、予防的に早期補修等をして、健全化を図っていくという形で考えておまして、このままでいくと、耐用年数がおおむね50年程度と、今の予定では橋梁ではなっております、コンクリート橋の場合。ですから、それを超えたものから順次部分補修、それと5年ごとに橋梁を点検して健全かどうかと、健全度をチェックしろという形で長寿命化に備えなければいけないということになっておりますので、それらをやりながら年次計画で補修等をしていくという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） あともう一点、道路の穴等の道守の制度の関係ですけれども、これは今後の検討課題とさせていただきます、参考とさせていただきますと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 1点だけ確認をしますが、町長の見解を聞きました。それで、専門学校が誘致になった場合については、現在の体育館の跡地に室内運動場建築についても検討していきたいという話だということでございますが、専門学校が来る、来ないにかかわらず町民のニーズが非常に高いということで私は再質問をした経緯がございますが、いわゆる今の町の総合体育館もそのとおり非常に利用者が多くて、順番待ちでもう大変な状況だというようなこともありますし、それから冬期間の体力向上あるいはきょうもお話がありましたが、将来オリンピックを目指す子どもたちを育てていくというような、いろんな観点から町の総合体育館だけではなく、室内運動場の必要性があるのではないかとということで私質問したと自分では認識をしておりますが、その引きかえで建てるということで私は捉えてはおりませ

んでしたけれども、もう一回だけ、私と町長の見解がずっと平行線であれば、これはうまくないので、その部分、もう少し私の見解となぜ違うのかということなのですが、よろしくお願ひします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 3月議会の際、旧矢巾中学校の跡地の関連の中で体育館ということで山崎議員のほうからご質問いただいたような気がしております。したがって、そういう形になりますれば、今の旧矢巾中学校の体育館については、体育館等々建設考えていきたいというような答弁をいたしたわけでございまして、あくまでも関連でございます。山崎議員の質問は、そうした関連の中できたものですから、私はそれがなれば、そういう形を考えたい。そして、たしか山崎議員さんは、そういうのであれば一步前進したなというようなお話も聞いたような気がしておるわけでございますが、その見解はどうも山崎議員と私と、私はそういうつもりでお答えしたような気がしておりますし、そうでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） もう1分恐らく切っているだろうと思いますが、ちょっと町長との見解が違いますので、私とすれば、専門学校はこれは検討課題になっているわけですが、それとは別に空き地ができる。町民も利用するものがあるのではないかと。ということで私は質問したつもりでございましたので、別な機会でもた質問もしなければならぬわけでありまして、ちょっとずれているなという感じを持って、きょうは多分寝られなくなるかもしれませんが、まずきょうはこのぐらいで、町長の見解は後でもう一回お聞きしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。

介護保険制度についてお伺ひします。平成12年4月から開始になった介護保険制度は、開始され13年が経過しました。厚生労働省は、5月15日、介護保険で要支援1、2と認定された要支援者を保険給付の対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移すことを検討課題に挙げました。要支援者への介護サービスを公的保障の極めて最小にし、介護給

付費を削減する考えを示しました。2015年4月から実施する方針ということですが、以下2点をお伺いいたします。

1、要支援1、2の認定を受けている方々の多くがひとり暮らしであったり、家事援助ヘルパーを利用したりしております。また、デイサービスを週一、二回利用し、ひとり暮らしで食事や風呂も沸かすのが大変などの声、また少々お金が、利用料がかかるが、介護保険制度ができてヘルパーさんが買い物に来てくれたり、おかずをつくってくれたりして、楽しみができた。また、一人では温泉にも行けないので、週1回のデイサービスでお風呂に入ることができ、また友だちができてうれしいとか、足の筋肉が衰えたのでリハビリしている、訪問リハビリを受けることができ元気が出てきたなどの声が聞かれ、介護の重症化予防につながっていると考えますが、高齢者の声をどのように受けとめておりますか。また、介護サービスはどう評価されているのかお伺いします。

2点目、厚労省は、2014年、通常国会に関連法案を提出し、軽度者、要支援1、2の方々を保険給付の対象から除外し、地域支援事業などを受け皿にして給付費を削減する方向を財政調整審議会に報告書を1月に提出しております。町の考え方を伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目の要支援1、2の認定を受けた介護サービスを利用している高齢者の声をどのように聞いているのか。また、その介護サービスは、町としてどう評価しているのかについてですが、保険者として介護予防サービスを利用している方の声を把握することは重要と捉えており、これまでに制度を利用して住宅改修による手すりの設置や段差解消、福祉用具としてポータブルトイレや入浴補助用具等を購入した結果、居宅での生活が快適になり、生活の質が向上したとの意見が多く寄せられております。このことは、利用者が住みなれた我が家で安心して生活を送ることにつながり、その成果として介護給付費の抑制につながることから、町としては介護予防サービスの重要性は高いものと考えております。

2点目の軽度者を保険給付の対象から除外し、地域支援事業などを受け皿にして給付費を削減することに対し、町の考えはどうかについてですが、現時点において、国の方針について正式な通知がありませんので、具体的に述べることはできませんが、団塊の世代が高齢期を迎えることにより、高齢化社会がより一層進み、要支援者の増加が予想されることから、

先ほど申し上げましたとおり町といたしましては、要支援者への介護サービスの重要性は高いものと考えており、今後の国の動向を注視してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、この答弁書のことなのですけれども、要支援1の認定を受けた介護サービスを利用している方という答弁のことなのですけれども、居宅サービスの中でもポータブルトイレや入浴補助用具とか、そういう生活の質を向上するという意見が多く寄せられているということなのですけれども、デイサービスのことが一言も触れられていないということが私はすごく不愉快に思いましたけれども、その点をどのように利用者の声を聞いているか、再度お伺いいたします。

それから、2点目ですが、事例でもお話ししましたが、先ほどもちょっと触れましたが、私が町内を歩いて、こういう方がいます。78歳の要支援2と認定された女性の方、50代の息子さんと2人暮らしなのですが、息子さんは長距離の運転手をして週のうち5日間は留守にして、近所の方々に勧められて包括支援センターを自分で訪問し、デイサービスまた家の中の掃除とかのヘルパーを利用することになりましたが、最初的时候には、なかなかデイサービスに行くことができなかつたのですけれども、1カ月ほど利用して、笑顔ができ、おしゃべりもする、表情も明るくなってきました。こういう事例です。

それから、事例2の方は、要支援2と認定されて週2回デイサービスを利用しています84歳の女性。娘夫婦と同居していますが、娘夫婦の方々は50代で共稼ぎでなかなか84歳の女性の方とはゆっくりお話ができないということでデイサービスを利用し始めて2年余りになりますが、その方は、デイサービスを利用するようになってお話ができ楽しい、娘と一緒にいるけれども、体が弱って、足の爪も切ることができない、お風呂の介助をしてもらって爪を切ってもらう、本当にいい制度だ。認定を受ける前は、一人勝手に1日中テレビの前で寝てばかりいた、本当にいい制度だとお話しされています。

このように認定された多くの方々が介護予防サービス、デイサービスを利用してメリハリのある日課をつくって満足している、そういう話を私は聞きます。この国の制度であります、平成27年4月からこれがなくなるようなときには、矢巾町としてどのように考え、まだそれは決まっていないからということなのですけれども、どのように考えるのかお伺いしま

す。

それから、3点目は、要支援者の増加が予想されることからということで団塊の世代がということですがけれども、低所得者、年金が国民年金の方々が今は多いですがけれども、年金が7万円以下の方々が多くいますけれども、そういうところはどのように把握しているのか。また、今きょうの新聞でもありましたけれども、認知症の予防のためにもデイサービスは必要だと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、川村よし子議員の質問に3点お答えをいたしたいと思います。

要支援の方々、居宅でのいろいろな用具のことをお話ししましたが、デイサービス、当然デイサービスを利用されている方たくさんいらっしゃいますので、こういう部分においても要介護にならないような状態を起こさないためにも非常に矢巾町としてはいい制度だなど、このように思っております。特に、やはり施設に入らないで居宅で自分の家でいられるというのがやはりいろんな意味で自分の家族と一緒にいられるというのがいい制度だと思いますので、そこの部分を外されますと、いろいろ支障が出てくるなと思っておりますので、この部分については、できるだけ外さないようお願いしたいなと思っております。

それから、同じくお二人の方、デイサービスに行かれて、メリハリのある生活ができて非常にいいなということをお話をいただいておりますが、私もいろんな施設に行くことがありますけれども、やはり同意見を持っております。いろいろ同じような境遇の方々とお話をしながらも、非常に笑顔が出てきたり、いい状況があるなと思っておりますので、それは川村議員おっしゃるとおり私も同感だと思っております。

それから、将来的に要支援1、2が外された場合ということをお話をされましたが、その部分については、今それがどうのこうのというのをなかなか言いづらい部分はありますが、そのような制度になった場合には、あるいは町として代替の部分を考えなくてはならないかもしれませんし、ちょっと将来、先ほどから申し上げましたとおり非常に要支援1、2に対する介護予防のサービスというのがいいと認識しておりますので、それぞれできれば国、県通じて継続していただければなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

申しわけございません。低所得者の把握ということでございますが、低所得者の方々もそれぞれいろいろデイサービス等ご利用はできるわけですし、それから所得に応じて高額とい



うふうな部分で1つの歯どめはかかると思われておりますので、その方々もどのように把握しているかということではあります、どのように把握しているというよりも、そういう方々にも使えるような制度であってほしいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（何事か声あり）

○議長（藤原義一議員） 認知症。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） たびたび申しわけありません。認証の予測ということですが、そのとおり今国でも社会保障審議会介護保険部会において、将来の認知症の推移というのを一応計算をしております。それによりますと、将来2012年にはひよっとすれば460万人を超える方々が認知症を患っている人が出てくるのではないかと、このように言われてもおります。それで、昨年度から町におきましても国の事業を導入いたしまして、認知症対策に取り組んでおりますし、それらを防ぐ一つの一環としてもデイサービス事業等々、非常に効果があると、このように考えておりますので、今後とも継続してまいりたいなど、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 平成24年3月に発行されました矢巾町健康長寿のまちづくりプランの中の介護保険事業計画の中の認知症予防のところも国のリスクよりも矢巾町は高く68.7%、また鬱病予防のところも鬱病のところも国の平均が59.5なのに矢巾町は64.2、精神的なもの、それから認知症のところが高く出ています。それで、国ではオレンジプランというのが策定されていると思いますけれども、今の課長の答弁でも介護予防のためにも要支援1、2の外されるということは大変だということで、その中で2点質問させていただきます。

国に対しての要望はどのようになっているのか。

それから、2点目が、町として今まで平成23年、24年はまだ出ていないと思うのですが、どのくらいの支出、要支援1、2の方々に支出されているのか。それから、ひとり暮らしも多いのですが、どのくらいの人数の方が利用しているのか、その点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、2点に対しましてお答えを申し上げます。

国への要望ということでございますが、はっきりそれぞれこういうふうな今の段階で外したらというようなお話は聞いておりますが、その後の部分についてまだ詳しく情報が入ってきておりませんので、それぞれ県の機関等々を通じて、もしもそういう事態なようなことが入ってくるのであれば、やはりそれは今までどおりの制度でというようなお話をしていきたいなと思いますし、先ほども申し上げましたが、仮に介護保険から外された場合に、ではそれを一気にやらないかということになりますと、非常に将来的に要介護者が早急に多くなるという可能性が出てきますので、そういう部分については、やはり何らかの手だてをしていかざるを得ないのだろうなというふうに考えております。

それから、要支援1、2の介護給付費の関係ですが、大体平成23年度で7,500万円ぐらいになっております。それから、24年度で若干落ちまして7,000万円ちょっとということになっております。大体介護保険の事業費から追っていきますと、4%から5%ぐらいがそのような要支援1、2の方々への事業費ということになっております。

それから、要支援1、2の方々的人数につきましては、今正確な数字等持っておりませんが、大体その事業費から追っていきますと、要支援1、2、今のところ多分四、五百人ぐらいというような予想なのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今回の安倍首相は、社会保障改革を目指しておりますので、介護保険の給付費がふえるということに危惧をして、その要支援1、2を外す方向、そしてお金のある人は利用できるような方向になるのではないかと考えますけれども、早目に対処する、そして町としても今あるサービスを減らさないような方法をやはり平成27年までに考える必要があると思います。それで、国にも要望し、ここの矢巾町でもどうするかということを考えていく必要があると思います。

それで、本当に社会保障は生活保護、介護保険、後期高齢者、大変な状況の中高齢者は後期増加するということで、高齢者が増加するのはいいことですがけれども、やはり早目、早目に対処して国に要望する、意見を出す、そういう対策が必要だと思っております。

今は意見です。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町の対策というよりも、盛岡広域には盛岡広域の福祉連絡協議会等々ありますので、よその状況も勘案して相談しながらそれぞれ取り組んでいきたいなど、このように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 農業政策問題について質問させていただきます。

安倍首相は、3月の環太平洋連携協定TPP交渉への参加表明に続き、4月12日のアメリカとの事前協議で合意を得て、4月下旬には交渉参加同意を取りつけてきております。TPP交渉参加を認めてもらうには、アメリカとともに、アメリカの言うままに譲歩を重ね、農業分野では40年近く進められている減反政策の拡大、それからミニマムアクセス米の輸入、そして農地の集積化など、農業、身近な小さい農家が続けられない状況が続いております。

平成21年発行の矢巾農業振興地域整備計画書に本町の農業経営基盤強化促進基本構想では、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのある農業を目指している。そして、農業従事者1人当たりとして440万円程度、農業経営者50万円程度を目指しているとありますが、以下3点お伺いいたします。

1、営農類型の個別経営体と組織経営体に分かれておりますが、それぞれ件数と営農類型別の年間平均所得の実態はどうなっているのかお伺いします。

2番目、安倍首相は、攻めの農政を打ち出し、成長戦略第2弾として農業の活力向上、農産物の輸出の倍増や6次産業化を拡大させ、農業、農村全体の所得をふやす戦略を打ち出しました。農地集約を新組織、農地中間管理機構（仮称）もつくと発表されましたが、第1次産業を守る姿勢から国の農業政策について、町の考え方を伺いいたします。

3番目、農業競争力会議で農地中間管理機構を各都道府県に整備する方針が出されたが、農地に関する事務を執行する農業委員会はどう受けとめているのか、農業委員長にお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 農業政策問題についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の個別経営体及び組織経営体の件数と営農類型別の年間平均所得の実態はどうなっているのかについてですが、平成25年4月1日現在における認定農業者数は、個別経

営体107、組織経営体12の計119経営体となっております。

農業経営体の年間平均所得につきましては、営農類型別という形での把握は行っておりませんが、認定農業者の更新手続の際に提出する平成22年度から平成24年度までの農業経営改善計画認定申請書における年間農業所得の過去3カ年の平均年間所得は、約455万円となっており、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造における主たる農業従事者の所得目標である440万円と比較すると、約15万円ほど上回っている状況にあります。今後とも当該所得目標を達成することができるよう農業改良普及センターや岩手中央農業共同組合担い手支援センター等、関係機関及び団体との連携を図りながら矢巾町農業経営支援センターを中心とした経営支援を行ってまいります。

2点目の第1次産業を守る姿勢から国の農業政策についての町の考えはどうかについてありますが、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、環太平洋連携協定、いわゆるTPPへの参加等、農業を取り巻く状況は、厳しさを増しており、国際競争の激化にも対応し得る足腰の強い日本農業の構築が緊急的課題でもあることから、平成23年3月に策定した矢巾町農業ビジョン並びに各集落単位で策定された人・農地プランの着実な実践を推進するとともに、新制度の導入に当たっては、国の動向を見きわめつつ、本町における農業基盤の確立、実現に向けた制度運用を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農業委員会会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 農業政策問題についての3点目の質問について私のほうからお答えいたします。

産業競争力会議で農地中間管理機構を各都道府県に整備する方針が出されたが、農地に関する事務を執行する農業委員会はどう受けとめているかについてですが、農地中間管理機構は、農地の借り受け、貸し付けの中間的受け皿となる公的組織に位置づけられており、担い手へ農地の集積や耕作放棄地の解消を加速化し、農地を有効活用するための一つ的手段であると受けとめております。

農業委員会としては、これからも農地法等の諸法令に基づき、与えられた職責を果たしてまいる所存であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点お伺いします。

まず第1点目は、1点目に質問しました矢巾町農業振興地域整備計画は、平成23年につくられたものですが、今後今年度か来年度つくると思いますが、この農家の所得をこのように440万円、それから企業体550万円というのは、どこから出てきたのかお伺いします。

私がちょっと農家のところを歩いて、認定農業者の方と13町歩ほど米をつくっていて、そのほかに肥育牛15頭ぐらい飼っている方は、朝から晩まで働いても、いろいろ減価償却とかやっても、年間所得は100万円ぐらいにしかないというような話もされます。どっちが本当なのかどうかわかりませんが、どこからこの金額が出ているのかお伺いします。

それから、今度立てられる計画書はいつ立てるのか。そして、どのような所得になるのかお伺いします。

それから、2点目は、産業競争力会議で農地中間管理機構は、農地を集約し、大企業が進出しやすく、農地を使いやすくする狙いがあるのではないかと私たち共産党は考えているのですが、農業委員会会長はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

以上、済みません、2点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点についてのご質問あったわけですが、まず第1点目の計画の部分に対します所得目標の部分につきまして、先ほど町長答弁がありましたように450万円ということでお示したわけですが、この基礎となるデータは、どちらかということになるわけですが、まず流れ的には、県のほうでこの法、経営基盤強化促進法に基づいて県ではこの計画を定めなければならないことになっておりまして、それに基づきまして県のほうでは一応農家所得の部分につきましては450万円と設定しております。

それで、町ではそれをベースにしまして、同様の形で合わせておりますが、ただ本旨のご質問の部分につきましては、基礎となる部分につきましてはということなわけですが、これは県内の事業所、企業のほうに、企業と言ってもよろしいのでしょうか、いずれ中核的、中心的な、平均的な企業の総所得の部分につきまして、それをベースにいたしまして計算されたものでございます。そのような形の中で農業所得の部分につきましても企業と会社と同様の所得を確保しようというのが原点にありますので、そのような形で算出されておるものでございます。

そして、その中で議員が個別にお話しした場合に、所得的に少ない方もあったということでお話がありましたが、実態の部分につきましては、個々の部分につきましては、捉えておりませんが、繰り返しになりますけれども、この経営、認定農業者の担い手の部分につきましては、5年ごとに再申請と申しますか、再度実施する際には、手続をすることになっておりまして、その際にどのような所得形態になっていましたかと、要するに計画に対しましてどのようなになっているかということで申告することになっております。それをベースにしております。別に個々に、実際に所得の申告のようにこれを精査しているわけではございませんので、あくまでも自主申告の数値ということで捉えておるものでございます。

当然ながら全体の町内のほうに認定農業者以外の農家の方もいらっしゃいますので、そういう意味では、所得の部分につきましては、かなりその差があると思います。ですが、この基盤法にのっとり部分の担い手ということに絞りますと、そのような状況のデータになっているということでございます。

次に、2点目でございますけれども、今度新たな計画のことについてでございますが、新規の計画の策定につきましては、今現在作業を手がけているところでございまして、今年度中に策定の予定になっております。それで、農業振興地域整備計画書につきましては、25年度に策定したいということで予定はしておりますけれども、その中の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想という部分につきましても、この部分は本来23年ごろに見直しがあるべきだったわけでございますけれども、これがその方向性が定まらなくて延び延びになっておりまして、あわせて今年度の形の中でお示しすることになろうかと思っております。

それで、その際の一つの今度は所得目標の部分につきましては400万円ということで示されておるところでございます。となりますと、金額の部分につきましては50万円ほど減額になる計画ではありますけれども、流れ的な部分につきましては、先ほどご説明しましたとおり企業の動向の関係につきまして、残念ながら所得的な部分が下がった部分がありまして、それを参酌した形の中で今回は400万円ということで所得目標が設定されておるところでございます。

なお、新たにリーディング系ということで先導的農業経営体も育成しようということで、それで所得を1,000万円、そして収益としまして3,000万円、粗収入を3,000万円、そして所得として1,000万円ということで新たにリーディング経営体ということのものも出ております。これは、当然ながら一つのモデルとしまして、新たに担い手の部分を引っ張っていかうということから、そういったふうな制度も出ておるところでございます。ご質問の金額につま

しては400万円ということを示されたものでございます。

農業委員会の会長へということでもございましたけれども、私農業委員会の事務局も兼務しておりますので、次はそちらのほうの3点目につきましてお答えさせていただきますが、まず議員のお話は、農地を企業のほうに利用しやすくするためだというふうなお話がありましたけれども、そもそもこの部分の人・農地プランもそうなのですから、大きな部分につきましては、少子高齢化、担い手の不足、そしてまた耕作放棄地の増加というのがベースになっております。そこで、今言いました農地の関係につきましては、耕作放棄地を解消するために今煩わしい手続の部分の一本化しながら集積をした形の中でその解消をしながら、なおかつ効率的に、要するに集積、農地の集積を図りながらコストを下げられるためにも集約をしながらやっていこうというのが趣旨でございますので、まずそのような形の部分になるかと思っておりますけれども、いずれ農業委員会のほうの形といたしましては、この耕作放棄地の部分につきましては、従来から取り組んでおりますので、その課題となっております。

ただ、矢巾町におきましては、幸いにもそんなに、ゼロとは言いませんが、そんなに発生はしておりません。各集落のほうで取り組んでいただいている状況かなというふうに思っておりますけれども、いずれそのようなふうにとらえておりますので、今後ともこれと連動しながら進めていければと思っております。

いずれにいたしましても具体的に出てから、その動向を注視しながら見ていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 地域経済と職員賃金との関連について、地域経済が低下している折に復興財源確保が目的とされた平成25年度の公務員賃金引き下げが計画されています。以下、3点お伺いします。

1点目、自治体職員の給与引き下げは7.8%削減が前提ですが、地域経済にどう影響すると考えているのかお伺いします。

2点目、ラスパイレス指数は、盛岡市、紫波町と比較し、当町は低いですが、どのように考えているのかお伺いします。

3点目、自治体職員の賃金は、地域経済に大きく影響するので、引き下げるべきではない

と考えますが、今回も自治体の裁量に任せられておりますが、どう対処するのかお伺いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 4番は、まとめてですか、これは3番、4番。いずれ通告は4点です。いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 4つ出ていますが、4つ質問してください。

○14番（川村よし子議員） 済みません、4点目、今回も自治体の裁量に任せられていますが、どう対処するのかお伺いします。

（何事か声あり）

○14番（川村よし子議員） 済みません、3番目が抜けたのですね、申しわけないです。済みません。

3番目として、自治体職員の賃金が引き下げられた場合、地方交付税等はどうなるのかお伺いします。

4番、自治体職員の給与は、地域経済に大きく影響するので、引き下げるべきではない。自治体の裁量に任せられておりますが、どう対処するのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地域経済と職員賃金との関連についてのご質問にお答えいたします。

1点目の自治体職員の賃金引き下げは、地域経済にどう影響するかについてですが、本町職員の給与を、一般職の国家公務員と同様に、平均7.8%削減した場合の地域経済への影響については、本町独自に試算する方法はありませんが、給与の削減をすれば、可処分所得が減少することとなるので、少なからず影響があるものと思われま。

2点目のラスパイレス指数が近隣市町村と比較して低いですが、どのように考えるかについてですが、地方公務員の給与は、地方公務員法に規定されているとおり、国、他の地方公共団体及び民間事業の従事者の給与を考慮して定めることとされております。その給与水準を比較するための指数の一つとしてラスパイレス指数が用いられますが、近隣の盛岡市及び紫波町と比較すると、本町のほうが低い数字となっております。職員の給与については、各自治体の条例により定められておりますが、その財源は住民の方から納めていただいた町税等の一般財源ということもあり、全体の予算の中に占める住民福祉につながる総体的な事業費と給与費を考慮しながら、さらには基本的に人事院の勧告に従いながら給与改定を行ってきた



経緯があり、それが現在の給与体系となっているものでございます。

今後も財政的に本町が推進する主要事業に大きな影響が出ないように考慮しながら適正な給与体系の維持に努めてまいりたいと考えております。

3点目の自治体職員の賃金が引き下げられた場合、地方交付税等はどうなるのかについてですが、国が都道府県に対し、平成25年1月31日に開催した平成25年度地方財政対策に係る説明会の資料によりますと、地方交付税のうち地方公務員給与費削減額を8,504億円としており、このうち町村の場合、平成24年度総基準財政需要額に一律にマイナス1.1%を乗じた額と示されておりますので、これに基づき算定した本町の平成25年度地方交付税への給与費削減の影響額は約6,000万円の減額を見込んでおります。

ただし、平成25年度基準財政需要額については、過去のラスパイレス指数及び職員削減率から算定する地域の元気づくり推進費が新たに臨時費目として算入され、各自治体のこれまでの人件費削減努力をもとに加算されることや単位費用、補正係数及び算定基準数値が未確定であることから、平成25年度地方交付税の見込額は、現時点においては、お示しできかねることにご理解を賜りたいと存じます。

4点目の自治体職員の給与の引き下げについて、どう対処するのかについてですが、国からは東日本大震災の記憶も新しい中、防災、減災事業に積極的に取り組み、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であり、日本の再生に向けて国と地方が一丸となって努力する必要があるなどとした平成25年度に限って給与の削減を要請されております。

国では、国家公務員の給与減額支給措置に準じる取り組みを要請していますが、一律に現状からさらに7.8%削減するよう求めるものではなく、既に行われている給与抑制措置を考慮した取り組みを求めていることもあり、平成24年4月1日における本町のラスパイレス指数は100.6でありますので、国からの要請の趣旨に鑑み、国家公務員との給与水準の差を削減することが町民の理解を得ることにつながると考え、現在検討しているところであります。

また、国と同様に、特別職の職員についても給与の削減について検討しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点質問させていただきます。

答弁の中に可処分所得が減少することとなるので、少なからず影響があるということですが

けれども、その少なからずというところでちょっとお伺いしますけれども、若い方々で独身の方もいらっしゃるし、子どもさんがいらっしゃる方もいるし、そういうところ、それから中間職になれば、子どもが大きくなって、学費とかいろいろかかりますけれども、そういうところをどのくらいの7.8%で減少、減額になるのか、その辺を計算しているのかどうか。もし、計算しておられる場合、お知らせください。それが1点目です。

それで、2点目は、町内への影響なのですけれども、なかなかそういう数字はないということなのですけれども、公務員の給与が削減になれば、農協、それから商工会、そして地域の商工業者まで波及すると思うのですけれども、今までの経過ではどのくらいの影響があったのか、その辺。今までの経過、公務員の給与は年々少なくなっていますので、その辺をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） それでは、第1点目についてお答えをいたします。

まず今回の国のほうからの要請でございますが、先ほども町長の答弁の中にありましたけれども、大震災の記憶の新しい中、防災、減災に積極的に取り組み、地域経済の活性化を図ると、そして日本の再生に一丸となって努力をするというふうな趣旨で要請をされたものでございます。ことしの1月に要請をされたものでございます。

それで、今ご質問がありました、7.8%減額した場合、どうなるかということでございます。答弁したとおり特別それを計算する組織は持ち合わせておりませんが、計算をいたしますと、地方公務員の場合は、7月から来年の3月までという9カ月間ということになっておりますので、その9カ月間で計算いたしますと、大体3,600万円ほど給与が減額になるというふうに考えております。計算されております。それで、子どもがいる世帯、いない世帯というふうな話でございましたが、そういうふうな計算はしてございません。それで、一律まず7.8%減額した場合は、そのような金額になるというふうに計算しております。

ただし、国のほうではラスパイレース指数100を超えた分だけ減額してもいいですよというふうなことにもなっておりますので、先ほど答弁にもありましたが、国が平均7.8%下がったということ実質町のほうでは、今100.6ということになっております。となりますと、0.6ということ、頭が出た分が0.6ということになります。今何%にするか検討中ではありますけれども、仮に1%というふうにすれば、9カ月間で470万円というふうに考えております。

それで、この措置につきましては、今年度のみということ継続性はなしというふうなことになっておりまして、そうなりますと、若干ではあります、地域経済の影響はあると思

いますが、大きく波及するというふうなことは考えてございません。

それから、今までの給与の減額で町内へどのような影響があったかということにつきましては、これはちょっと把握できていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ここには労働組合の方がいないので、そういうのはわからないというようなお話ですけれども、ちょっと盛岡市から入手したものがあまして、大体賃下げで22歳の配偶者なしで一時金が34万円ぐらいもらう方が減額されるのが10万7,000円ぐらい。それから、27歳で子どもさんが2人いる方では、大体一時金が44万円ぐらいもらっているのが削減額が13万円、それから31歳で子どもさん1人で配偶者がいる方で一時金が63万円もらう方は、減額で26万円、それから管理職になりまして、42歳で4人家族で配偶者、子ども2人という方は、一時金が83万円で削減額が33万円ということなのですが、管理職になると高くなるのですけれども、やはり若い方が意欲を持って町政に当たる、そういうのも考えて、若い方々が削減額を少なくするような、そういう配慮をする必要があると思います。

ラスパイレス指数が100.6ということで1%のことを、今1%の削減で470万円という答弁でしたけれども、そういうのも考慮して対処することが必要だと思います。これは、意見なのですけれども、国家公務員、削減されて、労働組合と一緒に話合いされるのですけれども、もう1年2カ月たって、裁判を東京では、裁判をやり始めております。そういうこともありますので、やっぱり地域経済にも自分の仕事として町民に奉仕する仕事をしている方々をやはり、そして町の商工業の利益につながるような、そういう対処が必要だと思いますので、配慮してください。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 意見ということですが、何かございますか。

星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 今組合のお話が出ましたが、町のほうでは組合とも今まで2回ほど話し合いをしてございます。そして、先ほどの仮にですが、1%となれば、こうなりますよというふうなことで話をしてございまして、おおむね理解をいただいているところでございます。そういったことで全く減額をしないということは、今のところは考えておりませんが、あとは何%にするかは、これから検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

---

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終了いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでした。

午後 3時47分 散会

平成25年第2回矢巾町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年6月12日（水）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君

区画整理課長 細川賢一君

商工観光課長  
補 佐 吉田清一君

上下水道課長 藤原道明君

教育委員長 松尾光則君

教 育 長 越 秀 敏 君

学務課長 吉田孝君

社会教育課長 立花常喜君

代表監査委員 立花純幸君

農業委員会  
会 長 高橋義幸君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君

係 長 吉田 徹 君

主 事 根澤のぞみ君

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） これより本日の日程に入ります。

昨日に引き続き日程第1、一般質問を行います。

1番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 齊藤正範議員 登壇）

○1番（齊藤正範議員） 議席番号1番、齊藤正範です。冒頭、一般質問の前に、本日新聞報道された2件のことについて所感を申したいと思えます。

昨日の全員協議会で説明されました平川食品の倒産については、非常に残念でありましたけれども、当局の債務回収の努力が報われず、報道によりますと、矢巾町が2億6,500万円の債権があるということでもあります。平川食品は、負債12億円超、129人の解雇という報道がなされておりますけれども、代理人によりますと、債権の優先順位は、労働債権と矢巾町、盛岡市の債権が優先になるという説明はされておりますけれども、どの程度の回収になるかはまだ定かではないと思っております。非常に当局が努力したにもかかわらずこういうことが起きましたけれども、この債権回収が行われないことにより、下水道事業に支障のないような対策を望むところでございます。また、従業員129人のうち矢巾町民が25名を数えるという説明もありましたけれども、町長のほうからは商工観光課で再就職の相談を行うという所信もありましたけれども、この件についても重ねてよろしくお願いたいなというように思えます。

2件目は、東北道のスマートインターチェンジの認可許可がおりたという報道であります。当町は、スマートインターチェンジまでの取りつけ道路の測量を今年度予算で予算化

しておりますけれども、一番先は奥州市、平泉ではないかなという説明も受けておりましたけれども、当局の努力により、一緒に18年3月開通見込みと使用見込みという報道がされて、非常に喜ばしいことと思っております。ぜひこのよいニュースを町の活性化につなげるような施策を続けて打ってほしいなということを冒頭申し上げたいと思います。

それでは、1点目の質問に入らせてもらいます。人口減少を見越したまちづくりについて質問させていただきます。ことし3月に厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所は、2040年には県内の人口が2010年の133万人から93万8,000人となり、39万2,000人、29.4%減少するとともに、65歳以上の人口割合が39.7%になると推計を公表いたしました。本町の人口も2万1,508人で5,697人、20.9%の減少になるとされており、少子高齢化の加速が予測されております。このような情勢下において、地域や町民の生活をどのように維持しようとしているのか、今後のまちづくりについて伺います。

①第6次総合計画後期基本計画の中で平成27年の人口指標を3万人としているが、岩手医科大学が平成19年4月に開校した状況下でのことし4月1日現在でも人口は2万6,670人であり、平成20年の2万6,982人より減少しております。この状態をどのように捉えているのか。また、計画達成のための施策はどのように行うのかお伺いします。

②20代、30代の若手人口流出が懸念されておりますが、その対策はどのようにしているのか。

③人口減少対策として全国各地で移住や交流の取り組み事業が行われておりますが、本町としてはどのように考えるのか。

④本町をもっとPRし、理解していただく機会をふやすため、会議や仕事で本町を訪れた人が気軽に泊まれる施設が必要と思うがどうか。

⑤人口減少は、全国的な傾向であり、本町としても避けては通れない問題であります。人口が減少することを念頭に置いたまちづくりが必要と思うが、どう考えるか。また、少子高齢化対策についての考えはどうか。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 1番、齊藤正範議員の少子高齢化の状況下における今後のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の第6次矢巾町総合計画後期基本計画の中で平成27年の人口指標を3万人として



いるが、ことし4月1日現在でも人口が2万6,670人であり、この状況をどのように捉えているのか。また、計画達成のための施策はどのように行うかについてですが、厚生労働省に設置された国立の政策研究機関である国立社会保障人口問題研究所がことし3月にまとめた日本の地域別将来推計人口によると、本町の平成27年10月1日時点の人口を2万6,522人と推計しております。

全国的に人口減少が進む中、本町の人口は、住民基本台帳人口においては、平成19年までは増加で推移し、その後わずかではありますが、減少に転じたところではありますが、平成22年の国勢調査におきましては、前回調査と比べ、本町と滝沢村のみが県内市町村で増加となっているところであります。

今回の国立社会保障人口問題研究所の人口推計は、何もしなければこういう数字になるということを前提にしているものと認識いたしているところでありますが、本町では、これまで岩手医科大学の移転に合わせ、中村地区、藤沢地区の市街化区域編入と、矢幅駅西地区及び矢幅駅前地区土地区画整理事業、広宮沢第2地区土地区画整理事業により人口増加に結びつく市街地の整備を進めているところであり、今後も計画どおり事業を推進することにより、人口増加につなげてまいりたいと考えております。

2点目の若者人口流出が懸念されるが、その対策はどのようになっているかについてですが、現在の日本は、かつての高度経済成長期と異なり、経済的に厳しい状況が続き、大手企業を中心に工場の海外進出が多く見受けられる状況にあることから、雇用や収入に不安を感じている若者も多いものと感じております。就労の場を確保することは、若者の人口流出防止に効果的であることから、引き続き関係機関と連携し、雇用創出に努めるほか、情報交流や人的ネットワーク等を活用し、企業の情報収集に努め、ウエストヒルズ広宮沢を初めとし、なお一層の企業誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の人口減少対策として、全国各地で移住や交流の取り組み事業が行われているが、本町としては、どのように考えるかについてですが、人口増加の対策といたしましては、先ほど申し上げましたとおり中村地区、藤沢地区の市街地の整備を進めているところであり、あわせて企業誘致を推進し、就労の場を確保することで人口減少対策につなげてまいりたいと考えております。

また、活力ある町の発展のためには、定住人口の増加とあわせて、この町を訪れる交流人口の増加に負うところも大きなものがありますことから、岩手医科大学や県立産業技術短期大学の例を見るように、より多くの若者が集う教育施設の誘致や訪れた方々が活用

できる商業施設などの誘致に努めることも重要な対策であると認識いたしているところであります。

4点目の本町をもっとPRするため、会議や仕事で本町を訪れた人が気軽に宿泊できる施設が必要ではないかについてですが、現在本町には矢巾温泉に宿泊施設があり、行楽客や仕事で訪れた方々が利用されております。本町におきましては、平成19年4月に薬学部の開設とともに岩手医科大学が移転開設され、順次医学部、歯学部も移転し、医療系総合大学として運営されており、平成24年5月からはドクターヘリの本格運行が開始されております。本年4月には、災害時地域医療支援教育センター、マルチメディア教育研究棟が開設されたほか、今後岩手医科大学附属病院、さらには県立療育センター及び県立盛岡となん支援学校の移転も予定されておりますことから、これらの施設が開設されますと、1日の交流人口が約1万人とも予想され、こうした方々の利便性の向上などからも宿泊施設の進出を望んでいるところであります。こうした宿泊施設が進出することにより、さらに交流人口の増加につながり、経済効果など、さまざまな面に波及効果が生じるものと考えております。

5点目の人口が減少することを念頭に置いたまちづくりが必要と思うが、どう考えるか。また、少子高齢化対策についての考えについてですが、人口の減少が進んだ場合には、自治体の財政基盤が弱ることは確実であり、公共施設の維持や生活基盤である道路や橋などの維持も難しくなるほか、社会保障の面でも少子高齢化が進むことで社会保障費も一定の水準で増加するものと推測されます。このことから将来的には、安定的な財源確保に努めつつ、各種制度などを総合的に見直しを行い、各世代の受益と負担の均衡を図りながら生涯安心して暮らせる施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、少子高齢化対策についてですが、少子化対策としましては、平成22年3月に策定した次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、安心して子どもを産み、育てることができる町、子どもたちが健やかにのびのびと育つ町、子どもと子育て家庭を温かく支え、見守る町の3つを基本目標に計画を推進しているところであり、主な取り組みとしてハード面では、本年4月にこずかた保育園の新設、平成24年度からの継続事業として北高田保育園、不動保育園の改築や幼保連携型矢巾認定こども園の施設整備事業を支援しているところであり、ソフト面においても多様な保育ニーズに応えるために、通常保育を初め延長保育、休日保育、乳児保育、さらには夜間の保育にも対応するなどのサービス機能の充実を図り、子育てと就労が両立できるよう計画の推進に努めているほか、保護者の子育てに

伴う経済的な負担軽減策として、保育料の軽減措置の実施や平成22年度から乳幼児の医療費助成について、所得制限を撤廃するなど、町単独事業を実施し、総合的に子育て支援を行っているところであります。

また、高齢化対策としましては、平成24年3月に策定した第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき高齢者の在宅での日常生活を支援するとともに、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯が増加していることから、本年2月には災害時要援護者台帳の登録を開始し、地域の方々や関係団体のご協力のもと災害時の避難支援体制を整備するとともに、日ごらの見守り支援体制の確立を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 5点について質問させていただきます。

答弁にある人口増加に結びつけるべき対策については、大いに期待しているところではありますが、本町の2010年10月1日の人口は2万7,015人であり、2013年4月1日では2万6,670人と345人、1.3%減少しております。一方、答弁にある平成27年、2015年の推計は2万6,522人は、2010年対比493人の減少、1.8%と予測され、何もしなければこういう数字になることを前提にしているという答弁でありましたが、2015年は2010年に比較し、5年後であり、ちょうど2013年4月は、半分の2.5年を経過しておりますけれども、2010年4月の減少率1.3%を単純に2倍しますと972人の減少になると思います。これは、推計より多い減少となるわけですので、推計には地域経済の部分が若干勘案されている数字ではないかと思うわけでございますけれども、2015年、平成27年の人口が推計されている2万6,670人以上であれば、現在町が行っている人口増加策が功を奏したという考え方になるのかお聞きしたいと思います。

2点目でございます。就労の場の確保をするために関係機関と連携し、雇用の創出に努めるための関係機関とはどういう機関を指しているのかお伺いしたいと思います。また、町の思いは理解はしますけれども、企業誘致活動による雇用創出などは、前段の答弁のとおり従来型の地域経済対策であり、限界があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

3点目でございます。2040年には65歳以上の人口割合が全国平均でも3割を超えると推計されている現状下において、移住、交流の促進による生活産業の創出による地域活性化

と新たな雇用の創出が期待されている現状でございます。首都圏から北海道に高齢無職世帯が60歳で毎年1,000世帯、3年間移住した場合の経済効果は、約800億円と見込まれており、一方社会保障などの公的負担が55億円必要となると総務省の関係機関が試算しております。高齢化社会を迎える現在、今後予想される空き家対策や雇用の場の確保対策として社会保障費等の負担増のリスクはあるが、移住、交流事業の検討をしてみたいかでしょうか。

4点目でございます。交流人口の増加につながり、経済効果など波及効果が生じるものと宿泊施設の進出を町も望んでおりますが、関連する民間などの計画は現在あるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

5点目でございます。人口減少が進んだ現在、自治体の財政基盤が弱るため、将来には安定的な財源確保に努めるとの答弁でしたが、具体的には何を考えているのかお伺いしたいと思います。

また、人口の減少は、一気にくるのではなく、毎年、毎年減少していくものと思いますが、現在の人口よりどの程度減少したら答弁にあった施策を講じなければならない状況になるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 1点目の人口の関係でございますが、2015年の結果で効果をどう見るかということでございますが、現在先ほど町長の答弁にもありましたが、平成19年ころまでは、住民基本台帳の登録数がふえておりました、若干それ以降減ってきましたが、実際の住んでいる方の調査といたしますか、国勢調査によりましては、ふえているというふうな状況にありました。ただ、そうはいつでも現実に住民登録の人口が減っているというようなこともありました、ここ最近であります、広報等でもお知らせをしておりますが、今若干今度は住民登録のほうも上向きになってきているということで、そういったことでまずなっておる状況にあります。

それで、先ほどの施策といたしまして、さまざま宅地造成等の施策を打っていきたいということで、そういったことで対応していきたいというふうなお話をしておりましたが、一部いよいよ造成等の工事が始まってございます。いろいろ手続等がかかりまして、当初予定した時期よりも若干許可等がおくれたというふうなこともあります、そういったところで具体的に始まっておりますので、そういった効果があらわれてくるものと理解をし

ているところであります。

それから、2点目の関係でございますが、企業誘致の関係機関ということでございますが、今までもそういった誘致の関係でお話をしてくれていることでございますが、いずれ盛岡広域でそういった機関といいますか、事務検討会議がありまして、その中で企業誘致部会等がございます。そういったところでいろいろ首都圏に出ても戦略をしたりしてまいっておりますし、そういった関係とか、あとは県の企業誘致の関係課、そういったところ、あるいはそれぞれのウエストヒルズの関係者等々、そういったところと連携を図って対応してくれているところでありますが、そういったところを指しているものでございます。

これまでの状況を見て限界があるのではないかということでございますが、対応は、いずれそういったことで努力をしていかなければならないものと多少限界といいますか、そういったこともあるにしても、すぐ結果があらわれるものではございませんので、そういった対応は、日々努力をしていかなければならないものと認識しておりますので、その辺のところでご理解をいただきたいと思っております。

それから、移住交流等の事業を検討してはということでございますが、私どももいろいろな会議あるいは研修等あるいはそういったところでのお話を伺ったりしてございまして、例えば空き家を利用しての交流といいますか、人口を寄せるような事業もやっている市町村もありますが、いろいろお聞きをしたりすると、やはりそういった利用に当たっては、来てもここで稼ぐ場所がなかったりとか、そういった課題もあって、なかなか進んでいないというところも見受けられるというふうなことでお聞きしたりしておりますので、そういったことも検討しながら、やはり先ほど申し上げましたとおり、そういった働く場所といいますか、そういったところの確保もしながら検討をしていかなければならないものと考えているところであります。

それから、宿泊施設の希望のことにつきましては、後ほどお答えをさせていただきますが、安定的な財源確保とはどういうもの、具体的にはどういうふうなものかということでございますが、一番基本となるのは町税でありますので、そういった確保になります。固定資産税等につきましては、人口の増減等には余りかわらずそういったものでは安定したものの収入ということになりますので、そういったことをやっぱり企業をずっとそこで活動していただけるような、そういった活動も必要であろうと思っておりますし、新たに呼んでくる企業さん、そういったことの活動も必要であろうと思っております。それから、やっぱり地元で稼いでもらって、いろいろそこから上がってくる所得等によりまして住民税等

にも反映されるものと思いますので、そういったところなどが挙げられるものと思っております。

人口減少がどこまで進んだならば、それぞれの施策を打っていくのかということですが、これは順次国の制度あるいはそういった制度も踏まえましてですが、適宜そういった策を打っていかなければならないということで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 区画整理事業に関連した質問もございましたので、私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

まず人口の部分、ちょっと補足をさせていただきますが、駅前、駅西、ウエストヒルズ広宮沢、ここを区画整理事業を今やっておりますが、現在の人口、920人、トータルで、整備後の推計人口、いわゆるそのくらい市街地整備をした場合に、住める人口の推計でございますが、1,022人増加の1,942人と見込んでおります。ただ、これは目的使用が住居ではないものをやった場合には、これは目減りをいたしますが、最高値でこのくらいの市街地整備がされるということでご理解をいただきたいと思いますし、中村、藤沢地区につきましても業者のほうから区画数が出ておりますので、それから推計をして、現在の1世帯の人数、矢巾町の平均人数でいきますと721人、新規に増加する画地を整備するということでございますので、ざっくり2つ合わせますと1,743人の増加が可能だということをご話をさせていただきたいと思っております。

それから、宿泊施設のお話ですが、前に小川議員さんのほうにお答えしたかなと思っておりますが、駅前のほうの分につきまして、現在そのパティオ構想も含めた計画を今検討中でございますが、町有地も含めまして、また個人の換地の方々の考えもあろうかと思っておりますが、町のほうには、そういったホテル、宿泊施設を建設したいが、そういった用地があるかというお話もいただいております。ただ、これは土地を確保しなければならないことでございますが、そういったお話もありますので、これは総合的に町有地も含め換地をされた個人の方々にもお話をしながら考えていきたいと、現在そういったお話もあるということをお話しをさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員） 小中学校の児童・生徒数についてお伺いいたします。

教育委員会は、町立学校通学区域検討委員会の答申を受けて、矢巾北中学校区の新田2区行政区を来年度の新入生から矢巾中学校区に編入することを決めたことを受けてお伺いいたします。

①学区の編成、変更がなぜ必要であったのか。問題となった点や課題解決の経緯などについてお伺いいたします。

また、矢巾、矢巾北中学校両校の生徒数の推移を来年度以降どのように予測しているのかお伺いします。

②町内小学校も煙山、矢巾東の大規模校と徳田、不動の小規模校の児童数にかなりの格差が生じておりますが、小学校の児童数格差をどのように考えているのかお伺いいたします。

③3月の定例会で藤原由巳議員が徳田小学校移転についての質問に対し、耐震補強改修を行ったばかりで移転するかどうかも含め検討するとの答弁でありました。徳田小学校は、ご存じのとおり徳丹城史跡内に建てられておりますので、徳丹城史跡保存にかかわるものかどうか、長期計画では平成32年までに移転計画をするとありますが、史跡保存との観点からこの辺は校舎を残すということは可能なかどうかお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 小中学校の児童・生徒数についてのご質問にお答えいたします。

1点目の学区の変更がなぜ必要であったか。問題となった点や課題解決の経緯などについてでございますが、矢巾中学校と矢巾北中学校の生徒数の推移については、平成32年度まで予測いたしましたところ、おおむね80人から130人ほどの生徒数の差が生じると見込まれており、今後医大や藤沢地区の開発などの要因も考慮すると、さらに生徒数の差が生じると考えられ、学校運営上の予算や教職員等の配置など、両校のバランスのとれた教育環境の形成に配慮するため、学区変更が必要と判断したところであります。

中学校の学区再編に当たっては、当初矢巾3区行政区及び新田2区行政区を対象に考えておりましたが、新田2区行政区は、行政区再編の途中であったことから、先行して矢巾

3区行政区に矢巾中学校通学区域への編入をお願いした経緯があります。しかしながら、新聞報道等でご存じのとおり、同意を得ることができませんでした。平成24年度に入り、新田2区行政区の保護者並びに自治会関係者に出席をいただき、2回の懇談会とアンケート意向調査等を実施し、大旨の同意を得ることができましたので、平成26年度から矢巾中学校通学区域に編入することに決定したところであります。

なお、矢巾3区行政区については、平成24年度においても地区役員、PTA役員を対象に意見交換会を開催し、改めて説明会を行っておりますが、編入する状況ではないと判断し、断念したところであります。

なお、学区再編後の矢巾中学校、矢巾北中学校、両校の生徒数の差は、現在の状況下の中では40人から70人台ほどに縮まると予想されております。

2点目の町内小学校の大規模校と小規模校の児童数格差をどのように考えているのかについてですが、今後徳田小学校、不動小学校とも児童数の減少は、避けられない状況であります。岩手医科大学附属病院の移転開業や、それに伴う藤沢地区、中村地区の宅地開発並びに矢幅駅周辺の土地区画整理事業などの大きな事業が完了し、町の社会情勢及び人口動態が落ちつく時期に合わせて町内全域を対象とした学区の再編が必要となると考えております。

3点目の徳田小学校は、平成32年までに移転する計画と聞くが、史跡保存の観点から校舎を残すことは可能かについてですが、徳田小学校校舎を恒久的に残すことについては、史跡保存の観点から文化庁が認めることは難しいものと思われま。しかしながら、3月の第1回矢巾町議会定例会で藤原由巳議員の一般質問にお答えしたとおり、平成22年度に耐震補修改修工事を行い、教育環境を整備しておりますので、移転するかどうかも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 学区編成は、地域並びに保護者、児童・生徒の、それから経済状況等いろいろな問題が複雑に絡み合って、非常に難しい問題だと考えております。今回矢巾中学校、北中学校の学区再編を行った関係者には、敬意を表するところでありますけれども、一方小学校の児童数の数にもかなりの差があります。町の答弁の社会情勢は、非常に理解するわけでありましてけれども、小学校の児童数の格差は大きいものがあると思いま



す。一旦人口動態が落ちつく時期に検討したいという答弁でありましたけれども、その時期のめどという部分は、現時点でいつごろと考えているのかお聞きしたいと思います。

2点目でございます。徳田小学校の移転問題ですが、恒久的に校舎を残すことは文化庁が認めることは難しいとの答弁でありましたけれども、反対を解して言いますと、現状の校舎を若干の補修しながら使えるまで使うということは可能であるというのか、再度確認をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の人口動態の落ちつく時期のめどということでございますが、答弁にもございましたが、ただいま矢巾町は、大きな事業ということで医大の移転あるいは藤沢、中村地区、駅前の開発等を行っております、それによりまして、開発されることによって人口が異動するわけでございますが、それが一応完成時期が医大の病院が30年3月あるいは駅前の開発は27年度ということになってはいますが、開発してから、やはりそこにどのように本当に配置になってくるかはわかりませんが、まずその開発が終わった段階で、またそこでそろそろ見なければならぬというような感じになってくると思いますので、その辺を考えて再編につきましては、まず開発終わったあたりからになるか、あるいはちょっとその辺の動向を見ながらということになりますので、それに向けて準備を進めてまいりながらいつ手をかけていくかということを決めて、今から検討していきたいと考えております。

それから、2点目の徳田小学校の移転につきましての現状の校舎を使えるまで使うのかということでございますが、こちらにつきましては、議員が考えているとおりでございます。小学校の校舎が新築しなければならない状態になったならば、移転しなければならないということになっておまして、今平成22年に耐震補強工事とあわせまして、かなり環境整備も整ったところでございまして、まだまだ使える状態でありますので、そういうところも勘案しながらいろいろ関係機関とも協議しながら、その移転の時期、校舎が使えなくなる時期等も検討しながら移転も含めまして、これからの情勢を鑑みながら検討していきたいということでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

- 1番（齊藤正範議員） 徳田小学校が現状の場所で補修しながらも使えるまでは、そこでの学習が可能だという答弁をいただきましたことを受けまして、非常に難しい問題であるということは重々承知はしておりますけれども、やはり現在徳田小学校、不動小学校ともだとは思いますが、入学式に来賓として出席したときに、新入生よりも来賓者のほうが多いという寂しい現状を迎えていることも事実でございます。児童数が少ないということは、一人一人にきめ細やかな指導ができるというメリットもあるかとは思いますが、やはり社会に出たときは、競争社会でありますので、多くの人と切磋琢磨するという必要ではないかとは思いますが。

また、先生の配置等についても児童数が減れば、少なくなってくるという学校運営上の問題点等も考えられます。難しい問題ではありますけれども、避けては通れない問題で早急に考えなければならぬと思っておりますけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

- 議長（藤原義一議員） 越教育長。

- 教育長（越 秀敏君） ただいまの学区の再編につきましてですが、矢巾中学校の学区の再編については、今お答えしたとおりですけれども、議員さんご指摘のとおり小学校についても人数の差があるということも考えなければなりませんので、先ほど答弁申し上げましたとおり、全町の学区について、時期がきた時点で見直しを図ってまいりたい。その結果として、地域性等ありますので、結果として変わらなかったということもあるかもしれませんが、最終的にそういうことになったにしても、スタートは全町の学区について検討していきたいという方向で考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

- 議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

- 1番（齊藤正範議員） 地域の防災意識向上についてお伺いします。

県は、県内の防災士や消防職員OBらを地域の防災研修会などに派遣する県地域防災サポーター登録制度を創設し、6月から運用を始め、自主防災組織の育成、強化と連動させ、地域の防災力向上を目指しております。

本町としても再び起こり得る災害に備えるべき自主防災組織の充実を図ることが自助、共助の意識向上につながるものと考えているが、組織結成状況と活動状況はどのようになっている

いるのか。また、町の組織に対する支援についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地域の防災意識向上についてのご質問にお答えいたします。

自主防災組織の結成状況につきましては、4月1日現在で41コミュニティのうち23組織が結成されており、56.1%が組織されている状況であります。また、現在設立に向けて動き出しているコミュニティは多く、今後も行政区長会議やコミュニティ会長会議などで地域の自主防災の重要性を説明してまいるところであり、最終的に全コミュニティで設立され、地域における基本的な初期の防災目的が図られることを期待をしております。

活動状況につきましては、自分の地域は自分で守るといった精神のもと、地域の消防団員とともに防災訓練を行いながら有事の際に備えるものであり、各組織の自主性に任せているものでありますが、町の防災訓練への積極的な参加を促し、防災組織の育成、強化に向けて意識の高揚と醸成に努めているところであります。

町の組織に対する支援につきましては、設立時の人員整備における補助は行っておりますが、活動実績に対する助成は、現在のところ考えておらないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 先日の9日の日、消防演習を拝見させていただいたわけなのですが、まことにきびきびした立派な演習でございました。これは、日ごろの演習の成果と考えております。自主防災組織についても組織を結成することが目的ではなく、やはり住民への意識づけを行うよい組織ではないかと考えている次第でございます。前段申したとおり、県で組織させる県の地域防災サポーターを利用した中で、それぞれ地域の自主防災組織に教育とか訓練とか、そういうところを町のほうであっせんすることも必要かと思いますが、この辺については、どうお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず自主防災組織ですが、きのうも山崎議員さんのほうにお答えをいたしました。現在23ということで結成になってございます。それで、今まで結成状況、各年度ごとにちょっと見てみたのですが、平成22年までは、各年度平均2.6組織の結成状況でございましたが、平成23年度につきましては、6組織、そして平成24年度につきましては、またちょっと下

がりまして3組織というふうなことで、やはり震災が起きたときに皆さんの意識が高くなって組織結成が多くされたというふうな状況になってございます。

先日新聞報道で防災意識に薄れが起きているというふうなことで報道がございました。そういったこともあって、24年度以降3件ということで若干意識が薄れてきたのかなというふうな感じを持ってございます。そういった中で今ご質問がありましたが、やはり住民への意識づけというのが必要だというふうに考えております。今までも自主防災組織の活動につきましては、分署あるいは役場のほうにも講師依頼等がございまして、そして出向いて、いろいろ相談に乗ったり、それから応急手当等の訓練を行ったりというふうなことをやっております。

それで、防災サポーター、これにつきましては、5月末時点で17人が登録したというふうなことがございましたが、矢巾の方はいなかったようでございますが、そういったこともこれから利用しながら住民の意識づけはやっぱり必要だろうというふうに思っておりますので、その取り次ぎ等につきましては、町のほうでも十分考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で1番、齊藤正範議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

-----  
午前11時05分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き一般質問を行います。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子でございます。私は、放射能に汚染されたシイタケほだ木の管理と焼却について、また町の差し押さえを含む税務行政の2点について

町長にお伺いをさせていただきます。

まず1点目からまいります。放射性物質に汚染された廃棄物の処理責任は、第一義的には東京電力と政府にあります。廃棄物の処理に自治体や住民が安全性や環境面で懸念を抱くのは当然であり、そうした声に政府は誠実に応えるべきです。そもそも放射性物質は、封じ込め、拡散させないことが原則であり、東日本大震災前は、I A E Aの国際基準に基づき放射性濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超える場合は低レベル放射性廃棄物処理場に封じ込めてきたところでもあります。

ところが、政府は、この基準の80倍、8,000ベクレルを超えるものを特別な管理が必要な指定廃棄物として、これ以下のものは一般廃棄物と同様な扱いとされ、まともな対策が講じられておりません。

今回間野々地区のカントリーエレベーター敷地内に約3万3,000本のシイタケ原木ほだ木、放射性セシウム濃度53から78ベクレル／キロがブルーシートに包まれて集められ、保管されたことから不安を感じた間野々地区の住民が説明会を要望しまして、5月8日に間野々地区公民館で開催されました。さきの臨時議会でも取り上げられたことから、以下お伺いをいたします。

1番、住民合意が大変大切だと思います。今後どういう方法で説明していく予定なのかについてお伺いをいたします。

2番目、ほだ木の管理の改善についてお伺いをいたします。

3番目、試験焼却の際の放射性物質の空中への拡散と焼却灰への残留量についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 6番、小川文子議員の放射能に汚染されたシイタケほだ木の管理と焼却についてのご質問にお答えいたします。

1点目の住民合意が大切だが、今後どういう方法で説明していく予定かについてですが、去る5月24日に間野々公民館において2回目の説明会を開催し、5月8日に開催いたしました1回目の説明会開催日からの対応状況と今後の取り組み予定について説明したところがあります。

岩手県から放射線影響担当職員にも出席していただき、放射線等に関する勉強会もあわせて行い、岩手県内の現状の状況や放射線に関する説明を行いました。この勉強会において、

地元住民の方々からほだ木の安全性に関する質問が出され、ほだ木本体からの放射線量に関しては、通常の空間線量に影響を与える量ではないことや人体に影響を与えるレベルではないとのことでありました。ほだ木について引き続き現在の場所で一時保管をさせていただきたい旨のお願いをし、参加者からはおおむねご理解を得たところであります。今後も空間放射線量の定期的な測定を実施するとともに、地元住民には、行政区長さんを通じて速やかに測定結果の報告をしてまいります。

2点目のほだ木の管理の改善についてですが、1回目の説明会の際に、住民からほだ木について要望が出されておりましたことに対しまして、一時保管場所整備業務に係る委託契約を締結したところであります。委託業務内容といたしましては、原木ほだ木を露出させず、再度シート類で多い、内部への雨水の浸入や結露による内部の水の流出などがないように密閉することを条件としております。また、素掘り側溝を設置し、側溝内部には放射性セシウムを吸着するジオライトを散布すること、また一時保管している原木置き場の内部に容易に入られないよう立ち入り禁止のロープ柵を設置することとなっております。

また、全てのほだ木を処理した後は、保管場所の土壌調査を行い、安全確保に努めてまいります。このように地元からの要望に対応しているところであります。

3点目の試験焼却の際の放射性物質の空中への拡散と焼却灰への残留量についてですが、シイタケ原木ほだ木は、6月中旬から盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター内にありますごみ焼却施設で組管内から搬入される一般廃棄物とごみ貯留槽において均一に混合攪拌をした後、焼却処理を予定しているところであります。廃棄物は、焼却炉内で完全燃焼され、焼却処理の際に発生する煤塵及びダイオキシン類等の排ガスについては、ろ過式集じん装置のバグフィルターでほぼ100%捕集され、クリーンな状態で煙突から排出されることから、空中への拡散による環境への影響はないところであります。

次に、放射性物質の焼却灰への残留についてですが、1日約1トンのシイタケ原木ほだ木に対して組管内から搬入される一般廃棄物、約100トン混合焼却することから、混合焼却率は1から2%程度であることやシイタケ原木ほだ木の放射性セシウム濃度が1キログラム当たり53から78ベクレルであることから、混合焼却をすることによって焼却灰の放射性物質濃度は、現在の測定値より大きく上昇することはないところであります。

なお、盛岡・紫波地区環境施設組合では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能による影響について、毎月継続して各種測定を実施しているところであり、本年3月の焼却灰測定では、放射性セシウム濃度1キログラム当たり109ベクレルで、環境省が定めた焼

却灰に関する放射性セシウム濃度の暫定許容値である1キログラム当たり8,000ベクレルを大きく下回っている状況であるほか、焼却灰以外の測定結果についても、いずれも検出下限値未満または国の許容値を大きく下回る値となっており、測定結果については、町広報紙及び組合ホームページ等で公表を行っているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 4点質問させていただきます。

1点目は、間野々地区に対する説明会の開催等、順調に行われており、これについては、大変評価するものでございますが、町民の中には、間野々地区だけではなく、町民全体で説明会をしてほしいと。そしてまた、説明会の中でいろいろ学習会、勉強会もできたということでもありますので、町民に対するそういう啓蒙といいますか、勉強といいますか、そういうふうな機会も兼ねたような説明会を開催してほしいという声がございます。この住民への説明会をまず1点目は開催してほしいということについてのご意見を伺います。

2点目は、今回バグフィルターでほぼ100%粉じんをキャッチすると、捕集すると。そして、環境への影響はないところでありますと、大変断言的な表現をしておりますが、バグフィルターで捕集できるものは、いわゆる固形物でございますが、気体に関しては、もちろんバグフィルターでは捕集できるものではございません。なかなかそういう情報がないわけでございますが、明治学院大学の教授であります熊本先生がその政府、国はセシウムは、焼却炉の中では800度の温度になるわけで、塩化セシウムになって、塩化セシウムは融点が高いので一旦ガスになって、そして出ていくところで200度に焼却される段階で固体に戻っていくのだという説明をされて、したがって、気体で出ることはないので、固形物として捕集されるという説明ですけれども、この先生は、セシウムが金属セシウムあるいは塩化セシウム以外のセシウム化合物になっている可能性は否定できないというふうな考えを表明していらっしゃいます。したがって、空気中に拡散するものがゼロではないということも念頭に置いておかなければならないと思います。そのことに対する考えを伺います。

それで、3番目は、本町の場合は、最終処分場というのが焼却場のすぐわきにございまして、その最終処分場のすぐ目の前に民家がございまして。そしてまず1キロ圏内ぐらいのところはかなり連なった民家がつながっているわけでございます。それで、今まではいわゆる一般ごみの廃棄焼却場でございましたが、今回新たに放射能に汚染された1年間、大槌町の瓦

れきも焼却しましたし、今後また陸前高田のおよそ50ベクレル前後の放射性セシウムがあると思われて、測定されております陸前高田からの瓦れきもまた約1年近く焼却するという予定であるということもまず示されましたので、この周辺の人たちの、最終処分場周辺の人たちの対策というものをしっかりとしなければならないのではないかと考えます。現在ブルーシート等でちょっと若干覆われておりますが、風が吹いたり、台風が来たりしたときの管理をどのように考えるのかについてお伺いをいたします。

3点目は、焼却灰の扱いでございますが、焼却炉の中から焼却灰をトラックに積んで、失礼しました5点目で、焼却灰をトラックに積んで、それから最終処分場に運び、そしていわゆるブルドーザーでならしてしておりますけれども、この業務に当たる方々は、いわゆる下請の方といいますか、職員は別の体系になっているという説明を受けました。そこで、その方々の安全性に関しての配慮をする必要があるのではないかと思います。

もちろん国の基準といいますか、しっかり防御服をして防じんマスクをしてやっているということでございますが、今回のほだ木も初めとして出る量が大量なものでございますから、それは約1年間、大槌で約1年間かかりましたし、今度陸前高田でも同様な長期にわたるものと思われまことから、その労働者、働く人への対策についての考えをお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず大きく4点ほどのご質問あったわけでございますが、まず1点目につきましては、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。説明会に伴いまして、町全域への説明会の対応の有無についてということでございますけれども、いずれこの件につきましては、さきの臨時会でもちょっと話が触れた経緯がございました。それで、説明会そのものにつきましては、町一円としては、町の主催としては、その考えは今のところございませんが、ただ今出前講座、町民の出前講座等、そういったふうなものも町一円で出しているものがございます。その意味では、各地域のほうで希望が、あるいは要望がある場合には、それは行ってご説明する部分はやぶさかではございません。

と申しますのは、まず時期的な問題もありますけれども、前にもお話ししましたが、放射性セシウムの関係、放射性物質の関係につきましては、全域皆さんが学習されている、知識は全て持っているとは言いかねますけれども、2年3カ月経過したわけですけれども、その



中でマスコミ報道等で広くそういったふうな部分につきましては、周知されているのかなというふうな思いがありますので、その意味でもう少し詳しく知りたいのだというふうな視点から、そういう観点からといった場合には、今申し上げましたとおり、そのような希望がある地域に対しては行ってお話しをしたいと思っておりました。そのような考えでおります。

あとは、今ご質問がありました結果につきましては、当然ながら先ほどの答弁にもありますように、地区には逐次ペーパーでもって測定結果につきましては周知いたしますし、今毎日空間線量は測定している状況にはあります。それで、全町の部分につきましても定期的と申しますか、1カ月に1回程度の平均になっていますけれども、その場所も特定の部分につきまして住民の方々にはあわせて周知していきたいというふうに考えておりました。

ちょっと質問の趣旨から脱線しましたけれども、いずれ前段の部分につきましては、希望のあるほうにつきましては、出向きながらそういった学習会の場は持つ考えでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） それでは、私のほうから焼却分の関係につきましてお答えいたします。

まず全体質問の中の2点目の焼却関係の部分でバグフィルターの関係でご質問出たわけですが、先ほど町長の答弁の中には、煤じん及びダイオキシン類等の排ガス、いわゆるバグフィルターによりましてほぼ100%集気という形につきましてセシウム関係につきましてはどうですかというふうなご質問だったわけですが、放射性物質につきましては、含有します灰や塵、こちらにつきましては、ろ過式集じん装置で捕集されるというような装置になってございます。したがって、放射性物質につきましては、集じん効率99.8%以上というバグフィルターの効能によりまして捕集はされているというふうに認識してございます。また、さらにその理由といたしまして、議員さんご存じのとおり昨年度も含めまして、被災地からの瓦れき処分、実施しているわけですが、そちら、実施した後、それぞれ放射線量等々の測定検査、これは定期的を実施いたしまして、基準値、これは当然超えてございません。これにつきましては、広報、ホームページ等で周知しているところですが、その状況も踏まえまして、放射線線量のバグフィルターにおいて捕集されるというふうな状況でございます。

それから、2点目の最終処分場関係でございますけれども、周辺住民への対策ということで最終処分場のほうの管理の関係でございますけれども、こちらにつきましては、風の吹いた

ときはというふうな形の具体的なご指摘があったわけですが、最終処分場の管理につきましては、焼却灰、こちらにつきましては毎日専門業者、委託している業者が焼却灰を運搬して処理しているわけですので、こちらにつきましては、新しいもの、こちらにつきましてはブルーシート、こちらは管理しているところでございますし、それ以外の部分につきましては、覆土と言いまして、新たに土、砂、こちらを入れまして、上をかたくする形で飛ばさないような体制をとっているという状況でございます。

続きまして、灰の最終処分場の安全管理、いわゆる労働者の管理対策というふうな状況でございますけれども、焼却灰の運搬につきましては、委託業者をお願いしているということ、先ほどご説明しましたけれども、1日約2台運搬してございます。作業時間は約1時間ということで、これは4班体制で行ってございまして、大体1週間に1回程度、同じ方がやるくらいの体制になっているということで、それぞれ業者につきましても作業服、防護服、マスク、こちらの装着を基準といたしまして対応しているところでございます。したがいまして、今後につきましても、作業人の安全管理につきましては、組合といたしましても万全な体制で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、3点お伺いをいたします。

職員、働いている方の運搬している方は、1週間に1回程度ということでございますが、かなりの長期にわたるわけでございます。ですので、放射線のフィルムバッチというのがございまして、1カ月ごとにどれくらい被曝しているかということを示すのをポケットにつけているものがございまして、私も職業柄それをつけておりますが、1カ月間ずつどれくらいを浴びたかというのがわかるものでございます。それは、業者に1年契約で年間料金としては1万6,000円程度のものがございます。それで、いろんな防御をなさっているとは思いますが、これは線量を浴びたかどうかということよりもゼロであるということを確認するためのフィルムバッチでございますので、限られた方々がその運搬をやっていらっしゃる場合には、このようなフィルムバッチをつけていただくということも必要なのではないのでしょうか。これは提案ということで提案したいと思います。

次に、陸前高田からの瓦れきの焼却計画が示されましたけれども、やはり放射性セシウムの量としては、昨年の値で58ベクレル／キロくらいなようでございますが、これについての

もう少し詳細な説明をしていただきたいと思います。

そして、3点目としては、今回ほだ木という形でこういうふうな使えなくなったほだ木が焼却の対象になったわけでございますけれども、農家に行ってみれば、大変な被害ということでございます。残ったほだ木については、各農家がシートでしっかりと包んで、自分の敷地内に保管するという計画でございますけれども、県内ではシイタケ、13市町村で基準値を超えていて、ようやく盛岡市が解除になったばかりという状況の中で矢巾町のシイタケ、すごく産業としては大きいものがございますので、大変な状況ではあるかと思えます。そのシイタケほだ木の皆さんへの支援ということについては、今どのような状況になっているのかについても伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） それでは、1点目、2点目につきまして私のほうからお答えいたします。

まず1点目につきましてフィルムバッチの装着の関係でございます。小川議員さんご指摘のとおり安全には安全をとということの観点からすれば、まさにそのとおりでございますので、現在のところ環境施設組合のほうでは焼却委託業者、こちらにつきましては、装着してございます。ただ、組合の職員、我々職員については、装着していないところでございますので、議員さん仰せのとおり、線量が浴びた、浴びないということよりも安全確認という観点から安全確認でございますので、そこら辺の対応については、検討させていただいて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の被災地の瓦れきの関係でございますけれども、本年の3月31日までにつきましては、大槌町からの一般廃棄物、可燃物につきまして受け入れ処理を行ったところでございます。参考までにトン数につきましては、平成23年度が399.99トン、平成24年度が2770.27トンで合計で3170.26トン、この分が大槌から受け入れを処理して終了しているというふうな状況でございます。

ご質問のございましたこれからの被災地、陸前高田市からの部分でございますけれども、陸前高田市からの部分の計画につきましては、対象量につきましては、約1,500トン、これは6月から12月までの7カ月間を予定しているところでございます。そうしますと、1日約10トンがトラック2台で1日搬送されてくるというふうな状況でございます。こちらにつきましては、先ほど小川議員さんもお話いただいているところですが、この放射性物質と申しますか、こちらにつきましては、大槌同様、濃度と線量、それぞれお互いという

のか、被災地のほうで発送するときも受ける側について我々環境施設組合につきましても測定につきましてもは、継続して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 3点目のご質問にお答えいたします。

まず質問のお答えの前に、先ほど議員さんが残ったほだ木の関係についての保管の関係、ちょっと触れられましたけれども、県内では、13市町の間では、自宅、農家のほうに保管されている部分も確かにございます。ただ、矢巾の部分につきましてもは、まず説明会等前後した経緯はありますけれども、いずれ基準値の部分につきましてもは、今回処理させていただくこととなりますので、各農家のほうには、基準値超えの部分はまずない状態になっておりましたので、そういう状況でございます。

次に、シイタケ農家に対する支援の関係でございますけれども、まず大きくは、いろいろ経過を踏まえた処分の関係の部分あるいはあとは再生産、生産を行う形態と大きく2つに分かれると思いますけれども、処分に関しましては、先ほど来ご質問あった、あるいは臨時会でもお話あったとおり、それぞれ処理の関係、経費につきましてもは、全額県、国あるいはそういったふうな町の部分、関係機関を交えた形の中で行政機関のほうで処理すると、経費については処理しているというのが実態でございます。

あとは、今度は営農継続的な部分でございますけれども、この部分につきましてもは、まず従来から実施しておりますほだ木の導入に対する補助でございますけれども、その部分につきましてもは、今度は農協等も含めた形の中で関係機関、団体のもとで支援をしているところでございます。当然ながら今回の事案を踏まえまして、原木そのもの、ほだ木とする原木の入手そのものも非常に困難な状況にあったわけでございますけれども、いずれこれは特に関係団体、農協のほうになるわけでございますが、入手先を拡張した形の中でそういったふうな努力をしながら100%とはいきませんけれども、まずは要望に近い形の中で努力している部分がございます。

あとは、今後の対応といたしまして、除染機、いずれ安全には安全を確保するというところで除染機購入の部分につきましてもは、町のほうも支援しながら機械を導入させていただきまして、それで原木の除染等を行いながら安全を担保するための政策、そういったふうな施策も行っているところでございます。当然ながらもう既に取り組んでおりますけれども、放射線測定器の部分につきましてもは、フル活動できるように常に測定できる体制はとっていると

ころでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

町の差し押さえを含む税務行政についてお伺いをいたします。元町民が児童手当を差し押さえられたことは違法として差し押さえ処分の取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が5月17日、盛岡地裁で開かれ、矢巾町側は請求却下と請求棄却を求め、審議に入った場合も請求棄却を求めて争う姿勢を示したことが報道されました。また、23年度後期高齢者医療保険料の滞納処分として55件の預貯金及び年金の差し押さえが行われ、その件数は県内で最も多く、ほとんどの自治体が1桁かなしという状況の中で異常な事態となっていることから、税務行政の転換を求めて、以下伺います。

1番、児童手当の差し押さえは禁止されていることをどう捉えているかお伺いします。

2番、児童手当や年金を含む預貯金の全額でございます、全額を差し押さえるやり方ではなく、生活費を残すべきと考えるが、改善する考えはないか伺います。

3番目、平成22年度から導入している滞納管理システムを使用しているが、病気や障がい、生活保護の情報は入力されているかお伺いをします。

4番目、過去3年間の児童手当を含む預貯金の差し押さえ件数を伺います。

5番目、後期高齢者医療保険料の差し押さえの年齢構成を伺います。

6番目、生活保護世帯への滞納分の税金の徴収を停止する考えはないかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 町の差し押さえを含む税務行政についてのご質問にお答えいたします。

1点目の児童手当の差し押さえは禁止されていることをどう捉えているかについてですが、児童手当法第15条において、児童手当の支給を受ける権利は譲り渡し担保に寄与し、または差し押さえることができないとされており、この規定については、児童手当を受給できる権利のことで受給できる資格、権利、要件として保護者等の受給資格そのものの権利を規定していることでもあります。また、国税徴収法基本通達において、児童手当の支給を受ける権利とされておりますが、これは児童手当執行行政庁に対して支払い請求権を直接債権として差

し押さえすることが禁止されているものと捉えております。

2点目の児童手当や年金を含む預貯金の全額を差し押さえるやり方ではなく、生活費を残すべきと考えるが、改善する考えがないかについてですが、債権差し押さえについては、国税徴収法第63条において、徴収職員は債権を差し押さえるときは、その債権の全額を差し押さえなければならない。ただし、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができると規定されており、基本的には滞納税金に債権差し押さえ額が満たない場合には、全額を差し押さえしなければならないこととされております。

また、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときとは、債権額が滞納額を上回る場合においてであり、全額を差し押さえる必要がないと徴税吏員が判断した状況の場合であります。

なお、納税については、自主的に納付いただくことが当然の義務であることは言うまでもなく、特別な事情により期限を過ぎて納付される方や徴収猶予が必要な方については、納期限前に納税相談等を行い、適正な手続を行っていただくよう今後も周知してまいります。

3点目の平成22年度から導入している滞納管理システムを使用しているが、病気や障がい、生活保護の情報は入力されているかについてですが、滞納管理システムは、平成21年9月から導入しており、滞納者に関する税情報、納税交渉履歴、税法上の調査結果内容を記録しているものであります。この中には、生活保護の情報も含まれ、滞納者個々に関する病気や障がいの状況については、本人からの聞き取り調査により把握した内容について入力を行っているところであります。

4点目の過去3年間の児童手当を含む預貯金の差し押さえ件数についてですが、金融機関における預貯金の一般債権としての差し押さえ件数は、平成21年度は33件、平成22年度は38件、平成23年度は103件となっております。

5点目の後期高齢者医療保険料の差し押さえの年齢構成についてですが、平成23年度では75歳から80歳までは4人、81歳から85歳までは1人、86歳から90歳までは1人となっております。

6点目の生活保護世帯への滞納分の税金の徴収を停止する考えはないかについてですが、何らかの事情により生活保護費を受給することになった滞納者であっても、受給前の滞納租税が免責にならないことをご承知のとおりであります。地域を支える同じ住民として、それぞれの立場ででき得ることについて義務を果たしていただきたいと存じます。

徴税吏員は、町税等を納期限どおり納付できない方については、搜索差し押さえ執行に至

るまでに督促状送付、再三の通知や催告、必要に応じて住所地等に臨場して対応しており、税法上で定められていない事情にも配慮しているとともに、納付が困難な方については、来庁の上、納付相談などを受け、個別の事情にも対応をしております。それでもなお、納付が困難な方については、生活状況や財産状況などの調査を行い、本人からの説明をしっかりと受けながら真に納付が困難と判断する場合には、滞納処分停止の要件に基づき執行停止処分を行うこととしております。しかしながら、生活保護費受給の事実だけで何ら納税の努力または説明責任を果たされない方については、執行停止処分を行うことはできないものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） まず3点お伺いをいたします。

児童手当は、差し押さえ禁止物件になっているという認識で捉えていらっしゃると思います。しかし、事実、実際には平成23年度は103件もの差し押さえ処分となっています。このギャップについてお知らせをお願いします。また、今回1円の預貯金があったことから、その14万1円を差し押さえたことについて裁判で争っていくというような報道がなされましたけれども、それらについての町の方向性、立場についてお伺いをいたします。

次に、全額の差し押さえは、憲法第25条の生存権を侵すものではないかと考えます。しかもこの隣の盛岡市でもそういうことはやっておりませんし、紫波町でもやっておりません。矢巾の町民が年金を含む全額を差し押さえされて、もうこれでは生きていけないということで盛岡市に救済を求めました。そしたら、盛岡市は、一時金を貸してくれて矢巾町から返してもらいなさいと、年金を返してもらいなさいという指導をしたそうですが、矢巾町では、一旦振り込まれた年金は、いわゆる預貯金とみなすから返すことはできないということでございました。そういうように、いわゆる隣の都市は、そういうことはやっていないということでございます。

それから、生活保護の問題でございますが、生活保護になってもなお免責がされるわけではないと、そして本人が納税の努力をしなければならないというような説明でございますが、生活保護者に対しては、まずは自立を促す、生活の再建をする。そして、病気の方であれば、病気を直す、まずそれが第一のまず目的といいますか、町としては指導するところではないかと思っております。納税の義務というのは、その2番目か3番目か4番目に出てくるものではな

いでしょうか。そこら辺に対する考えについてお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいま4点ほどありましたけれども、1点目の児童手当の差し押さえ禁止財産ということで、23年度103件差し押さえしているけれども、そのギャップはというようなことをございますけれども、うちのほうで預貯金の差し押さえというのは、あくまでも預貯金としての預金債権ということの捉えでやっております。その中に児童手当が入っているからするとか、しないとかというものではなく、あくまでも全ての預貯金の預金債権という捉え方で行っているところでございます。

あと2点目の裁判における町の立場ということでございますけれども、今これにつきましては、司法の場に委ねられておりますので、それについてのお答えについては、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

3点目の全額差し押さえるのではなくて、それぞれの生存権があるのではないかというようなことをございますけれども、これにつきましては、先ほど町長答弁にもありましたけれども、預金を差し押さえる場合については、全額差し押さえるというのが法の中の規定で定められている部分でございますので、それにのっとりながら行っているところでございます。

また、盛岡市のほうに行って相談されたということでもありますけれども、盛岡のどこに行って相談されたのかちょっと私のほうは把握しているわけではございませんけれども、恐らく福祉担当か何かのほうに行っているのかもしれないけれども、福祉担当のほうでは、そういう税の差し押さえとか、税を納めるというようなことをする部署でもございませんので、そちらのほうでどのように言われたかについては、こちらのほうでは把握しているものではございませんので、うちのほうとしましては、その法にのった中での立場ということで粛々とやっているところでございます。

あと4点目の生活保護者に対する対応ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど答弁でお答えしたとおりでございますけれども、やはりそれなりの事情があるのであれば、そういう説明をしていただかなければ、私たちとしてはやはり個人、個人の中身の把握というのがやはりできないという部分もございます。やはりそういうことで病気でどうしても今できないとか何かということであれば、やはりそれなりの話を伺わなければ私たちが例えば執行停止をするにしても、何ら情報もなく、ただ生活保護を受けた、だから何でも終わりなのだということではなく、やはり生活保護を受けたからといっ



ても、他の納税者の方々は、それなりに苦しくても納めているという方々もおります。そういう方々とのやはり公平性というものを考えれば、ただ生活保護をもらったからというだけの理由では、一概に執行停止なりをすることというのは、なかなか無理があると思いますので、やはりそれぞれの方においても、説明をきちんとしていただかなければ、私たちとしてもなかなかその次の行動というものは起こせないということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 児童手当の件についてでございます。23年度は子ども手当でございましたが、実際に103件ということは、1人の子どもさんがおられれば103人、子どもさんが2人の家庭であれば200人を超える方々が対象になったということでございますが、数的に余りにも多いのではないかと、まず率直に思います。30件からなぜ103件に急にふえたのか、これについての要因をまず伺いをいたします。

それから、矢巾町と同様に、子ども手当を差し押さえられたということで鳥取県で今、事業税を差し押さえられたということで裁判がなされておりました。鳥取地裁では、3月にその判決が出まして、児童手当の趣旨に基づいて、趣旨を尊重して権力の乱用であるということで訴えを退け、いわゆる訴え側に対して判決を言い渡してございます。これに対して鳥取地裁が不服ということで上告をしたということが出ていますけれども、鳥取地裁ではこういう判決をいたしました。ご存じかと思しますので、この鳥取地裁に対するコメントもまずいただきたいと思えます。これで2点目です。

もう一つは、先ほどは国税徴収法の第63条ということで全額を差し押さえなければならぬということでお話をされましたが、地方税法の第15条の7では、滞納処分停止の要件というものを規定しております。滞納者につき、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その執行停止することができる、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるときということで載っております。そして、国税徴収法の基本通達153の3によりますと、生活を著しく窮迫させる恐れがあるときとは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活ができない程度の状態になる恐れがある場合をいうというふうに書かれてございます。

つまり生活保護を受けている方は、もう困窮の恐れがあるという状態を逸している、もう生活保護の実際の受けなければならぬほどの低生活状態ではなく、実際にそれを受けざるを得ない状況に陥っているということでございます。この地方税法の第15条、それか

ら国税徴収法の基本通達に対するお考えをお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

児童手当の差し押さえのふえた理由ということのようでございますけれども、この103件というのは、児童手当ということではなくて、あくまでも私たちのほうで児童手当を含まれていないものもあります。ものによっては、ほとんどが入っていない部分でございますので、ただそれを全てを児童手当というふうに置きかえられてしまいますと、私たちのほうとしては、ちょっと大変なことになりますけれども、この103件というものは、あくまでも児童手当云々ではなくて、一般預金債権ということでの103件ということをご理解願いたいというふうに思います。

あと鳥取地裁に対する判決のコメントということでございますけれども、これは鳥取県のことについての裁判ということでありましたけれども、鳥取県と本町においてのどういう経緯というものについては、詳細に把握しているわけではございませんので、ただ一概的な判決、確かに児童手当という部分だけの一部分だけをとって例というふうに言われるのも、ちょっと私たちにすれば心外的な部分がありますけれども、ただ先ほど言いましたように、この件については、うちのほうも司法の場に今委ねられておりますので、これについては、どうのこうのという今の立場はコメントについては、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

3点目の生活保護と執行停止との関係でございますけれども、差し押さえする場合には、今まで差し押さえしている部分についても、何らかのこっこのほうでいろいろアクションを起こしたりしているわけなのですけれども、それに一切応えないと、要するに分納をお願いしても、ではこのように月々しますとかやっても納めない者、それで数カ月そのまま捨てられたものについては、やはりいつまでもそのままにするわけにいかないというようなことでやむを得ずやっている部分もございます。あと生活保護の方々につきましては、差し押さえというのは、動産等の保護をもらう前にやった差し押さえということはありませんけれども、生活保護をもらってからの差し押さえということはやってはおりませんし、またそれぞれその方々と話をした上での月々どの程度だったら本当に納められますかとか、そういうことの中での納めていただいているということでございますし、あと本人、真にどうしても大変だということであれば、やはりそういう旨の話をされた上の中での執行停止処分というような次の段階に進んでいくということでは処理を

進めているということですので、その点については、ご理解のほど願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

○6番（小川文子議員） 生存権について。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 失礼しました。生存権ということでございますけれども、確かに生きるための生存ということはありませんけれども、その中で、先ほど申し上げましたとおり、どの程度のところまでであれば、お互いに譲歩できる部分があるのかということでお互い話し合いの中でやっているという部分でございます。一方的にこっちのほうから、では1万円出せとか、2万円出せとかというようなことでやっているものでもありませんし、また差し押さえについても、先ほど言いましたように、今1カ月滞納したから、では即差し押さえするというようなことではなくて、そこまでいくまでには、やはり相当の年数なり、数カ月の月日を要したものについて行っているということなので、やはりいきなり今滞納しました。では、納期限が1週間過ぎました。では、すぐ差し押さえしますというようなことではなく、やはりそれまでの経緯を踏まえながら相当数の月日を重ねた中でやむを得ずやっているというようなことですので、やはりそれにつきましては、納税者についてもこちらのほう等の事情もわかっただきながら、やはり相談するものは相談していただきたいと、そういうことで何度も通知をしたり、また住所地に臨場したり、いろいろやっているわけなのですけれども、それについても真摯に対応していただけないという場合については、やはり最後の手段としてやむを得ずやる部分ということですので、それと生存権云々というものをセットという場合については、ちょっとセットというものについては、なかなかできない部分がありますけれども、生存権云々ということではなくて、やはり私たちにすれば、最低限としてのお互いに話し合いながらやっていただけるようお願いしたいということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 生存権については、ちょっと答えではよくわかりませんでした。これから発展する町矢巾の中にあって、児童手当の差し押さえで裁判をしていく、あるいは生活保護になった段階でもさらに児童手当の差し押さえが行われる。生活保護の段階では、差し押さえはしていないということでございましたが、実際差し押さえされていて生

活保護になっても、札を剥がされていませんので、それは解除されていないと考えるべきではないでしょうか。そういうこともございまして、これから矢巾町にどんどん住んでいただくと、そういう人口の問題もありますし、児童手当の場合は、子育て支援という観点もございまして、徴収率を上げるという、そういうことで奮闘なさっている姿も理解できないわけではないのですが、これはやっぱりバランス感覚ではないかと思えます。こういう負のイメージが強くと、矢巾町へのダメージが、イメージが悪くなると思いますか、発展する町だからこそ、こういうところにしっかりと気配りをして、お金があれば何でも矢巾はあります。暮らせないことはなくて快適な生活ができますが、一旦お金がなくなって弱者になった場合には、大変住みづらい町ということになるようでは、これは問題だと思いますので、そこら辺を重々に考えていただいて、ぜひ税務行政の転換を図っていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 要望でありますけれども、中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件でございますけれども、発展する町についてのそういう負のイメージは悪いので、方向転換をしながらというようなお話でございますけれども、先ほど来お話ししておりますけれども、私たちからすれば、そういうのは好き好んでやっているわけでもございませぬし、でき得るのであればやりたくないというのが本当でございます。

ただ、その中でやむを得ずどうしてもやらなければならないということについては、やはり今滞納繰越合わせた町税全体では98.98という、99%近い徴収率でございます。そういうことは、町民の99%の方々が苦しいと言いながらでもそういうふうにご協力していただいているということについては、やはりそういう方々に対しても真摯に答えていかなければならないという部分もございまして、ですので、それらを踏まえながら、こちらのほうとしても最大限できるものは何かというのを考えながら進めていかなければなりませんけれども、ただ先ほどから言っていますように、一辺のみで云々ということではなく、総合的に判断しながら今後も進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

---

○議長（藤原義一議員） 以上をもって一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了しました。

なお、明日は休会、14日は午前10時に会議を開きますので、本議場にご参集願います。  
本日はこれをもって散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 0時03分 散会



平成25年第2回矢巾町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年6月14日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第 1 請願・陳情の審査報告

25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願

第 2 報告第 2号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

第 3 報告第 3号 平成24年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 報告第 4号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 6 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第 7 議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第 8 議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

第 9 議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第10 議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

第11 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第12 発議案第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出について

第13 発議案第6号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出について

第14 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について

第15 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

第16 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

第17 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

- 第18 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第19 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第20 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第21 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第22 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（17名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	11番	昆秀一	議員
12番	村松輝夫	議員	13番	藤原梅昭	議員
14番	川村よし子	議員	15番	米倉清志	議員
16番	高橋七郎	議員	17番	長谷川和男	議員
18番	藤原義一	議員			

## 欠席議員（1名）

10番	芦生健勝	議員
-----	------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長	中村滋	君	生きがい推進課長	川村勝弘	君
兼会計管理者					



住 民 課 長	山 本 良 司 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	藤 原 由 徳 君	区 画 整 理 課 長	細 川 賢 一 君
商 工 観 光 課 長 補 佐	吉 田 清 一 君	上 下 水 道 課 長	藤 原 道 明 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	吉 田 孝 君	社 会 教 育 課 長	立 花 常 喜 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 会 長	高 橋 義 幸 君

**職務のために出席した職員**

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	吉 田 徹 君
主 事	根 澤 のぞみ 君		



---

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、10番、芦生健勝議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 請願・陳情の審査報告

25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願

（教育民生常任委員長報告）

○議長（藤原義一議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願、25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松輝夫教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇）

○教育民生常任委員長（村松輝夫議員） 平成25年6月14日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松輝夫。

請願審査報告書。

本委員会が平成25年第2回定例会において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名、(1)25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願。請願者代表、岩手県盛岡市大通一丁目1-16、岩手県教職員組合盛岡紫波支部。支部長三又恭次。紹介議員、山崎道夫。

(2)25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願。請願者代表、岩手県盛岡市盛岡駅前通り15-19フコク生命ビル8階岩手県保険医師会会長、箱石勝見。紹介議員、小川文子、川村よし子。

2、委員会開催年月日、平成25年6月12日水曜日。

3、出席委員、村松輝夫、藤原由巳、村松信一、川村農夫、藤原梅昭、高橋七郎。

4、審査経過、平成25年6月12日午後1時開会、委員長挨拶の後、25請願第4号に係る現状を請願者団体より25請願第5号に係る現状を請願者団体及び住民課長、課長補佐より、それぞれ資料に基づき説明を受ける。その後慎重審査をし、午後3時に閉会した。

5、審査結果、(1)25請願第4号、採択すべきものと決定した。

(2)25請願第5号 採択すべきものと決定した。

6、審査意見、(1)25請願第4号について。義務教育標準法が改正されて、一部35人以下学級の実現が図られ、少人数学級の推進に向けスタートを切ったところであるが、新しい学習指導要領による授業時数や指導内容の増加、不登校、いじめ等の児童・生徒指導の課題からも子どもたち一人一人にきめ細かに対応するためには、35人以下学級がさらに教職員の目の届く30人以下学級を導入し、個々に応じたゆとりある教育指導が望まれる。

また、国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持、向上を図る制度として定着し、現行教育制度の重要な根幹をなしている機会均等に一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担割合を2分の1に戻すことで国が財源保障し、積極的に責任を果たさなければならない。

(2)25請願第5号について。本県の医療費助成制度の給付方法は、償還払いであり、一度窓口で支払う法定の一部負担金を用意し、後日償還を受ける手順となっていることから、受給者の負担となっている。現物給付により、一定の負担金で受診できることは、受診しやすい環境となる。多受診による医療費の増加につながる懸念もあることから、導入した場合、国では国民健康保険の国庫負担金にペナルティーをかけているが、傷病の重篤化を阻止する

側面もあると考えられる。

現物給付化は、受診環境の充実という点で地域懇談会等でも導入を望む声があることから、町としても県に対する要望事項として検討していることを踏まえ、さらには子育て支援の観点からも町民の福祉向上のため、導入すべきと考える。

以上であります。

- 議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。

25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、25請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願については、採択とすることに決定いたしました。

次に、25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願に賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、25請願第5号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願については、採択することに決定いたしました。

---

日程第2 報告第2号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第2、報告第2号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 報告第2号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について提案理由の説明を申し上げます。

今回発生した事故は、ただいま議案を朗読したとおりであります。場所は、町道大木1号線、主要地方道盛岡和賀線交差点の東側地点でありまして、大型ローダーで除雪作業中の日々雇用職員が町道から県道に進入しようとした際に、県道を走行する車両が途切れないことから、後進したときに、強風と吹雪により後続車両に気づかず衝突したことによる車両損傷事故でありました。

車両損傷に係る賠償金については、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済で行っておりまして、共済の査定から車両の修理代金、総額42万4,588円、営業車両であることによる代車代金、総額21万3,675円を支払うものであり、全額共済金で賄うものであります。今後除雪作業等の周辺に危険を伴う作業で、特にも視界不良、悪天候の際には、2人作業で行うなど、細心の注意に意を配してまいり所存であります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき行ったものであります。

以上、報告申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 損害賠償の額、代車分、これはどのような車で何日くらいの代車分でしょうか。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 大変申しわけございません。後刻ご報告したいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって報告第2号を終わります。

---

日程第3 報告第3号 平成24年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第3、報告第3号 平成24年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 報告第3号 平成24年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成24年度に繰越明許いたしました事業は、2款総務費の庁舎維持補修事業、3款民生費の北高田保育園及び不動保育園整備費補助事業、4款衛生費の地域医療支援事業、5款労働費の再生可能エネルギー導入事業、6款農林水産業費の農業用廃棄物処理事業、東日本大震災農業生産対策交付金事業補助事業、農業体質強化基盤整備促進事業、再生可能エネルギー導入事業2件及び林業振興事業、8款土木費の南昌トンネル線県道昇格事業、9款消防費の再生可能エネルギー導入事業、10款教育費の認定こども園整備事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰り越しとしたものであります。

繰越額については10億7,424万4,000円であり、その財源の内訳といたしましては、平成24年

度に収入した矢巾町福祉基金及び教育施設整備基金繰入金 1 億 4,400 万円、平成 25 年度に収入する見込みの国庫支出金 9,000 万円、県支出金 7 億 3,652 万 5,000 円、分担金及び負担金 3,513 万円、一般財源 6,858 万 9,000 円となっております。

これらの事業の繰り越しについては、平成 25 年第 1 回議会定例会においてご議決をいただいているところであり、ここに地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第 3 号を終わります。

---

日程第 4 報告第 4 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別  
会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 議長（藤原義一議員） 日程第 4、報告第 4 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 報告第 4 号 平成 24 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成 24 年度に繰越明許いたしました事業は、2 款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業及び矢幅駅前地区事業で、国の経済対策による追加補正及び地権者の建物移転の期間を確保するために繰り越しとしたものであります。

これらの事業の繰り越しについては、平成 25 年第 1 回議会定例会においてご可決を賜って



いるところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

繰越額については8億7,392万5,000円で、その財源内訳は国庫支出金が4億3,624万7,000円、地方債が4億2,000万円、一般財源が1,767万8,000円となっております。

事業内容は、駅西地区の公園整備及び駅前地区の道路工事並びに支障物権移転補償費でありまして、現在早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第4号を終わります。

---

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には、現在7名の方々となっておりますが、このうち今回1の方が9月30日をもって任期が満了となります。人権擁護委員の任期は、3年となっており、その任期は、法務大臣が委嘱した日からとなっております。今回新たに人権擁護委員として矢巾1区行政区の矢幅智さんをご推薦申し上げたく、ご意見を求める次第であります。

矢幅智さんは、昭和54年から小学校教諭としてお勤めになられ、平成8年に安代町立五日市小学校教頭、平成18年に岩泉町立浅内小学校校長として赴任しております。平成21年度から矢巾町立德田小学校校長として着任し、平成25年3月31日をもって退職されております。

本町におきまして徳田小学校のほか不動小学校にも2度赴任しているなど、矢巾町の教育にご尽力いただいている方であるほか、平成25年4月から矢巾町社会教育委員を務められ、人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格識見とも立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第6 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第3分団第9部に配備する車両でありまして、現在使用している消防ポンプ自動車は、昭和63年11月に購入した車両で既に24年を経過し、能力低下が著しいことから更新を行うものであります。

今回更新をする消防ポンプ自動車の概要であります。車両の選定に当たりましては、矢

中町消防団を初め地元関係機関と協議を行い、現在配備されている消防ポンプ自動車と同型の2トン車ベースのCD-1型4輪駆動車とし、冬期間等の安全面に配慮をするとともに、省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の艤装仕様を取りつけた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号に基づき随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボディーの4社を選定し、5月20日に見積もり合わせを執行した結果、最低価格である互光商事株式会社に決定し、一金1,750万円に5%の消費税を加算した金額一金1,837万5,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 町内には20年を経過したような消防自動車は何台ぐらいあるのか。それから、その消防自動車としては、最長どれくらいがまず可能であるか。その個々の車の状況にもよると思いますが、今まで何年くらい最長使ったことがあるのか、その点について伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

現在20年以上の消防自動車につきましては、6台ほどございます。今回第9部に配備します消防車につきましては、昭和63年ということで、昭和最後の消防自動車ということになってございます。

それから、最長何年くらいということでございますが、大体今回24年ほどでございますが、当然24年となりますと、耐用年数はもうとっくに過ぎているわけでございますが、おおよそそのくらいで総合計画等に基づいて更新をしているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第7、議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、11款分担金及び負担金に休日救急当番医制事業費負担金、13款国庫支出金に放射性汚染廃棄物処理加速化事業補助金、14款県支出金に地域経営推進員補助金、19款諸収入に自治総合センター一般助成金、同じく地域防災助成金を新設補正し、また14款県支出金の岩手県きこ原木等処理事業補助金、同じく参議院議員通常選挙委託金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、2款総務費のコミュニティ施設等整備事業、同じく参議院議員通常選挙費、4款衛生費の保健衛生総務事業、6款農林水産業費の農業振興総務事業に汚染きこ原木管理費、運搬費及び焼却処分費、9款消防費の消防施設整備事業を増額補正し、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,588万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,057万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明申し上げます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金199万1,000円、節にまいりまして休日救急当番医制事業費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金262万9,000円、節にまいりまして農業振興費補助金同額、説明欄記載のとおりでございますが、放射線汚染のシイタケ原木の処理に係る国庫補助金で県補助金から国庫補助金に組み替えになったものでございます。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金658万円、節にまいりまして地域経営推進費補助金同額で説明欄記載のとおりでございます。5目農林水産業費県補助金△70万円、節にまいりまして、農業振興費補助金同額でございます。岩手県きのこ原木等処理事業補助金の増につきましては、シイタケ原木の一時保管に係る経費に対する補助金であります。下のほうの岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業補助金の減につきましては、先ほどの国庫補助に組み替えになったために減になっているものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金168万円、節にまいりまして選挙費委託金同額で説明欄記載のとおりでございます。6目教育費委託金40万円、節にまいりまして教育振興費委託金同額で説明欄のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、5目東日本大震災復興基金繰入金8万円、節にまいりまして東日本大震災復興基金繰入金同額で説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入322万6,000円、節にまいりまして雑入同額で説明欄記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出にまいります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費95万4,000円、節にまいりまして委託料31万5,000円、補償補てん及び賠償金63万

9,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目文書広報費、これにつきましては、補正額ゼロで財源更正となります。6目企画費16万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄記載のとおりでございます。8目財政調整基金費81万2,000円、節にまいりまして積立金同額でございます。財政調整基金積立金でございます、これを積み立てますと、残高が15億5,694万3,000円となるものでございます。9目コミュニティ対策費100万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄記載のとおりでございます。

4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費336万円、節にまいりまして備品購入費同額で説明欄記載のとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費199万1,000円、節にまいりまして委託料同額で説明欄記載のとおりでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費455万9,000円、節にまいりまして委託料同額でございます、説明欄記載のとおりでございますが、放射性物質に係るキノコ原木処理に係る委託料となっているものでございます。

7款商工費、1項商工費、4目自然公園施設費、補正額はゼロでございます、財源更正となっております。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費101万3,000円、節にまいりまして備品購入費同額で説明欄記載のとおりでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2万5,000円、節にまいりまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。3目教育振興費97万1,000円、節にまいりまして賃金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項小学校費、2目教育振興費19万円、節にまいりまして賃金223万4,000円、報償費△22万4,000円、使用料及び賃借料20万円です。いずれも説明欄記載のとおりでございます。

3項中学校費、1目学校管理費65万1,000円、節にまいりまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございます。2目教育振興費20万円、節にまいりまして使用料及び賃借料同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑  
ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番(昆 秀一議員) 16ページ、4款衛生費、休日救急当番医制事業委託料の増の理由を  
お伺いいたします。

○議長(藤原義一議員) 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

休日救急当番医制、これにつきましては、紫波郡内の休日当番医の委託料になりますが、  
今度今年度と来年度、25年度、26年度は、その事務局が矢巾町が事務局となることになって  
おります。それで、紫波郡の医師会と契約をするわけですが、紫波町の負担金分が矢巾町に  
一旦入って、そこから紫波郡の医師会に出ていくということになりますので、これについま  
しては、紫波町の負担金が矢巾町に入って、それを休日救急当番医の契約を紫波郡医師会と  
するということになっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)についてを  
起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第40号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)については原案のと  
おり可決されました。

日程第8 議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）  
について

○議長（藤原義一議員） 日程第8、議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。資本的収入及び支出のうち支出の企業債償還金を増額することとし、資本的収入及び支出のうち支出に1億8,757万4,000円を増額して、総額を5億5,409万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第1号）を款、項、目、節、補正予定額の順に説明いたします。

資本的収入及び支出の支出、1款資本的支出1億8,757万4,000円、2項企業債償還金同額、1目企業債償還金同額、節にまいりまして企業債償還金同額でございます。この補正は、旧公営企業金融公庫にかかります利率4%以上のものの補償金免除繰上償還が今年度認められるということに伴う増額補正となっております。

なお、全て自己資金で返済するということになってございます。

以上で議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第41号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第9、議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用及び2款農業集落排水事業費用の支払い利息及び企業債取扱諸費をそれぞれ減額し、2款農業集落排水事業費用の処理場費を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入及び2款農業集落排水資本的収入の企業債をそれぞれ増額し、支出の1款公共下水道資本的支出の企業債償還金及び2款農業集落排水資本的支出の企業債償還金、処理場建設改良費をそれぞれ増額するもの

であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の支払い利息及び企業債取扱諸費を191万1,000円減額して、総額を6億906万5,000円とし、2款農業集落排水事業費用の処理場費を485万5,000円増額し、支払い利息及び企業債取扱諸費を90万8,000円減額して、総額を4億1,905万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入の企業債を1,900万円増額して総額を6億4,882万円とし、2款農業集落排水資本的収入の企業債を6,360万円増額して総額を6,362万円とし、支出の1款公共下水道資本的支出の企業債償還金を2,009万1,000円増額して総額を8億1,494万2,000円とし、2款農業集落排水資本的支出の企業債償還金を6,486万4,000円増額し、処理場建設改良費を1,328万5,000円増額して総額を2億5,560万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

それでは、3ページをお開き願います。平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）を水道事業会計の例によって説明いたします。

それでは、収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用△191万1,000円、2項営業外費用同額、1目支払い利息及び企業債取扱諸費同額、節にまいりまして企業債利息同額。この利息の減額補正ですが、旧公営企業金融公庫に係る利率4%以上のものに対する補償金免除繰上償還が認められることに伴いまして、一括償還を行いますことから、年度内支払い利息が減額となることに対応するものです。

なお、水道事業会計の場合は、まだ実行日等の詳細要綱が届いておりませんので、こういった補正はいたしませんでしたが、下水道につきましては、9月に実行するということが要綱として届いておりますので、予算として計上いたしました。

2款農業集落排水事業費用394万7,000円、1項営業費用485万5,000円、1目処理場費同額、節にまいりまして備消耗品費21万8,000円、委託料17万4,000円、修繕費446万3,000円、この処理場費にかかります増額補正は、間野々浄化センターの濁水放流事故を受けまして、汚水ポンプの調達、間野々浄化センターの放流管改修など及び西郷浄化センター、不動浄化セン

ターの監視強化対策のための経費としております。

2項営業外費用△90万8,000円、1目支払い利息及び企業債取扱諸費同額、節にまいりまして企業債利息同額。この利息の減額は、先ほどの企業債利息の減額と同じ内容のものとなっております。

それでは、4ページにまいります。資本的収入及び支出の収入1款公共下水道資本的収入1,900万円、1項企業債同額、1目企業債同額、節にまいりまして企業債同額でございます。

2款農業集落排水資本的収入6,360万円、2項企業債同額、1目企業債同額、節にまいりまして企業債同額でございます。これらの増額補正は、いずれも旧公営企業金融公庫に係る利率4%以上のものの補償金免除繰上償還に伴います自己資金では不足しますので、借りかえのための増額となっております。

支出にまいります。1款公共下水道資本的支出2,009万1,000円、2項企業債償還金同額、1目企業債償還金同額、節にまいりまして企業債償還金同額でございます。こちらは繰上償還に伴います元金償還金の増額となります。

2款農業集落排水資本的支出7,814万9,000円、1項企業債償還金6,486万4,000円、1目企業債償還金同額、節にまいりまして企業債償還金同額、こちらも先ほどと同じく繰上償還に伴います元金償還金の増額となっております。

2項農業集落排水処理場建設改良費1,328万5,000円、1目処理場建設改良費同額、節にまいりまして備消耗品費178万5,000円、工事請負費1,150万円、この中の備消耗品費ですが、西郷浄化センター用に新たに購入を予定しております透視度計の経費となっております。また、工事請負費につきましては、間野々浄化センターの濁水放流事故にかかわりました上澄水排出装置の改修のための費用となっております。

以上で議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第42号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時25分といたします。

午前11時14分 休憩

-----  
午前11時25分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

-----  
答弁の保留分について

○議長(藤原義一議員) 先ほど昆秀一議員の質問に対し、答弁を保留しておりましたので、発言の申し出がありましたので、これを許します。

星川総務課長。

○総務課長(星川範男君) 先ほど報告第2号のところで昆秀一議員の質問に答弁を保留しておりましたので、お答えをしたいと思います。

損害賠償のところで代車分につきまして何日間かというふうなご質問がございました。この方につきましては、職業がハウスクリーニングをやっている方ということでございまして、ワゴン車で営業している方とございました。ということで同じタイプのワゴン車、アルファード、代車がアルファードということで37日間、これの代車分の補償ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 昆議員、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

---

日程第10 議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定  
について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

国では、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するため、一層の歳出の削減が不可欠であるとして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を制定し、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り特別職及び一般職の国家公務員の給与を減額しているところであり、同法附則において地方公務員の給与については、同法及び地方公務員法の趣旨を踏まえて、自主的かつ適切に対応されるものと規定されております。

このたびの条例制定につきましては、国から同法の規定をもとに防災、減災事業に取り組み、地域経済の活性化を図るため、日本の再生に向けて国と地方が一丸となって努力する必要があるなどとして、平成25年度に限って地方公務員の給与削減を要請されていることから、本町においてもこの趣旨に鑑み、特別職及び一般職の職員の給与を削減するために制定しようとするものであります。

その内容ですが、第1条では、給与減額期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特例とすることについて。

第2条では、町長及び副町長の給料の減額率を100分の3とすることについて。

第3条では、教育長の給料の減額率を100分の2とすることについて。

第4条では、一般職の職員の給料の減額率を100分の1とし、給料の減額により影響を受け

る公務災害や病気等による休職者の給与及び時間外勤務手当等の減額に関する所要の規定を定めることについて。

第5条では、職員が育児休業の部分休業した場合に、減額する給与額を100分の1減額することについて。

第6条では、職員が介護休暇を取得した場合に減額する給与額を100分の1減額することについて。

第7条では、公的法人等へ派遣した場合の職員の給与の減額率を100分の1とすることについて。

第8条では、給与の支給の際の端数計算について定めております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第43号 矢巾町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第11、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

(16番 高橋七郎議員 登壇)

○16番（高橋七郎議員） 発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在給与削減をめぐることは、国では東日本大震災の復興財源に充てるため、平成24年度4月から2年間に限り特別職及び一般職の国家公務員の給与を削減しているところであり、同様の削減を地方自治体に要請しているところでもあります。

本来国が地方公務員の給与削減を地方固有の財源である地方交付税の削減を含め強要することは、地方自治の根源にもかかわる問題でもありますが、被災市町村の復興と日本の再生に向けて我々議員も一丸となって協力する必要があると判断したところでもあります。

この内容は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り議員報酬の月額を100分の3減額しようとするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

町長ほか参与の方々は、退席されて結構であります。

午前 11 時 35 分 休憩

---

午前 11 時 37 分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開します。

---

日程第 12 発議案第 5 号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第 12、発議案第 5 号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関わる意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

村松輝夫教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇）

○教育民生常任委員長（村松輝夫議員） 前段の審査報告で述べたとおりでありますけれども、2011年に義務教育標準法が改正されまして、小学生 1 年生の基礎定数化が図られましたけれども、これでも毎年この請願は提出されておる内容であります。したがって、2014年度、来年度の政府の予算編成において、この意見書に盛り込まれた内容を酌んでいただきたいように内容にうたってあるものでございます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、補足の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。



採決に入ります。発議案第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、発議案第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

日程第13 発議案第6号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入  
を求める意見書の提出について

○議長(藤原義一議員) 日程第13、発議案第6号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

村松輝夫教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇)

○教育民生常任委員長(村松輝夫議員) 提案理由の説明を申し上げます。

前段5号同様、審査報告で述べたとおりでありますけれども、この岩手県の現行制度では、現物給付を導入すれば、ペナルティーとして国からの国民健康保険に対する国庫負担が減額されるということになっております。いまだ岩手県では、この現物給付が支給されておられませんけれども、他の東北地方の各県では既に導入されております。したがって、現物給付導入に際しては、このペナルティーを取り除いてほしいということを強く国に申請してほしいということを本町としてつけ加えておりますし、なおこれは岩手県知事、それから岩手県議会議長に対する要望書、議案でございます。

ひとつご理解の上、議員各位の賛同をお願いして、補足説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第6号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、発議案第6号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

日程第14 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について

日程第15 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第16 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第17 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第18 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第19 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第20 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第21 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

○議長(藤原義一議員) お諮りします。

日程第14、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について、日程第15、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第16、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第17、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第18、矢巾町議会だより

特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第19、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第20、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第21、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、この8議案は会議規則第37条の規定に基づき一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、日程第15、日程第16、日程第17、日程第18、日程第19、日程第20、日程第21については一括上程することに決定しました。

なお、申し出の朗読は省略いたします。

委員長の補足説明がありましたなら、これを許します。

議会運営委員会、高橋七郎委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 総務常任委員会、米倉清志委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 産業建設常任委員会、廣田光男副委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 教育民生常任委員会、村松輝夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 議会だより特別委員会、山崎道夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会、長谷川和男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 矢巾中学校建設調査特別委員会、長谷川和男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 議会改革特別委員会、廣田光男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) お諮りします。

日程第14、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第15、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第16、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、副委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会産業建設常任副委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第17、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第18、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会だより調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第20、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾中学校建設調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## 日程第22 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

○議長（藤原義一議員） 日程第22、議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて。

これは、定例会ごとに上程し、皆さんからご承認を賜っておりますが、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することに決定いたしました。

---

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今期定例会に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成25年第2回矢巾町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員